

# あきる野市教育基本計画（第2次計画）

## 後期実施計画（平成29年度から平成32年度まで）

人が育ち  
人が輝く  
あきる野の教育

平成29年3月

あきる野市教育委員会

## 「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」

あきる野市教育委員会は、人権尊重と社会貢献の精神を基調とし、あきる野市民憲章に則してすべての市民が豊かな自然や伝統・文化に誇りをもち、生涯を通じて学ぶことのできる生涯学習社会の実現を目指して教育行政を推進する。

また、家庭、学校、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し緊密な連携の下に、子どもたちが、知性、感性、道徳心を育み、体力を向上させ、豊かな人間性と創造性及び未来をひらく学力を兼ね備えた市民として成長し、「人と緑の新創造都市」あきる野市の発展に貢献することを期して教育を推進する。

平成25年12月決定

### 基本方針1 人権尊重と社会貢献の精神を育む教育の推進

すべての市民が、自他の人権について理解を深め、責任を自覚し、協力し合い、ルールを守り、安心して社会生活を送れるよう、人権尊重と社会貢献の精神を育成する教育を推進する。

### 基本方針2 豊かな人間性と創造性を育み、未来をひらく学力を伸ばす教育の推進

子どもたちが、国際社会に生き、社会の変化に主体的に対応していけるよう、基礎的な学力の定着及び向上を図り、個性と創造性を伸ばす教育を推進する。

### 基本方針3 生涯学習の推進と文化、スポーツ・レクリエーションの振興

すべての市民が生涯を通じて自ら学び、文化やスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、環境整備を行い、市民との協働による学習・交流活動を推進する。

### 基本方針4 家庭、学校、地域の連携・協力の強化

子どもたちが、乳幼児期から、豊かな体験を通して健やかに成長できるよう、家庭教育や地域活動を支援するとともに、教育を取り巻く様々な課題の解決に向け、家庭、学校、地域がそれぞれの役割と責任の下に、相互に連携・協力できる体制づくりを推進する。

## はじめに

あきる野市教育委員会は、平成26年3月に、本市の教育振興基本計画として、本市総合計画・後期基本計画の期間に合わせた、7年間で取り組むべき教育施策を示す「あきる野市教育基本計画（第2次計画）」を策定しました。

この計画は、本市の教育目標である「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」の実現に向け、施策の目標として4つの「目指す子ども像」と2つの「目指す生涯学習」を定め、家庭、学校そして地域が互いに力を合わせて取り組むものです。

また、この計画の策定に合わせ、計画の推進を目的に、平成26年度から平成28年度までの3年間の具体的な施策や事業実施年度を定めた、前期実施計画を策定しています。

平成27年4月には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、地方公共団体の長が、教育委員会と相互連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくこととなりました。その中では、総合教育会議の設置や地域における教育等の基本的な方針となる「大綱」を策定することが定められています。これを受け、平成27年8月に、市長が招集する総合教育会議において「あきる野市教育大綱」を策定しました。

このたび、あきる野市教育委員会では、この前期実施計画における3年間の取組の成果と課題及び国や都さらには社会動向を踏まえ、平成29年度から平成32年度までの4か年を計画期間とする「後期実施計画」を策定いたしました。

あきる野市は、豊かな自然に恵まれ、長い歴史と伝統・文化が今に受け継がれています。あきる野市教育委員会は、それらを通じて、子どもたちが豊かな人間性を育み、社会の中で自立し、活躍していくこと、また、すべての市民が生涯学び続け、生き生きと活動し、地域で活躍していくことができるよう、今ある資源を最大限に生かし、積極的に教育施策を展開してまいります。

今後の計画の推進につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成29年3月

あきる野市教育委員会

## 【目 次】

### 第1章 「あきる野市教育基本計画（第2次計画）後期実施計画」の策定について

|   |                   |   |
|---|-------------------|---|
| 1 | 背景                | 1 |
| 2 | 計画の位置付け           | 1 |
| 3 | 計画期間              | 1 |
| 4 | 構成                | 1 |
| 5 | 進行管理              | 2 |
| 6 | 重点施策への取組          | 2 |
|   | ・ いじめ不登校0（ゼロ）への挑戦 |   |
|   | ・ 学力向上対策の強化       |   |
|   | ・ 特別支援教育の推進       |   |
|   | ・ 生涯学習活動の推進       |   |
|   | ・ スポーツの推進         |   |
|   | ・ 青少年の健全育成の推進     |   |
| 7 | 施策体系図             | 4 |

### 第2章 後期実施計画（平成29～32年度）

|    |        |                          |    |
|----|--------|--------------------------|----|
| 1  | 基本施策1  | いじめ不登校0（ゼロ）への挑戦          | 5  |
| 2  | 基本施策2  | 豊かな人間性を育む教育の推進           | 9  |
| 3  | 基本施策3  | 国際社会で活躍できる能力・態度を育てる教育の推進 | 14 |
| 4  | 基本施策4  | 子どもの読書活動の推進              | 18 |
| 5  | 基本施策5  | 学力向上対策の強化                | 23 |
| 6  | 基本施策6  | 体力向上・健康増進に向けた取組          | 26 |
| 7  | 基本施策7  | 特別支援教育の推進                | 31 |
| 8  | 基本施策8  | 特色ある学校づくりと学校運営の改善        | 35 |
| 9  | 基本施策9  | 教員の資質・能力の向上              | 38 |
| 10 | 基本施策10 | 学校施設・設備の整備               | 41 |
| 11 | 基本施策11 | 教育の機会均等などの確保             | 45 |
| 12 | 基本施策12 | 学校安全安心対策の強化              | 48 |
| 13 | 基本施策13 | 学校支援体制の強化                | 53 |
| 14 | 基本施策14 | 教育情報の提供                  | 55 |
| 15 | 基本施策15 | 生涯学習活動の推進                | 57 |
| 16 | 基本施策16 | スポーツの推進                  | 66 |
| 17 | 基本施策17 | 文化の振興                    | 68 |
| 18 | 基本施策18 | 文化財の保護と活用の推進             | 71 |
| 19 | 基本施策19 | 施設の効率的な管理運営              | 74 |
| 20 | 基本施策20 | 青少年の健全育成の推進              | 76 |
| 21 | 基本施策21 | 家庭教育の支援                  | 79 |
| 22 | 基本施策22 | 幼児教育の推進                  | 83 |

《資料》

|     |                                  |     |
|-----|----------------------------------|-----|
| 1   | あきる野市教育大綱 「基本理念」と「基本方針」          | 85  |
| 2   | 用語の説明                            | 86  |
|     | ※ 本文中※印が右上についている用語について、説明をしています。 |     |
| 3   | 主な基礎データ                          |     |
| (1) | 人口推計                             | 96  |
| (2) | 児童・生徒数の推移及び今後の推計                 | 97  |
| (3) | 学校施設                             | 98  |
| (4) | 生涯学習関連施設                         | 99  |
| 4   | 関係法令                             |     |
| (1) | 教育基本法                            | 100 |
| (2) | 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律     | 102 |

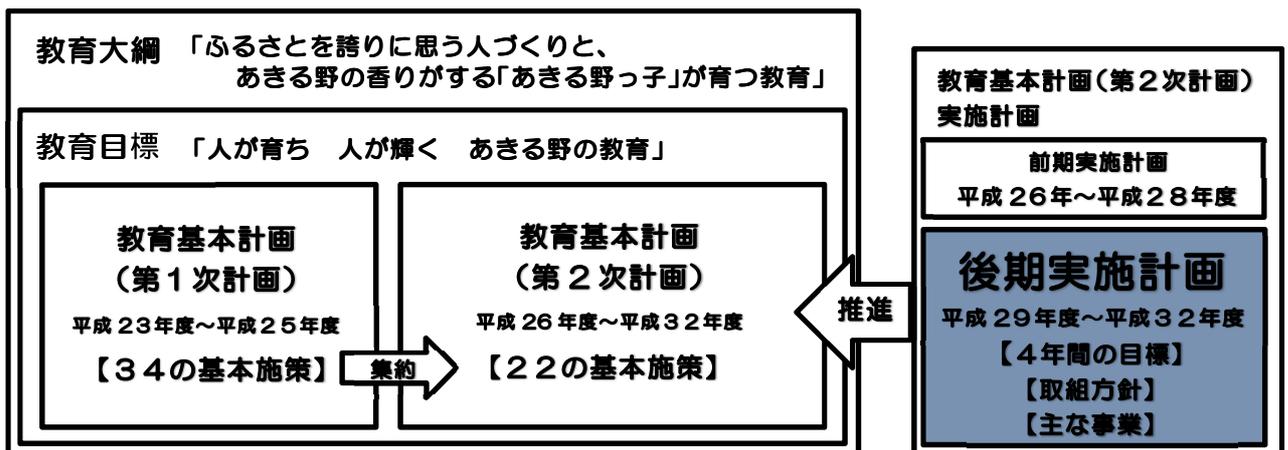
# 「あきる野市教育基本計画（第2次計画）後期実施計画」の策定について

## 1 背景

「あきる野市教育基本計画（第2次計画）（平成26年度～平成32年度）（以下「第2次基本計画」という。）」は、「あきる野市教育基本計画基本計画（第1次計画）（平成23年度～平成25年度）（以下「第1次基本計画」という。）」の方針を引き継ぎ、教育目標である「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」を実現するための教育振興計画として、平成26年3月に策定しました。その際、計画期間が7年間と長期に渡ることから、具体的な施策及び事務事業を定めた実施計画について、平成26年度年から平成28年度までの3年間は前期実施計画として、策定しています。

このたび、この前期実施計画の期間が満了を向かえるため、第2次基本計画の後半4年間の後期実施計画を策定することとなります。後期実施計画の策定につきましては、前期実施計画の成果と課題を整理するとともに、教育における本市の現状、学校や保護者並びに市民の意識やニーズ、時代の潮流などを反映させることで、第2次基本計画を更に推進するものとなります。

## 2 計画の位置づけ



## 3 計画期間

後期実施計画の期間は、平成29年度から第2次基本計画の期間が満了となる平成32年度までの4年間とします。

## 4 構成

第2次基本計画の22の基本施策について、次の内容で構成します。

### (1) 【7年間の目標に対する現状と課題】（平成28年度末現在）

前期実施計画の取り組み状況や社会情勢などを踏まえ、各基本施策の【7年間の目標】（長期ビジョン：平成26年度～平成32年度）に対する現状と課題を示しています。

### (2) 【4年間の目標】（中期ビジョン 平成29年度～平成32年度）

【7年間の目標に対する現状と課題】で抽出した、平成28年度末現在での課題を踏まえ、平成29年度から平成32年度までの4年間の中期的な目標を示しています。

### (3) 【取組方針】

【4年間の目標】(中期ビジョン 平成29年度～平成32年度)を達成するための具体的な取組を示しています。

### (4) 【主な事業】(単年度計画)

【取組方針】に基づいた個々の事務事業における、具体的な事務内容を示しています。

## 5 進行管理

後期実施計画は、第2次基本計画の最終年度までの具体的な取り組みであることから、7年間の目標に対する事務の進捗状況については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき毎年実施する、教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価において、把握するとともに、目標達成に向けて課題改善を行うことで、各事業の着実な推進を図ります。

また、その内容については「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて作成する「教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価報告書」を議会に提出するとともに、市民に公表します。

## 6 重点施策への取組

第2次基本計画では、一人一人を大切にす特別支援教育\*の考え方を基本として、家庭、学校、地域の現状を踏まえ、目指す子ども像と目指す市民の生涯学習の実現に向けた22の基本施策を策定しています。この22の基本施策のうち、「いじめ不登校0(ゼロ)への挑戦」「学力向上対策の強化」「特別支援教育\*の推進」「生涯学習活動の推進」「スポーツの推進」「青少年の健全育成の推進」の6つの基本施策については、第2次基本計画の柱としており、重点施策として取り組んでいます。

後期実施計画における、この重点施策の具体的な取組は次のとおりとなります。

### ・いじめ不登校0(ゼロ)への挑戦(基本施策1)

児童・生徒が他者との関わりの中で、人間性豊かに成長していくためには、安全に安心して生活できる教育環境が必要です。いじめや不登校といった課題においては、人間関係や家庭、学校、地域の環境など様々な要因が関わることから、保護者や地域、関係機関との連携を密にして、組織的に対応していくことが重要です。

特にいじめ対策については、平成27年3月に策定しました「あきる野市いじめ防止対策推進条例」及び「いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応の3点に重点を置き、学校における教育相談体制の充実と教員の対応力の向上、関係機関との連携体制の強化を図るなど、充実した環境づくりを進めていきます。

### ・学力向上対策の強化(基本施策5)

グローバル化\*が進展する中、変化の激しい社会を生き抜くためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力とともに、主体的に学習に取り組む態度を身に付けることが重要です。

そのためには、教員の指導力向上をはじめ、組織的に授業の工夫と改善に努める必要があることから、東京都などと連携しながら、組織及び個人を対象とした研修を計画的に実施していきま

す。また、「学力ステップアップ推進地域指定事業※」や「学力ジャンプアップ事業※」などの活用により児童・生徒の基礎学力の向上を図ります。

#### ・特別支援教育※の推進（基本施策 7）

発達障害を含めた特別な支援を必要とする児童・生徒の自立や社会参加を目指すためには、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、身に付けた能力を更に高めるとともに、生活や学習上の困難を克服できるよう、適切な支援を行うことが重要です。

すべての児童・生徒が個に応じた指導や支援を受けられる教育環境の充実を図ります。

#### ・生涯学習活動の推進（基本施策 15）

自主的に学び、主体的に活動できる市民の学習を支援し、その成果を社会に還元できる「知の循環型社会※」を目指した学習の仕組みを作り、学習成果の活用を推進する必要があります。

このため、生涯学習推進計画に基づき、豊かな生涯学習社会の実現に向けた確かな推進体制づくりと実行力のある事業展開を図ります。また、学習成果を生かす機会や場の提供を図るために、市民の企画運営による事業の充実や生涯学習事業への市民の参画を推進する必要があります。このため、市民との協働による学習機会の場づくりとして、図書館ボランティアの育成や生涯学習コーディネーターと団体や個人が連携した事業などの推進を図ります。

#### ・スポーツの推進（基本施策 16）

「あきる野市スポーツ推進計画」に基づき、誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちづくりを推進する必要があります。このため、市民が生涯にわたり興味や目的に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、世代ごとのレベルやニーズに合った様々なスポーツ活動の機会や場を提供します。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、トップアスリートによる国際交流やスポーツ団体・企業との連携によるスポーツイベントの実施など、スポーツに親しみ、楽しみ、支える活動に参画できる環境づくりを推進します。

#### ・青少年の健全育成の推進（基本施策 20）

青少年の健全育成は、社会全体の責任であることを踏まえ、家庭、学校、地域はもとより、民間団体等の社会を構成する組織や個人が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、相互に連携・協力しながら取り組む必要があります。青少年の健全な育成を図るために、野外体験活動など各種事業を通じて、子どもたちに郷土への愛着、自然を敬愛する心、挨拶や人の話を聴く態度など規範意識を醸成します。また、これらの事業を担う団体等に対して支援を行い、青少年健全育成の活動を促進するなど、子どもたちが豊かな人間形成を図り、社会の一員として自立するための施策を進めます。

7 施策体系図

取組目標

基本施策 (◆は重点施策)

事務事業 (104事業)

「生きる力」を育む学校教育の推進

【取組1】

小中一貫教育を充実させ、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成する

【取組2】

多様な教育的ニーズに対応した教育を提供する

【取組3】

学校経営力と教員の力量を高め、魅力ある学校づくりを推進する

【取組4】

児童・生徒が安心して通える、安全で快適な教育環境の整備を推進する

【取組5】

家庭や地域との協働により、地域の特色を生かした、安全で活気ある学校づくりを推進する

生涯学習・文化・スポーツの振興

【取組6】

市民一人一人が充実した人生を送ることができるよう生涯学習を推進する

【取組7】

家庭における子育ての支援を行うとともに、地域社会における青少年の健全育成活動を支援し、推進する

|    |                          |   |   |                                       |                                     |
|----|--------------------------|---|---|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 1  | いじめ不登校0(ゼロ)への挑戦◆         | いじめ防止対策の強化  | 学校における教育相談体制の充実                         | 学校と教育相談所との連携体制の充実                     | 学校と適応指導教室との連携体制の充実                  |
| 2  | 豊かな人間性を育む教育の推進           | 人権教育の推進及び啓発<br>図書館インターンシップ事業の充実   | 道徳教育の推進                                 | キャリア教育の推進                             | 友好姉妹都市栗原市交流事業の実施<br>環境教育の推進         |
| 3  | 国際社会で活躍できる能力・態度を育てる教育の推進 | 伝統・文化理解教育の推進  | 外国語指導員の活用                               | 国際姉妹都市マールボロウ市教育交流事業の推進                |                                     |
| 4  | 子ども読書活動の推進               | 学校図書館の充実  | 子ども読書活動推進計画の推進                          | 子ども読書活動推進事業の充実                        | 図書館における学校支援事業の充実                    |
| 5  | 学力向上対策の強化◆               | 学力向上に向けた取組の推進   | 教育環境の整備                                 |                                       |                                     |
| 6  | 体力向上・健康増進に向けた取組          | スポーツ教育の推進   | 学校における食育の推進                             | 給食センターが行う食に関する指導の推進                   | 学校保健の充実                             |
| 7  | 特別支援教育の推進◆               | 特別支援教育の推進体制の強化<br>小中学校の特別支援教育体制の充実  | 巡回指導による学校等の支援の充実<br>特別支援学級(固・通)による指導の充実 | 配慮を要する児童・生徒の就学支援の充実<br>特別支援教育指導補助員の配置 | 特別支援学級介助員の配置<br>特別支援学校との副籍交流の実施     |
| 8  | 特色ある学校づくりと学校運営の改善        | 地域の人材活用推進   | 開かれた学校づくりの推進                            | 学校評価システムの充実                           |                                     |
| 9  | 教員の資質・能力の向上              | 教職員の研修等の実施  | 研究奨励事業等の推進                              | 教職員研修センターの活用                          |                                     |
| 10 | 学校施設・設備の整備               | 学校施設の非構造部材の耐震化の推進   | 老朽化した学校施設の改修・改善の推進                      | 学校施設の計画的整備                            | 情報機器の整備<br>新学校給食センターの整備の推進          |
| 11 | 教育の機会均等などの確保             | 外国人児童・生徒への支援の実施   | 教育の機会均等の確保                              | 遠距離通学に対する支援                           | 実態に配慮した就学の確保                        |
| 12 | 学校安全安心対策の強化              | 児童・生徒の安全確保・安全指導の推進  | 児童・生徒通学安全対策の推進                          | 防災対策の推進                               |                                     |
| 13 | 学校支援体制の強化                | 学校支援地域本部事業の充実   |   |                                       |                                     |
| 14 | 教育情報の提供                  | 教育広報による教育情報提供の充実  |   |                                       |                                     |
| 15 | 生涯学習活動の推進◆               | 生涯学習推進計画の推進<br>学習教育機関等との連携・協力による事業の推進<br>障がい者等への図書館サービスの向上<br>生涯学習推進体制の整備 | 図書館基本計画の策定<br>民間教育事業者との連携・協力体制の充実       | 図書館の広域的連携の推進                          | 寿大学の開催<br>公民館における各種講座の充実            |
| 16 | スポーツの推進◆                 | スポーツ推進計画の推進   | スポーツ活動の機会の充実                            | スポーツ施設の整備・充実                          | スポーツ活動を支援する環境の整備<br>市の特性を生かしたスポーツ推進 |
| 17 | 文化の振興                    | アートスタジオ五日市の活用推進   | 国際化推進体制の充実と関係団体への支援                     | 公民館における芸術文化の推進                        | 秋川キララホールの利用促進<br>市民文化祭の開催・運営支援      |
| 18 | 文化財の保護と活用の推進             | 文化財保護の推進  | 文化財の活用の推進                               | 文化財の啓発                                | 伝統芸能保存活動の支援<br>郷土学習の支援              |
| 19 | 施設の効率的な管理運営              | あきる野ルピアの指定管理者との連携・協力  | 秋川体育館等体育施設の指定管理者との連携・協力                 | 学校開放・施設整備事業の推進                        |                                     |
| 20 | 青少年の健全育成の推進◆             | 青少年健全育成団体の支援<br>成人式の実施  | 青少年健全育成事業の推進                            | 地域リーダーの育成                             | 放課後子どもプランの推進<br>地域の青少年野外体験活動への支援    |
| 21 | 家庭教育の支援                  | 「家庭の日」推進事業の充実   | 公民館における家庭教育学級等の講座の開催                    | あきる野市教育フォーラムの開催                       | 子育て支援事業(図書館)の推進                     |
| 22 | 幼児教育の推進                  | 子ども・子育て支援新制度施行に伴う事業展開   | 私立幼稚園・保育所等への助成                          | 私立幼稚園児の保護者への助成                        |                                     |

## 第2章 平成29～32年度の実施計画

### 取組目標1

小中一貫教育を充実させ、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成する

### 基本施策1

#### いじめ不登校0（ゼロ）への挑戦

#### 【7年間の目標】（長期ビジョン 平成26年度～平成32年度）

児童・生徒が他者との関わりの中で人間性豊かに成長していくためには、安全に安心して生活できる教育環境が必要です。とりわけ、いじめ<sup>\*</sup>や不登校<sup>\*</sup>といった課題については、人間関係や、家庭、学校、地域の環境など様々な要因が関わることから、保護者や地域、関係機関との連携を密に図り、組織的に対応していくことが重要です。

そこで、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえて「いじめ防止基本方針」を策定し、未然防止と早期発見、早期対応に重点を置き、学校における教育相談体制や学校と関係機関との連携体制を充実させます。

#### 【3年間の目標（前期実施計画）】（中期ビジョン 平成26年度～平成28年度）

- 「いじめ防止基本方針」を策定し、その方針に基づいて、各学校のいじめ防止対策を充実させます。
- 学校の教育相談体制を生かした取組を充実させるとともに、教育相談所<sup>\*</sup>や適応指導教室<sup>\*</sup>等の関係機関との連携協力を深めさせ、いじめ・不登校対策を強化します。
  - ・いじめ把握件数に対するスクールカウンセラー<sup>\*</sup>活用率50%
  - ・いじめ・不登校件数10%減
  - ・適応指導教室に在室している児童・生徒の年度末学校復帰率50%

#### 【現状と課題】（【7年間の目標】に対する平成28年度末の現状と課題）

《現状》

- 平成27年3月に「あきる野市いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに、同4月に「あきる野市いじめ防止基本方針」を策定しました。また、「あきる野市いじめ問題対策連絡協議会」を年2回開催し、本市における「いじめの現状」や「いじめ防止の取組」について報告するとともに、いじめの撲滅に向けての協議を行っています。さらに、いじめに関する研修会の実施、相談体制の整備、いじめ問題担当者兼教育相談担当者連絡会の開催、「『いじめをなくそう』子ども会議<sup>\*</sup>」の実施、「学級集団アセスメント<sup>\*</sup>」の実施などの具体的な取組を行っています。
- 「あきる野市いじめ防止対策推進条例」の規定に基づき各学校に「学校いじめ防止基本方針」の策定及びいじめ問題対策委員会を設置しました。また、「ふれあい（いじめ防止強化）月間」の実施、「いじめについて考える日」の設定と具体的ないじめの未然防止に向けた取組の実施、道徳や特別活動における「いじめに関する授業」の実施などのいじめ防止に向けた

具体的な取組を行っています。

- 長期欠席児童・生徒個人票を作成・活用し適応指導教室（せせらぎ教室）での在籍校面談等を行い、学校と適応指導教室の連携を強化しています。

《課題》

- 教員一人一人がいじめに対する知識や行動力を向上させ、いじめ防止への重点となる早期発見・早期対応・早期解決を実現し組織的な対応力の向上を図る必要があります。
- 学校（学校生活）が、児童・生徒にとって必要な場所と感じられる環境づくりが必要です。
- 児童・生徒がいじめについて考える機会を設け、いじめをしない、させない、見逃さないといった、一人一人が主体的にいじめ防止を実践する環境づくりが必要です。
- 適応指導教室への通室により社会性や集団になじむ経験を積ませ、より多く学校復帰させることが望まれています。

#### 【4年間の目標（後期実施計画）】（中期ビジョン 平成29年度～平成32年度）

- 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。」「時には生命又は身体に重大な危険を生じさせうることもある。」という危機意識を徹底させ、各学校のいじめ防止対策を充実させます。
- 全ての教員が「いじめ防止対策推進法」、「あきる野市いじめ防止対策推進条例」「あきる野市いじめ防止基本方針」を理解し、それに基づいていじめを早期に認知し、被害児童・生徒に寄り添った対応と加害児童・生徒への指導及び集団指導がなせる能力を組織的に育成します。
- 学校の校務分掌に位置付けられた「いじめ問題対策委員会」や「校内支援委員会※」等の組織が、有効に機能を発揮できるようにしていくとともに、教育相談所や適応指導教室等の関係機関との連携・協力を一層深めさせていくことで、いじめ・不登校の対策を強化します。
- 教員のいじめ防止対策に対する意識を高めます。
- 新たな不登校の発生を抑えるとともに、児童・生徒の学校復帰を目指します。
- 児童・生徒が発達段階に応じていじめについて考え、発言し意見交換をする場を設けることで主体的にいじめ防止に取り組む環境づくりを行います。

#### 【取組方針（後期実施計画）】

- いじめの認知状況やその対策を検討するため、また、解決済みのいじめが再発していないかを確認するため、各校でいじめ防止対策委員会を定期的に開催します。
- いじめの認知について、いじめられた児童・生徒及びその保護者の認識と学校の認識との乖離をなくすため、学校が当該児童・生徒及びその保護者と連絡を積極的にとるよう指導・助言を行います。また、加害児童・生徒への指導及び集団指導の機を逃すことなく実施し、児童・生徒が主体的にいじめ防止に取り組む環境づくりに努めます。
- 発達障害のある子どもなど、特別な支援を必要とする子どもがいじめを受けたり、自覚の有無に関わらずいじめを行ったりする可能性があることを踏まえ、特別支援教育※の一層の充実を図るとともに、インクルーシブ教育※を推進します。

○いじめ防止対策に向け、教員向けの研修会を実施するとともに、市が主体となっていじめ防止の取組を継続して推進します。

- (1)あきる野市いじめ問題対策連絡協議会
- (2)いじめ問題担当者兼教育相談担当者連絡会の開催
- (3)「いじめについて考える日」の設定
- (4)『いじめをなくそう』子ども会議の実施
- (5)生活指導主任会等を活用しいじめ防止対策の研修会

○不登校児童・生徒に対し、関係機関やスクールソーシャルワーカー<sup>\*</sup>と連携を図るなどして、組織的・計画的な支援をするとともに、教員等からの家庭訪問や電話、配布物のポスティングなど、学校との関係の定期的な維持を確実にを行うように指導・助言します。

○「学級集団アセスメント」の結果から、課題のある児童・生徒に対しては、「校内支援委員会」等において対策を検討していくよう指導・助言します。

**【主な事業】（後期事務事業）**

| 事務事業（１）           | いじめ防止対策の強化   |      |      |      |
|-------------------|--|------|------|------|
| 実施年度              | 29年度   | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【指導室】 | ○あきる野市いじめ防止対策推進条例・あきる野市いじめ防止基本方針に基づくいじめ問題対策連絡協議会の開催等の対応の充実 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○教員向けの担当者会や研修会等の実施   | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○市が主体となったいじめ撲滅に向けた、いじめをなくそう子ども会議等の啓発活動の実施                  | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業（２）           | 学校における教育相談体制の充実                         |      |      |      |
|-------------------|---|------|------|------|
| 実施年度              | ２９年度                                    | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 |
| 取組内容(目標)<br>【指導室】 | ○学校いじめ防止対策委員会を定期的に開催                    | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○校内支援委員会における特別な支援を必要とする子どもへの定期的な指導方針の検討 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○いじめについて考える日を設定、年間３回程度いじめ問題についての授業を実施   | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○長期欠席児童・生徒の個人票を活用                       | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○保護者への学校のいじめ問題や不登校対策の取組についての情報提供の充実     | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○校内研修において、いじめ問題・不登校対策についての研修会を実施        | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業（３）           | 学校と教育相談所との連携体制の充実   |      |      |      |
|-------------------|---|------|------|------|
| 実施年度              | ２９年度  | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 |
| 取組内容(目標)<br>【指導室】 | ○関係部署と連携した教育相談所でのカンファレンス※の実施                                    | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと情報共有することで、当該児童・生徒や保護者に寄り添った相談活動の一層の充実 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○児童・生徒、保護者、学校からの電話相談や通所相談に対する適切なニーズ把握及び丁寧な対応                    | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業（４）           | 学校と適応指導教室との連携体制の充実                  |      |      |      |
|-------------------|-------------------------------------|------|------|------|
| 実施年度              | ２９年度                                | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 |
| 取組内容(目標)<br>【指導室】 | ○適応指導教室、教育委員会、関係諸機関との連携を図るための連絡会の実施 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○学校との連絡を密に取ることで、在室者一人一人の実態に応じた指導の実施 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

**取組目標 1**

小中一貫教育を充実させ、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成する

**基本施策 2****豊かな人間性を育む教育の推進****【7年間の目標】（長期ビジョン 平成26年度～平成32年度）**

児童・生徒が社会の中でより良い人間関係を構築し、豊かな社会生活を送るためには、人権尊重の精神を基盤とし、自他を大切にできる心や規範意識など道徳的価値に関する自覚を深め、道徳的実践力を高めていくことが重要です。

また、他者や社会、自然環境との豊かな関わりの中で、これらとともに生きていく態度や能力を身に付けていくことが重要です。そこで、人権教育\*の視点に立ち、全教育活動を通じて道徳教育の充実を図るとともに、様々な自然体験や社会体験、交流活動を重視して、児童・生徒一人一人に豊かな人間性を育む教育を充実させます。

さらに、社会貢献活動を通じて、自らの適性を考える機会を提供するとともに、社会の一員としての役割や、人と人との関わりの中で他者を思いやる豊かな心の育成に努めます。

**【3年間の目標（前期実施計画）】（中期ビジョン 平成26年度～平成28年度）**

（指導室）

- 各学校において、人権教育推進委員会での取組や、人権尊重教育推進校\*の実践成果を生かした人権教育の充実を図ります。
- 各学校における道徳の時間を基本とした、全教育活動における意図的・計画的な道徳教育をより一層充実させます。
- 家庭・地域及び関係機関と連携した道徳授業地区公開講座\*を充実させ、意見交換会参加者の増加を目指します。
- 小中一貫教育\*の視点を踏まえたキャリア教育\*の充実を図ります。
- 友好姉妹都市宮城県栗原市との交流事業を通して、他の地域の中学生と友好関係を深めるなど、様々な人と関わることのできる豊かな人間性を育む教育の充実を図ります。
- 家庭、学校、地域及び関係機関との連携を図り、あきる野市の豊かな自然環境を生かした環境教育や、児童・生徒に環境に配慮した行動力を身に付けさせるための教育活動の充実を図ります。

（図書館）

- 図書館インターンシップ事業\*により、働くことへの関心を高めるとともに、社会人としての基盤を身に付けさせ、主体的な活動ができるよう取り組みます。

**【現状と課題】（【7年間の目標】に対する平成28年度末の現状と課題）**

（指導室）

《現状》

- 人権教育推進委員会を年4回開催し、人権教育の推進に向けた研修や啓発を行っています。

また、各学校の人権教育の実践について情報交換を行い、研修・研究の成果を共有しています。

- 人権尊重教育推進校に指定した南秋留小学校が、「子供と高齢者」をテーマに2年間研究した成果を、全都を対象に研究発表会で発表し、人権教育の推進を図りました。
- 年間2回の道徳主任会を実施し、各校の道徳教育における成果と課題を協議・情報交換するとともに、各校の全体計画や年間指導計画の見直しを行いました。また、「特別な教科 道徳※」の実施に向け国や都の動向について研修を行い、教科化への準備を促進しています。
- 市内全校全学級において、道徳授業地区公開講座を実施し、授業公開後に、保護者や地域住民を交えた意見交換会を行い、学校における道徳教育への理解を図るとともに、保護者・地域・学校が一体となって取り組む道徳教育の啓発を行いました。また、各学校には、通知表に児童・生徒の道徳授業への取り組みの様子や心の変容等を加えることを徹底し、学校と家庭による児童・生徒の心の成長を共有しています。
- 小中一貫教育の視点のもと、各中学校区に目指す子ども像を設定するとともに、学力向上・体力向上の取組やコミュニケーション能力等の育成を図り、その成果を小中一貫教育推進連絡協議会で報告するとともに、小中一貫教育実践報告書としてまとめています。
- キャリア教育担当者連絡会を年1回、進路指導主任会を年2回開催し、各校のキャリア教育の取組について情報交換するとともに、小中9年間を見通したキャリア教育の推進に向けた協議を行い、各校の次年度の指導計画作成に活かしています。
- あきる野市内を中心とした全119事業所（平成27年度現在）で、3日間の職場体験※学習を実施しています。生徒は、体験を通して、社会人として必要な挨拶、基本的な社会のルール、公共の場でのマナー等について事前学習等を含めて、実践的な学びができています。
- 友好姉妹都市宮城県栗原市との中学生交流事業として、隔年で生徒会の代表と部活動の代表が往来し、生徒会活動や部活の交流など友好関係を深めています。
- 地域人材をゲストティーチャー※として積極的に招へいし、農業体験活動を行っています。また、小学校全校で小宮自然体験学校を活用し、自然環境を生かした学習を実施しています。

#### 《課題》

- 豊かな人間性を育成していくために、地域や家庭と連携した取組を充実していく必要があります。

（図書館）

#### 《現状》

- 図書館業務の体験を通じて、働くことの意義について理解を深めるとともに、自らの適性を考える機会を提供しています。また、利用者との関わりを積み重ねることにより、働くことの喜びや主体性、相手を思いやるやさしい心や豊かな感性など、多くのことを学び、豊かな人間性を育てることに寄与しています。

#### 《課題》

- 利用者との関わりの中で多くのことを学び、豊かな心の形成につながることから、十分な体験機会を確保する必要があります。

## 【4年間の目標（後期実施計画）】（中期ビジョン 平成29年度～平成32年度）

（指導室）

- 各校の人権教育の取組を相互に交流させることなどを通して人権教育の充実を図るとともに、様々な個別の人権課題、新たな人権課題などについても取り上げていくことで、子どもたちの人権意識を育て、また、人権感覚を磨きます。
- 「特別な教科 道徳」を実施するとともに、各学校における「特別な教科 道徳」の時間を基本とした、全教育活動における意図的・計画的な道徳教育を推進することを通して、児童・生徒の心の成長を促します。
- 家庭・地域及び関係機関と連携した道徳授業地区公開講座を充実させ、保護者や地域住民を交えた意見交換会を実施し、学校における道徳教育の理解を図るとともに、学校・地域・家庭が一体となった道徳教育を目指します。
- 各校や中学校区のキャリア教育の成果を基に、小中9年間を見通したキャリア教育の一層の充実を図ります。
- 友好姉妹都市宮城県栗原市との交流事業を通して、コミュニケーション技能等の育成を図るとともに、他地域の同学年の生徒と友好関係を深めることなどを通して、豊かな人間性を育てます。
- 家庭、学校、地域及び関係機関との連携し、あきる野市の豊かな自然環境を生かした環境教育\*や、児童・生徒に環境に配慮した行動力を身に付けさせるための教育活動の充実を図ります。
- 道徳の教科化に向けて授業や評価の在り方、教材の選定など、教員の人権感覚を磨きつつ準備を進めます。

（図書館）

- 図書館インターンシップ事業により、自らの適性を考え働くことへの関心を高める機会を提供するとともに、主体的な活動ができるよう取り組みます。
- スタッフや利用者に関わることにより、社会に出るための知識・技能の習得と他者を思いやる豊かな心の育成に努めます。

## 【取組方針（後期実施計画）】

（指導室）

- 新たな人権課題等にも柔軟に対応するため、年4回の人権教育推進委員会において、講師を招聘し、様々な個別の人権課題についての研修会を開催します。
- 子どもの人権が守られた学校・学年・学級作りを行うために、若手教員育成研修や10年経験者研修等の項目の「人権教育」において、子どもたちの人権意識の育成や人権感覚を磨くための取組を考えさせるとともに、教師自身の人権意識や人権感覚を再考させます。
- 平成30年度の「特別な教科 道徳」の全面実施に向け、年2回の道徳主任会において情報提供や研修会を実施します。
- 学校・地域・家庭が一体となった道徳教育を目指すため、道徳授業地区公開講座の一層の充実を図り、講座への参加を呼びかける広報を積極的に行います。

○キャリア教育担当者連絡会を年1回、進路指導主任会を年2回開催し、各校のキャリア教育の実態を情報交換するとともに、各中学校区において地域や子どもの実態に応じた、9年間で育てたい子どもの姿を明確にし、その達成に向けたキャリア教育の全体及び年間指導計画について検討します。

○友好姉妹都市宮城県栗原市との交流事業を実施し、他地域の普段交流することのない人とコミュニケーションを図る楽しさや、地域ごとに様々な生活や習慣、文化があることを体験させます。

○あきる野市の豊かな自然環境を生かした環境教育を推進するために、小学校全校で小宮自然体験学校を活用し、自然環境を生かした学習を実施するとともに、秋川流域ジオパーク※の有効活用を行います。

(図書館)

○職場体験の活動及び事前学習や事後学習の充実により、図書館業務への理解を深めます。

○図書館業務の体験を通じて、働くことの意義について学ぶ機会を提供します。

### 【主な事業】(後期事務事業)

| 事務事業(5)           | 人権教育の推進及び啓発                       |      |      |      |
|-------------------|-----------------------------------|------|------|------|
| 実施年度              | 29年度                              | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【指導室】 | ○人権教育推進委員会等を通して、各学校における人権教育の指導を推進 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○教員向けの研修会等の実施                     | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○各学校における全体計画、年間指導計画に基づく指導の実施      | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業(6)           | 道徳教育の推進                      |                      |      |                      |   |
|-------------------|------------------------------|----------------------|------|----------------------|---|
| 実施年度              | 29年度                         | 30年度                 | 31年度 | 32年度                 |   |
| 取組内容(目標)<br>【指導室】 | ○道徳主任会の実施                    | ⇒                    | ⇒    | ⇒                    |   |
|                   | ○道徳授業地区公開講座の充実               | ⇒                    | ⇒    | ⇒                    |   |
|                   | ○教員向けの研修会等の実施                | ⇒                    | ⇒    | ⇒                    |   |
|                   | ○各学校における全体計画、年間指導計画に基づく指導の実施 | ⇒                    | ⇒    | ⇒                    |   |
|                   |                              | ○小学校の「特別な教科 道徳」の全面実施 |      | ⇒                    | ⇒ |
|                   |                              |                      |      | ○中学校の「特別な教科 道徳」の全面実施 | ⇒ |

| 事務事業（7）           | キャリア教育の推進                            |      |      |      |
|-------------------|--------------------------------------|------|------|------|
| 実施年度              | 29年度                                 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【指導室】 | ○キャリア教育担当者連絡会<br>や進路指導主任会の実施         | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○職場体験における受け入れ<br>事業先との連携強化           | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○教員向けの研修会等の実施                        | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○各学校における全体計画、年<br>間指導計画に基づく指導の<br>実施 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業（8）           | 友好姉妹都市栗原市交流事業の実施          |                     |                           |                     |
|-------------------|---------------------------|---------------------|---------------------------|---------------------|
| 実施年度              | 29年度                      | 30年度                | 31年度                      | 32年度                |
| 取組内容(目標)<br>【指導室】 | ○あきる野市にお<br>いて交流事業を<br>実施 | ○栗原市において<br>交流事業を実施 | ○あきる野市にお<br>いて交流事業<br>を実施 | ○栗原市において<br>交流事業を実施 |

| 事務事業（9）           | 環境教育の推進                       |      |      |      |
|-------------------|-------------------------------|------|------|------|
| 実施年度              | 29年度                          | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【指導室】 | ○小学校全校で小宮自然体験<br>学校を活用した学習を実施 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○環境月間における各学校の<br>実態に即した取組の実施  | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○各学校における秋川流域ジ<br>オパークの活用の検討   | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業（10）          | 図書館インターンシップ事業の充実    |      |      |      |
|-------------------|---------------------|------|------|------|
| 実施年度              | 29年度                | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【図書館】 | ○中・高生の職場体験の受入れ      | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○夏！体験ボランティアの受<br>入れ | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○図書館司書実習の受入れ        | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

**取組目標 1**

小中一貫教育を充実させ、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成する

**基本施策 3****国際社会で活躍できる能力・態度を育てる教育の推進****【7年間の目標】（長期ビジョン 平成26年度～平成32年度）**

グローバル化<sup>\*</sup>の進展の中で、自分たちとは異なる文化と共存し、国際社会の中で活躍していくためには、我が国や郷土の伝統・文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けるとともに、2020年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることを踏まえ、外国の文化や言語について理解を深め、積極的にコミュニケーションを図る能力・態度を育てることが重要です。

そこで、伝統・文化理解教育<sup>\*</sup>では、郷土の伝統・文化活動を積極的に活用し、学習活動や学校行事等に取り入れるとともに、地域の伝統・文化継承活動への参加を推進します。

一方、外国語教育においては、外部人材を効果的に活用してコミュニケーションの能力と態度を育成する教育を充実させるとともに、国際化に向けた環境を整備していきます。

また、国際姉妹都市である米国マールボロ市との教育交流事業を推進し、国際社会で活躍できる能力・態度を育てる教育を充実させます。

**【3年間の目標（前期実施計画）】（中期ビジョン 平成26年度～平成28年度）**

○日本の伝統・文化理解教育の推進については、平成27年度開催予定の「全国地芝居サミット<sup>\*</sup>」への小・中学生の積極的な参加に向けて、各学校の状況に応じて、家庭・地域との連携や、支援体制の整備を進め、充実を図ります。

○AET<sup>\*</sup>の派遣事業等の人的支援の活用を通して、小学校外国語活動<sup>\*</sup>及び中学校外国語科におけるコミュニケーション能力向上に向けた指導の充実を図ります。

○国際姉妹都市である米国マールボロ市のウィットコムスクールの学生を受け入れ、また、市内中学生を派遣し、教育交流事業の充実を図ります。

**【現状と課題】（【7年間の目標】に対する平成28年度末の現状と課題）**

（指導室）

《現状》

○第25回地芝居サミット in あきる野へは小学校1校のクラブと中学校1校の部活動が参加しました。また、ボランティアにも生徒が参加しました。

○東京都の日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業を通して、JET青年<sup>\*</sup>と菅生歌舞伎について共に体験的に学び発表するなど、外国人と交流することに慣れ親しむことやお互いの文化や伝統について交流する機会を持つことができました。また、菅生歌舞伎一座に対して書いた手紙をJET青年に説明する活動を通して、日本の伝統・文化への理解を深め、積極的に発信しようとする態度を育成することができました。

○地域人材を講師として招聘し、囃子や舞、稲作体験など、各校についてもそれぞれ特色ある

取組を行うことができました。

○小学校5・6年生の外国語活動の時間及び中学校外国語科の授業の充実を図るため、各学校にAETを派遣しています。AETの派遣は、児童・生徒が外国語を通じたコミュニケーションに慣れ親しむことや外国の文化に触れる機会となっています。

○平成28年度より、全校においてオリンピック・パラリンピック教育\*を行い、地域人材を講師として招聘した囃子や舞、稲作体験などに加え、能の鑑賞の機会を設定するなど工夫することで、伝統文化に対する理解を一層深めさせ、日本人としての自覚と誇りの育成を行っています。

#### 《課題》

○平成30年度に実施する小学校英語教科化について、教員の育成などの指導環境の整備を推進する必要があります。

(生涯学習スポーツ課)

#### 《現状》

○国際社会で活躍できる能力・態度を育てる教育の充実を目的に、国際姉妹都市である米国マールボロウ市のウィットコムスクールの学生を受け入れ、また、市内中学生の派遣を行っています。マサチューセッツ州の規定により、マールボロウ市の学校へ市内中学生が行くことが困難になったため、平成27年度は、止むを得ず派遣を中止しましたが、平成28年度はホームステイを中心としたプログラムに変更して、派遣を行いました。

#### 《課題》

○今後もマールボロウ市の学校へ行くことは困難なため、派遣事業のホームステイを中心としたプログラムについて、教育交流事業として充実を図っていく必要があります。

### 【4年間の目標（後期実施計画）】（中期ビジョン 平成29年度～平成32年度）

(指導室)

○2020年オリンピック・パラリンピックの開催を踏まえ、地域と連携した日本の伝統・文化の理解を深める取組を充実させます。また、外国の文化や言語などの異国文化への理解を深めるために、積極的にコミュニケーションを図る能力・態度を育成する教育を充実します。

○小学校中学年における外国語活動、小学校高学年における英語の教科化に向けた取組を推進し、英語の教科化の実施を充実したものとします。

(生涯学習推進課)

○国際姉妹都市である米国マールボロウ市のウィットコムスクールの学生を受け入れ、また、市内中学生を派遣し、教育交流事業の充実を図ります。

### 【取組方針（後期実施計画）】

(指導室)

○年間4回程度のオリンピック・パラリンピック教育推進委員会の開催により、各校の取組について情報交換や指導・助言を行い、オリンピック・パラリンピック教育の更なる推進を図ります。

○各学校において、日本の文化について学び、観る機会、または、体験・交流の場や地域の行事に参加する場を設けることで、日本や地域の文化や行事に対する愛着や自身が日本の文化の担い手の一人であるという自覚を促します。

○年間4回程度の英語教育推進連絡会を開催し、各校の取組について情報交換を図らせるとともに、充実した実施に向けた指導・助言を行ないます。

○英語教育アドバイザー\*、英語教育コーディネーター\*及びAETの派遣事業等の人的支援を活用して、習熟度別少人数指導\*やティームティーチング\*等の指導方法の工夫を図るとともに、小学校中学年の外国語活動、小学校高学年・中学校外国語科におけるコミュニケーション能力向上に向けた指導の充実を図ります。

(生涯学習推進課)

○マールボロウ市との教育交流事業については、国際交流活動団体であるあきる野ホストファミリークラブやあきる野市国際化推進青年の会等との連携・協力により、効率的・効果的な事業の推進を図ります。

### 【主な事業】(後期事務事業)

| 事務事業(11)          | 伝統・文化理解教育の推進                         |      |      |      |
|-------------------|--------------------------------------|------|------|------|
| 実施年度              | 29年度                                 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【指導室】 | ○オリンピック・パラリンピック教育推進委員会の実施            | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○各学校において、地域の教育資源を活用した日本の伝統・文化理解教育を推進 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業(12)          | 外国語指導員の活用   |  |      |      |
|-------------------|---|--|------|------|
| 実施年度              | 29年度  | 30年度   | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【指導室】 | ○全小学校中学年において15時間の外国語活動、高学年において35時間の外国語活動に加えて、5時間以上の英語科*の授業を実施 | ○全小学校中学年において35時間の外国語活動、高学年において70時間の英語科の授業を実施 | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○全中学校で小学校外国語活動、英語科と連携した外国語科(英語)の授業を実施                         | ⇒  | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○全小・中学校でAETを活用した外国語活動及び外国語科の実施                                | ⇒  | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○英語教育アドバイザーや英語教育コーディネーターの派遣                                   | ⇒  | ⇒    | ⇒    |

|                           |                        |      |      |      |
|---------------------------|------------------------|------|------|------|
| 事務事業（13）                  | 国際姉妹都市マールボロウ市教育交流事業の推進 |      |      |      |
| 実施年度                      | 29年度                   | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○教育交流事業の実施             | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

**取組目標 1**

小中一貫教育を充実させ、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成する

**基本施策 4****子ども読書活動の推進****【7年間の目標】（長期ビジョン 平成26年度～平成32年度）**

子どもたちが個性を伸ばし、豊かな創造力を発揮して生活していくためには、読書に親しむ中で、語彙力を広げ、感性を磨き、思考力や表現力を高めていくことが重要です。

このことから、「第一次あきる野市子ども読書活動推進計画」に引き続き、平成25年度に策定した「第二次あきる野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが自然に読書に親しみ、読書習慣を身に付けるための取組を充実させます。

**【3年間の目標（前期実施計画）】（中期ビジョン 平成26年度～平成28年度）**

（指導室・教育総務課）

○学校図書館活用推進委員会やあきる野市子ども読書活動推進学校図書館関係者連絡会を通して、学校図書館の活用体制を整備するとともに、学校と市立図書館が連携して、児童・生徒の読書活動の充実を図ります。

○学校図書館整備の活性化及び効率化のため、図書館システム等によるネットワーク連携導入を視野に入れ、学校図書データの管理化について検討を進めます。

（図書館）

○「第二次あきる野市子ども読書活動推進計画」の重点目標に合わせ、小学校高学年から中学生、高校生の未読率の減少を図ります。また、図書館と学校図書館との連携を強化し、特に中学校図書館の充実、読書環境の整備に努めます。

○第一次計画で成果を上げたブックスタート等の事業を継続することにより、乳児期から絵本や読み聞かせに親しむ家庭環境の醸成に努めます。

○乳幼児と保護者が気軽に参加できる事業を継続して実施することにより、読書離れが懸念される年代までに、読書が習慣化するよう働きかけます。

○子どもの読書に関わる部署との情報の共有及び連携を深め、子どもの読書環境の整備を進めます。

・学校図書館使用回数の10%増加

・学校図書館図書標準の達成率100%

**【現状と課題】（【7年間の目標】に対する平成28年度末の現状と課題）**

（指導室）

《現状》

○年間3回程度、学校図書館活用推進委員会を開催し、図書館と学校図書館の効果的な連携について協議を行っています。

○学校図書館補助員※を各学校に適正に配置し、図書の選定や図書の修繕、本棚や掲示板等の環境整備、休み時間等を実施する読み聞かせなどに活用し、児童・生徒の読書活動の充実を

図っています。

《課題》

○児童・生徒の読書量の増加や読書の幅の拡大、または、児童・生徒の学習支援する場となる学習情報センターとしての役割を果たすための、学校図書館の充実と活用の推進を図る必要があります。

(教育総務課)

《現状》

○子どもが読書に親しみ、読書習慣を身に付けるために、各学校図書館の図書整備計画に基づき蔵書の充実を図るとともに、図書館補助員の配置など学校図書館活動の活性化を図っています。

《課題》

○学校図書館を更に充実したものとするために、蔵書管理や図書の貸し出しをデータ管理するためのシステム化が必要となっています。

(図書館)

《現状》

○「第二次あきる野市子ども読書活動推進計画」で重点目標となった、小学校高学年から中学生、高校生（ヤングアダルト：YA）の未読書率の減少を図る取組では、読書のきっかけ作りとなる新たな事業を展開しています。

○学校図書館関係者連絡会、研修会を開催するなど、学校図書館との連携を深め、読書環境の整備に努めました。

○ブックスタート事業\*をはじめ、乳幼児対象の各種事業を継続して実施し、言葉や絵本に親しむ機会を提供するとともに、家庭での読書の楽しさを親子で共有できるよう取組を進めました。

○読書へのきっかけ作りとして、親子で楽しめるおはなし会などの各種事業を継続して実施し、子どもが自然に読書に親しみ、読書習慣を身に付けるための取組を進め、成果を上げています。

○子ども読書活動推進連絡会を開催し、子どもの読書に関わる部署と推進計画の実施状況評価や情報交換を行うなど、連携を図りながら子どもの読書環境の整備を進めました。

○図書館ホームページは、子ども向けのページを変更し、子どもの読書に関する情報の発信と読書環境の充実に取り組みました。

《課題》

○子どもが自然に読書に親しみ、読書習慣を身に付けるためには、地道ではあるが継続した取組が重要であることから、今後も関連部署と連携し、継続して事業を推進する必要があります。

**【4年間の目標（後期実施計画）】（中期ビジョン 平成29年度～平成32年度）**

(指導室)

○学校図書館補助員を配置し、有効活用を図ることで、児童・生徒の読書量の増加や読書の幅

の拡大を促します。

- 学習情報センターとしての役割を充実させ、児童・生徒の学習支援の場づくりを進めます。
- 学校図書館と市立図書館の連携を強化し、学校図書館の機能の充実を図ります。

(教育総務課)

- 学校図書館の充実を図るため、全小・中学校の蔵書数を児童・生徒のニーズを参考に整備します。
- 学校図書館を有効活用するために管理システムを導入します。

(図書館)

- 「第三次あきる野市子ども読書活動推進計画」を策定します。
- 「第二次あきる野市子ども読書活動推進計画」からの取組を継続し、小学校高学年から中学生、高校生の未読率の減少を図ります。
- 図書館と学校図書館との連携の強化を図るとともに、物流を確保して図書資料の有効活用を図ります。
- 特に中学校図書館の資料の充実と読書環境整備の支援に努めます。
- ブックスタート等の事業を継続して実施し、乳児期から絵本や読み聞かせに親しむ家庭環境の醸成に努めます。
- 乳幼児と保護者が気軽に参加できる事業を継続して実施することにより、読書離れが懸念される年代までに、読書が習慣化するよう働きかけます。
- 子どもの読書に関わる部署との連携及び情報の共有を図りながら、子どもの読書環境の整備を進めます。

## 【取組方針（後期実施計画）】

(指導室)

- 年3回程度の学校図書館活用推進委員会において、学校図書館補助員の役割や業務、有効活用の仕方について、情報交換、協議を行います。
- 年3回程度の学校図書館活用推進委員会において市立図書館と連携して研修会を実施し、学校における「読書活動」や「調べる学習」の充実等に向けての支援方法について検討します。

(教育総務課)

- 学校図書館の蔵書率を高め、子どもたちのニーズや教育活動に十分対応できるよう整備するとともに、在籍数の変動等で図書館図書標準を下回ることをないように対応します。
- 学校図書館の運営や図書指導の充実を支援するため、管理システムを導入します。
- 学校ICT\*環境を活用した、電子図書の運用方法や導入方法等について研究します。

(図書館)

- 「第三次あきる野市子ども読書活動推進計画」を策定し、子ども読書活動の推進を図ります。
- 小学校高学年から高校生を対象とした、読書のきっかけ作りとなる事業を実施するとともに、中高生に魅力のあるYAコーナー\*となるよう充実を図り、未読率の減少を図る取組を進めます。
- 読書リストの作成や図書館ホームページを活用し、積極的な情報提供に努めます。

○第一次計画より実施してきたブックスタート事業や、子ども読書の日関連事業、日常的なおはなし会等の事業を継続して実施し、読書への興味を広げる機会の拡大を図るとともに、子どもが自然に読書に親しみ、読書習慣を身に付けられるよう促します。

○子どもが集まる施設や病院等にリサイクル資料を提供し、いつでも本を手にとれる環境づくりを進めます。

### 【主な事業】（後期事務事業）

| 事務事業（14）                     | 学校図書館の充実                     |                               |                       |                 |
|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|-----------------------|-----------------|
| 実施年度                         | 29年度                         | 30年度                          | 31年度                  | 32年度            |
| 取組内容（目標）<br>【指導室】<br>【教育総務課】 | ○学校図書館の蔵書整備（学校図書館図書標準に全校が充足） | ⇒                             | ⇒                     | ⇒               |
|                              | ○学校図書管理システム導入準備              | ○学校図書管理システムの導入（機器導入とデータベース作成） | ○学校図書管理システム運用開始（試行運用） | ○学校図書管理システム本格運用 |
|                              | ○学校図書館活用推進委員会の実施             | ⇒                             | ○電子図書導入について検討         | ⇒               |
|                              | ○図書館補助員の配置                   | ⇒                             | ⇒                     | ⇒               |

| 事務事業（15）          | 子ども読書活動推進計画の推進            |      |                |                      |
|-------------------|---------------------------|------|----------------|----------------------|
| 実施年度              | 29年度                      | 30年度 | 31年度           | 32年度                 |
| 取組内容（目標）<br>【図書館】 | ○「第三次あきる野市子ども読書活動推進計画」の策定 |      |                |                      |
|                   | ○子ども読書の日関連推進事業の実施         | ⇒    | ⇒              | ⇒                    |
|                   | ○子ども読書活動庁内連絡会の開催          | ⇒    | ⇒              | ⇒                    |
|                   | ○関連機関・部署等の連携の強化           | ⇒    | ⇒              | ⇒                    |
|                   | ○子ども読書活動の情報発信の充実          | ⇒    | ⇒              | ⇒                    |
|                   | ○図書館HPの子ども読書のページの更新・充実    | ⇒    | ⇒              | ⇒                    |
|                   |                           |      | ○第三次計画に基づく事業実施 | ○第三次計画に基づく事業の実施と状況評価 |

| 事務事業 (16)         | 子ども読書活動推進事業の充実      |      |                   |      |
|-------------------|---------------------|------|-------------------|------|
| 実施年度              | 29年度                | 30年度 | 31年度              | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【図書館】 | ○おはなし会等の読書活動推進事業の充実 | ⇒    | ⇒                 | ⇒    |
|                   | ○各館YAコーナーの充実        | ⇒    | ⇒                 | ⇒    |
|                   | ○YA読書リストの作成・配布      | ⇒    | ⇒                 | ⇒    |
|                   | ○YA向け事業の実施          | ⇒    | ⇒                 | ⇒    |
|                   | ○「読書アルバム」事業の実施      | ⇒    | ⇒                 | ⇒    |
|                   | ○本のある場所づくり          | ⇒    | ⇒                 | ⇒    |
|                   |                     |      | ○第三次計画に基づく新規事業の実施 | ⇒    |

| 事務事業 (17)         | 図書館における学校支援事業の充実  |      |                  |                  |
|-------------------|-------------------|------|------------------|------------------|
| 実施年度              | 29年度              | 30年度 | 31年度             | 32年度             |
| 取組内容(目標)<br>【図書館】 | ○図書館ガイダンスの実施      | ⇒    | ⇒                | ⇒                |
|                   | ○団体貸出の実施          | ⇒    | ⇒                | ⇒                |
|                   | ○調べもの学習・総合的な学習の支援 | ⇒    | ⇒                | ⇒                |
|                   | ○学校図書館連絡会の実施      | ⇒    | ⇒                | ⇒                |
|                   | ○中高生対象資料選定の支援     | ⇒    | ⇒                | ⇒                |
|                   |                   |      | ○図書館・学校図書館間物流の検討 | ○図書館・学校図書館間物流の実施 |

**取組目標 1**

小中一貫教育を充実させ、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成する

**基本施策 5****学力向上対策の強化****【7年間の目標】（長期ビジョン 平成26年度～平成32年度）**

グローバル化<sup>\*</sup>が進展する中、変化の激しい社会を生き抜くためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、それらを活用して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力とともに、主体的に学習に取り組む態度を身に付けることが重要です。

そこで、児童・生徒が確かな学力を身に付けられるように、小中一貫教育<sup>\*</sup>の中で学力向上策をより一層明確にし、校内推進体制を整備・強化させる取組を充実させます。

**【3年間の目標（前期実施計画）】（中期ビジョン 平成26年度～平成28年度）**

○学力向上に関わる施策の推進を通して、授業改善や授業改善を推進するための校内体制や教育環境を整備、充実させて、児童・生徒の学力の向上を図ります。

・「東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査<sup>\*</sup>」（以下「都学力調査」という。）における調査別平均正答率を下回る児童・生徒（以下「下位層」という。）の割合を50%以下にする。

**【現状と課題】（【7年間の目標】に対する平成28年度末の現状と課題）**

《現状》

○中学校区ごとに定めた小中一貫教育基本方針に基づき、9年間を見通した指導を推進しています。また、その成果を小中一貫教育推進連絡協議会で報告するとともに、小中一貫教育実践報告書としてまとめています。

○学力向上パートナーシップ事業<sup>\*</sup>の推進や学力ステップアップ推進地域指定事業<sup>\*</sup>の展開、市の学力向上モデル校の指定により、外部人材を活用した補充の時間を設定し、国語や算数・数学を中心に、各校の実態に応じて補習を徹底し、基礎学力の定着を図っています。

○各学校で「学力向上・学習状況改善計画」「授業改善推進プラン<sup>\*</sup>」を作成し、学力向上に取り組んでいます。

○教員補助員<sup>\*</sup>を全校に配置し、児童・生徒一人一人に対するきめ細やかな指導を充実させています。

○情報教育推進委員会等により、ICT<sup>\*</sup>を活用した授業の充実について検討しています。

○全国学力・学習状況調査<sup>\*</sup>の結果は上昇傾向ではあるが、全国平均は下回っています。また、東京都の学力調査「児童・生徒の学力向上を図るための調査」では、A層からD層までの四分位のうち、下位層であるC・D層の割合が50パーセントを越えている教科や年度があります。

《課題》

○学力向上の基本は授業での学びにあることから、教員の授業力向上に向けた組織的な取組が必要です。

○ICTを活用した指導計画と必要な環境についての検討が必要です。

**【4年間の目標（後期実施計画）】（中期ビジョン 平成29年度～平成32年度）**

○学力向上に関わる施策を推進し、授業改善、校内体制や教育環境を更に整備、充実し、児童・生徒の学力の向上を図ります。

**【取組方針（後期実施計画）】**

- 学力向上に向けた数値目標を記載した「学力・学習状況改善計画※」を各学校が作成・取り組むことで、学力向上を図ります。
- 各学校の授業研究成果や市の教育研究会の研究成果を共有し、全教職員が取り組むべき授業改善のポイントを授業改善推進プランなどにより明確化し取り組みます。
- 外部人材を活用した補充の時間を設定し、国語や算数・数学を中心に、各校の実態に応じて補習を徹底し、基礎学力の定着を図ります。
- 教員補助員を全校に配置し、児童・生徒一人一人に状況にあったきめ細やかな指導を充実させます。
- 情報教育推進委員会において各学校のICTを活用した実践事例の情報交換・協議を行い、ICTを活用した教育の充実を図ります。
- あきる野市授業スタンダード※を作成し、全教員を統一的に最低限必要となる授業を実施します。

**【主な事業】（後期事務事業）**

| 事務事業（18）          | 学力向上に向けた取組の推進  |                        |      |      |
|-------------------|--|------------------------|------|------|
| 実施年度              | 29年度   | 30年度                   | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【指導室】 | ○中学校区ごとの小中一貫教育の推進                                    | ⇒                      | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○学力・学習状況改善計画及び授業改善推進プランを中心とした学力向上のための取組のPDCA※サイクルの確立 | ⇒                      | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○ユニバーサルデザイン※の視点を取り入れた授業の実践                           | ⇒                      | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○「あきる野市授業スタンダード」に基づく全教員による授業実践                       | ⇒                      | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○習熟度別少人数指導※の充実                                       | ⇒                      | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○学力ステップアップ事業及び学力ジャンプアップ事業※による外部人材の活用                 | ○学力ジャンプアップ事業による外部人材の活用 | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業 (19)         | 教育環境の整備                                  |            |   |   |
|-------------------|--|------------|---|---|
| 実施年度              | 29年度                                     | 30年度       | 31年度  | 32年度  |
| 取組内容(目標)<br>【指導室】 | ○情報教育推進委員会の実施<br><br>○各学校の実態に即した教員補助員の配置 | ⇒<br><br>⇒ | ○新学習指導要領の趣旨達成に向けたICTを活用した学習指導計画の作成<br><br>⇒ | ○新学習指導要領の趣旨達成に向けたICTを活用した学習指導計画に基づく指導の実施<br><br>⇒ |

**取組目標 1**

小中一貫教育を充実させ、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成する

**基本施策 6****体力向上・健康増進に向けた取組****【7年間の目標】（長期ビジョン 平成26年度～平成32年度）**

科学技術や情報化が進展し、生活の利便性が向上したことに伴い、日常生活における身体活動がますます減少している中、児童・生徒一人一人が主体的に運動に取り組み、望ましい食習慣など健康的な生活習慣を身に付けていくことが重要です。

そこで、2020年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることを踏まえて児童・生徒のスポーツへの関心を高め、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、体力向上や健康増進を進めることができるように、学校と関係機関が連携した取組を充実させます。

また、児童・生徒の健康管理と疾病等の早期発見を図るため、健康診断及び学校環境衛生に係る検査等の計画的な実施や食物アレルギー対策の強化など学校保健の充実を図ります。

さらに、児童・生徒の心身の健全な発達を図り、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、学校給食が重要な役割を果たしています。このことから、学校給食では、児童・生徒の健全な食生活の実現に向けて、魅力ある食育を推進するための活動の充実を図ります。

**【3年間の目標（前期実施計画）】（中期ビジョン 平成26年度～平成28年度）**

（指導室）

○「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査\*」（以下「都体力等調査」という。）の調査結果を踏まえ、児童・生徒の体力等の現状に合わせた学校の取組を充実させます。特に小学校における取組を充実させます。

○食育リーダー\*を中心として、家庭、学校、地域及び関係機関が連携しながら、組織的に「食」に関する指導を推進します。

・小中学校全校全学年が都体力等調査の体力合計点で東京都の平均値を上回る。

（学校給食課）

○栄養教諭\*及び学校栄養職員が、各学校の校長のリーダーシップの下に食育リーダーを中心とした食育推進の取組を実施できるように支援します。

○地産地消の考えに基づき、学校給食に地場産の食材を積極的に用い、使用率を高めます。

○日本各地の郷土料理を提供することで、伝統的な食文化の普及に努めます。

○地場産の食材を活用した料理教室を児童・生徒と保護者を対象として開催し、料理を通じ、食についての興味、関心を深めます。

（教育総務課）

○食物アレルギー対策等の強化を図るため、学校内体制の充実、支援を行い、食物アレルギー対応マニュアルの検証などを行います。

○児童・生徒の心身の健康増進を図るため、健康診断を実施し、施設については、学校環境衛生基準に基づいた維持管理を行います。

- 近年増加しているメンタルヘルスやアレルギー疾患などの対応について、より専門的な知識の習得や対応等を図るため、学校・保護者・関係機関等の連携について検討します。

## 【現状と課題】（【7年間の目標】に対する平成28年度末の現状と課題）

（指導室）

《現状》

- 体力向上委員会を実施し、「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の実施方法についての検討や調査結果の分析に基づいた体力向上策について協議・情報交換を行い、各学校の取組に活用しています。
- 栄養教諭等との連携により、食育リーダー連絡会で具体的な食育の実践事例を紹介するなど、各学校の食育を推進しています。

《課題》

- 体力向上や健康増進に、望ましい食習慣の在り方や豊かな食生活が重要であることを指導していく必要があります。
- 体力調査結果は、小・中学校ともに東京都の平均値を満たしているが、全国平均では下回っていることから、体力向上に向けた取組と児童・生徒が主体的に運動に取り組む工夫が必要です。
- 2020年のオリンピック・パラリンピック開催を踏まえ、オリンピック・パラリンピック教育\*推進校として、全小・中学校がスポーツを体験する機会を設定するなど、児童・生徒が進んで運動やスポーツに取り組んでいこうとする意欲や態度を育てることが求められています。

（学校給食課）

《現状》

- 食への正しい理解を深めるために、学校給食指導計画\*等に基づいた食育に関する授業を行っています。また、関心を深めるために地場産の食材を活用した料理教室を開催しています。
- 児童・生徒の健全な食生活の実現に向けて、学校給食に地産地消の考えに基づいた地場産の食材を優先して取り入れています。

《課題》

- 児童・生徒の心身の健全な発達を図り、食に関する正しい理解と適切な判断を養うために学校給食を中心とした食の教育の充実を図る必要があります。

（教育総務課）

《現状》

- 児童・生徒の健康管理と疾病等の早期発見を図るため、各種健康診断を実施しています。また、飲料水やプールの水質、教室の採光や換気の検査などを計画的に行い、安全で過ごしやすい教育環境を提供しています。
- 学校保健の充実を目的に、日本スポーツ振興センターの保険に加入し、学校管理下で発生した児童・生徒の災害に対する、保護者の経済的負担の軽減を行っています。
- 学校、給食センターと連携し、食物アレルギー事故防止に努めました。

《課題》

- 児童・生徒の健康増進には、健康診断等による健康管理や水質検査等の各種検査により、学校環境衛生の向上など、継続的な取組が必要となります。

**【4年間の目標（後期実施計画）】（中期ビジョン 平成29年度～平成32年度）**

（指導室）

- 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果から課題を分析・把握し、課題を明確にし、体力向上に向けた取組を充実します。
- 2020年のオリンピック・パラリンピック開催を踏まえ、オリンピック・パラリンピック教育の推進を通して、児童・生徒が運動やスポーツへ積極的に取り組む意欲や態度を育てます。
- 学校において組織的・計画的に食育の推進を図り、豊かな食生活へ知識を深めるとともに、家庭、地域及び関係機関の連携により児童・生徒に望ましい食習慣を身に付けさせます。

（学校給食課）

- 栄養教諭及び学校栄養職員が、全小中学校において食育リーダーを中心とした食育推進の取組が定着するように支援し、児童・生徒が心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の取り方を理解し、自ら管理していく能力を身に付けられるように努めます。
- 学校給食の食材として、地場産農産物を継続的に取り入れます。
- 日本各地の郷土料理を提供、紹介することで、各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心を持つように努めます。
- 地場産農産物を使用した料理教室を主に児童生徒を対象に開催し、食についての興味、関心を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育みます。

（教育総務課）

- 児童・生徒が心身ともに健やかに成長するよう、健康診断等により児童・生徒の健康管理を行います。
- 各種検査を通じ、常に基準を満たした教育環境を提供します。
- 保険加入により、学校管理下で発生した災害に対する保護者の経済的負担を軽減します。
- 食物アレルギー事故防止を保護者、学校及び給食センターと連携し実施します。

**【取組方針（後期実施計画）】**

（指導室）

- 体力向上委員会において、児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果を研究し、その成果を反映した各学校の取組を行います。
- オリンピック・パラリンピック教育推進校<sup>\*</sup>として市内公立小・中学校が、スポーツを体験する場やスポーツを学ぶ場を提供し、児童・生徒のスポーツへの関心を高めます。
- 栄養教諭<sup>\*</sup>を中心に食育リーダー連絡会を通して、食育に関する取組の情報交換や研修を実施します。また、各学校において給食センターと連携した食育指導を実施します。
- 各学校において、食育推進チーム<sup>\*</sup>を中心に、「食に関する指導の全体計画」及び「食に関する

る指導の年間指導計画」に基づいた食に関する指導を実施します。

(学校給食課)

- 栄養教諭及び学校栄養職員は、各学校における「食に関する指導の全体計画」及び「食に関する指導の年間指導計画」に基づいた食に関する指導を支援します。
- 地域の農業関係機関と連携し、地域の農家が生産した野菜などを学校給食に活用します。
- 学校給食が行われない夏休み期間を活用して、児童生徒を対象とした料理教室を開催します。

(教育総務課)

- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師と保健主任会の連携を密にし、健康診断等を通じ、児童・生徒の健康管理及び疾病等への早期対応に努めます。
- 飲料水やプールの水質検査等各種検査を計画的に実施し、安全で過ごしやすい教育環境を提供します。
- 日本スポーツ振興センターの保険に加入し、学校管理下で発生した児童・生徒の災害に対する、保護者の経済的負担を軽減します。
- 多様化するアレルギー疾患に対応するため、あきる野市食物アレルギー対応マニュアルに基づき、児童・生徒の実態を把握します。
- 学校給食課と連携し、必要に応じて、食物アレルギー対応マニュアルの見直しなど、保健主任会を活用しアレルギー対策を実施します。

### 【主な事業】(後期事務事業)

| 事務事業 (20)         | スポーツ教育の推進   |      |      |      |
|-------------------|---|------|------|------|
| 実施年度              | 29年度  | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【指導室】 | ○体力向上委員会の実施   | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○オリンピック・パラリンピック教育推進委員会の実施                           | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○各学校が、オリンピック・パラリンピック教育推進校として、スポーツを体験する場やスポーツを学ぶ場を設定 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○中学校区ごとに策定した体力向上策を実施                                | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○都体力等調査の結果を生かした一校一取組の推進                             | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○中学生「東京駅伝」大会※の実施による体力の向上策の充実                        | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業 (21)         | 学校における食育の推進  |             |             |             |
|-------------------|--|-------------|-------------|-------------|
| 実施年度              | 29年度   | 30年度        | 31年度        | 32年度        |
| 取組内容(目標)<br>【指導室】 | ○食育リーダー連絡会の実施<br>○各学校における食育推進<br>チームを活用した取組の充実<br>○各学校において食に関する<br>指導の育全体計画、食に関する<br>指導の年間計画に基づく<br>実践 | ⇒<br>⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒<br>⇒ |

| 事務事業 (22)           | 給食センターが行う食に関する指導の推進   |        |        |        |
|---------------------|---|--------|--------|--------|
| 実施年度                | 29年度  | 30年度   | 31年度   | 32年度   |
| 取組内容(目標)<br>【学校給食課】 | ○栄養教諭及び学校栄養職員<br>による食に関する授業及び<br>給食指導の実施の支援<br>○地場産食材を活用した料理<br>教室の実施 | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ |

| 事務事業 (23)           | 学校保健の充実   |                       |                       |                       |
|---------------------|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 実施年度                | 29年度  | 30年度                  | 31年度                  | 32年度                  |
| 取組内容(目標)<br>【教育総務課】 | ○健康診断の実施<br>○学校環境衛生基準に基づく、<br>教育環境の維持<br>○学校医等と保健主任会の連<br>携<br>○アレルギー対策の強化<br>○保険加入 | ⇒<br>⇒<br>⇒<br>⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒<br>⇒<br>⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒<br>⇒<br>⇒<br>⇒ |

**取組目標 2****多様な教育的ニーズに対応した教育を提供する****基本施策 7****特別支援教育の推進****【7年間の目標】（長期ビジョン 平成26年度～平成32年度）**

発達障害を含めた特別な支援を必要とする児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するためには、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、身に付けた能力を更に高めるとともに、生活や学習上の困難を改善し、克服するための適切な指導や支援を進めることが重要です。

また、本市の特別支援教育\*は、障がいがあるなど特別な支援を必要とする児童・生徒に限らず、全児童・生徒を対象とし、一人一人が必要な指導や支援を受けられる教育を推進します。

そのために、関係機関との連携をより一層深め、各学校の状況に即した特別支援体制を構築します。

**【3年間の目標（前期実施計画）】（中期ビジョン 平成26年度～平成28年度）**

○全ての特別支援学級で、児童・生徒の実態に即した教育課程等の改善・充実を図るよう支援します。

・特別な支援が必要な児童・生徒の個別指導計画\*、個別の教育支援計画\*の作成率100%

・ユニバーサルデザイン\*の考えに基づく教室環境等の整備を全校全学級で実施

○各学校における校内委員会を中心とした特別支援教育の推進体制を整備・強化して、特別な支援が必要な児童・生徒の支援を充実させます。

○特別支援教育推進計画を策定し、その計画に基づいた事業を実施していきます。

○各学校の実態等に即して巡回相談\*員や専門医を派遣するとともに、特別支援学級（固定）\*には介助員を配置します。

○就学相談委員会\*等を開催し、個々に必要な教育環境を提供します。

○就学（進学）支援シート\*を活用した、就学時期の支援を充実させます。

○副籍交流\*については、東京都の副籍交流ガイドラインに基づき実施体制の整備を行います。

**【現状と課題】（【7年間の目標】に対する平成28年度末の現状と課題）**

《現状》

○特別な支援が必要な児童・生徒及び必要と考えられる児童・生徒に対し、各学校で校内委員会を中心に支援の在り方を検討し、教員補助員\*を配置などにより、個に応じた指導の充実を図っています。

○特別な支援が必要な児童・生徒への取組は、夏休みに実施するあきる野学園との合同の研修会や毎月行う担当者会でテーマを持って協議を行わせるなど、会を充実することで推進を図っています。

○ユニバーサルデザインの考えに基づく授業作りや教室環境等の整備を各学校が同じ視点で進

めるために、指導室訪問や管理職等による授業観察などで指導・助言を行っています。

- 特別支援教育推進計画を策定し、計画への取組状況を年間2回の特別支援教育検討委員会※で報告しています。
- 就学相談委員会等を開催し、児童・生徒の個々に応じた学習環境を審議しています。
- 各学校のニーズにあった様々な支援の方法や個々に異なる指導上の助言を教員に行うため臨床心理士や医師による巡回相談を実施するとともに、特別支援学級（固定）に在籍する児童・生徒の教育活動を支援するために介助員の配置をしています。
- 特別な支援が必要な児童・生徒に対しては、「個別指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成し意図的・計画的に指導を行っています。しかし、「個別指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成することについて保護者の理解が得られないことや、教員の認識不足などの理由から100%の作成ができていません。

#### 《課題》

- 入学前の児童や支援が必要な児童・生徒の状況について教育委員会と保護者が共有する必要性を、園や学校を通して啓発することで保護者への理解を深めていくことが必要です。
- 特別支援教育推進計画に基づき、あきる野市が進める特別支援教育について、若手教員を始めとした全ての教員が理解し、確実に推進することが必要です。
- 平成29年度までに小学校に特別支援教室を導入するとともに、平成33年度に完全実施となる中学校への特別支援教室導入について教育委員会の方針の下、学校のニーズを生かしつつ円滑に進めることが望まれています。

### 【4年間の目標（後期実施計画）】（中期ビジョン 平成29年度～平成32年度）

- 特別支援教育推進計画に基づき、特別支援教育を確実に推進します。
- 特別な支援が必要な児童・生徒の個別指導計画、個別の教育支援計画の作成率100%にするとともに、各学校への臨床心理士や医師による巡回相談や介助員の配置を行い、個に応じた指導を行います。
- 入学前の情報提供の必要性を園や学校を通して保護者に啓発し、入学する児童に早期での個に応じた適切な指導を行います。
- あきる野市の特別支援教育を全ての教職員が理解し、日々の教育活動に反映できるようにします。
- 就学相談をはじめとする相談体制を充実させ、個に応じた学習環境を選定するとともに、合理的配慮やユニバーサルデザインを意識した学習環境を提供します。
- 東京都の副籍交流ガイドラインに基づき、実施体制の整備を行い、積極的に副籍交流を行います。
- 小学校の特別支援教室の全校実施と、中学校の円滑な実施に向けて計画的に準備を進めます。

### 【取組方針（後期実施計画）】

- 特別な支援が必要な児童・生徒及び必要と考えられる児童・生徒に対し、教職員が適切な指導を行えるよう各種研修会や担当者会等の実施をします。

- 各学校で校内委員会を中心に支援の在り方を検討し、「個別指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成します。また、教員補助員や特別支援学級における介助員を活用し、個に応じた指導の充実を図ります。
- 「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業※とは」というリーフレットを作成し、全教員に配布・活用させることで、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業や授業環境づくりを推進します。
- 保護者説明会等の機会に、保護者に就学（進学）支援シート等の作成の重要性を啓発し、各学校で活用を図ります。
- 都立あきる野学園等との副籍交流を積極的に行います。
- 特別支援教室※検討委員会を開催し、平成29年度での小学校全校実施、また、平成32年度までに中学校全校実施を計画的に推進します。

### 【主な事業】（後期事務事業）

| 事務事業（24）          | 特別支援教育の推進体制の強化  |                                   |            |                                  |
|-------------------|---|-----------------------------------|------------|----------------------------------|
| 実施年度              | 29年度  | 30年度                              | 31年度       | 32年度                             |
| 取組内容（目標）<br>【指導室】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育推進計画に基づいた各事業の実施</li> <li>○第二期特別支援教育推進計画の策定</li> </ul> | ⇒<br><br>○第二期特別支援教育推進計画に基づいた事業の実施 | ⇒<br><br>⇒ | ⇒<br><br>⇒<br><br>○中学校に特別支援教室を設置 |

| 事務事業（25）          | 巡回指導による学校等の支援の充実                |      |      |      |
|-------------------|---------------------------------|------|------|------|
| 実施年度              | 29年度                            | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【指導室】 | ○各学校、幼稚園・保育園の状況に即した専門医や臨床心理士の派遣 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業（26）          | 配慮を要する児童・生徒の就学支援の充実   |                  |                  |                  |
|-------------------|---|------------------|------------------|------------------|
| 実施年度              | 29年度  | 30年度             | 31年度             | 32年度             |
| 取組内容（目標）<br>【指導室】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○就学相談説明会の実施</li> <li>○就学相談委員会の開催</li> <li>○就学（転学）相談の実施</li> <li>○就学（進学）支援シートを活用した就学時期の支援の充実</li> </ul> | ⇒<br>⇒<br>⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒<br>⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒<br>⇒<br>⇒ |

|                   |                     |      |      |      |
|-------------------|---------------------|------|------|------|
| 事務事業 (27)         | 特別支援学級介助員の配置        |      |      |      |
| 実施年度              | 29年度                | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【指導室】 | ○特別支援学級(固定)への介助員の配置 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

|                   |                        |      |      |      |
|-------------------|------------------------|------|------|------|
| 事務事業 (28)         | 特別支援学校との副籍交流の実施        |      |      |      |
| 実施年度              | 29年度                   | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【指導室】 | ○東京都の副籍交流ガイドラインに基づいた実施 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

|                   |                             |      |      |      |
|-------------------|-----------------------------|------|------|------|
| 事務事業 (29)         | 小中学校の特別支援教育体制の充実            |      |      |      |
| 実施年度              | 29年度                        | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【指導室】 | ○特別支援教育コーディネーター※連絡会の充実      | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○特別支援教育研修会                  | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○校内委員会による特別支援教育体制の充実        | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○個別指導計画、個別の支援計画の作成及び活用の充実   | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業作りの実践 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

|                   |   |      |      |      |
|-------------------|---|------|------|------|
| 事務事業 (30)         | 特別支援学級(固・通)※による指導の充実                    |      |      |      |
| 実施年度              | 29年度                                    | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【指導室】 | ○特別支援学級担当者連絡協議会及び特別支援教室担当者連絡会での研修、協議の充実 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○指導主事等の学校訪問による教育課程の改善                   | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

|                   |   |      |      |      |
|-------------------|---|------|------|------|
| 事務事業 (31)         | 特別支援教育指導補助員の配置                              |      |      |      |
| 実施年度              | 29年度  | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【指導室】 | ○個別指導計画を作成した児童・生徒に対する個に応じた指導の充実のための教員補助員の配置 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

**取組目標 3**

学校経営力と教員の力量を高め、魅力ある学校づくりを推進する

**基本施策 8**

特色ある学校づくりと学校運営の改善

**【7年間の目標】（長期ビジョン 平成26年度～平成32年度）**

学校教育の質的改善を図り、児童・生徒にとって魅力ある学校づくりを進めていくためには、学校や地域の実態に即した特色ある学校づくりを推進するとともに、学校が直面している様々な課題に対し、PDCAサイクルを活用して、組織的に課題解決を図っていくことが重要です。

そこで、地域の人材の効果的な活用や開かれた学校づくりをより一層推進するとともに、学校評価システムの充実を図り、組織的な学校運営の検証・改善を推進します。

**【3年間の目標（前期実施計画）】（中期ビジョン 平成26年度～平成28年度）**

- 総合的な学習の時間\*を中心に、各地域の人材を効果的に活用した教育活動を充実させ、特色ある学校づくりを進めていきます。
- 保護者・地域の方に学校の教育活動を公開する機会を増やし、開かれた学校づくりを推進します。
- PDCAサイクル\*を明確にした学校評価等を組織的に実施させ、学校運営の改善・充実を図ります。

**【現状と課題】（【7年間の目標】に対する平成28年度末の現状と課題）**

《現状》

- 各学校や地域環境の実態に即し、総合的な学習経費等を配分することで、地域人材を活用した体験学習等を行っています。
- 各学校が学校公開や道徳授業地区公開講座\*、各種学校行事等の充実を図り、保護者・地域への教育活動の公開を行い、開かれた学校づくりを推進しています。
- 各学校が学校評価システム\*を確立し、自己評価を行っています。また、学校関係者からの評価として、学校評議員\*、児童・生徒及び保護者を対象としたアンケートを行い、その意見や評価を反映することで学校運営の充実を図っています。

《課題》

- 教育活動を地域に公開したり情報発信したりするなど、地域や保護者が教育活動への理解を深めるための取組の一層の充実が必要です。
- 学校が直面する課題に対して、地域の人材を活用しながら組織的に取り組むための体制作りを継続して推進することが必要です。

**【4年間の目標（後期実施計画）】（中期ビジョン 平成29年度～平成32年度）**

- 各学校の要望や次年度計画を基に精査、配当し、地域の特色や地域資源を生かした教育活動の充実を図ります。

- 各学校の運動会や体育祭等の学校行事とは別に、全ての学校が学校公開または学校公開週間を実施します。
- 学校だより等の配布やホームページの更新を通して、学校からの情報発信を行い、保護者や地域へ開かれた学校づくりの推進を図ります。
- 各学校が、前年度の自己評価や学校関係者評価として行った学校評議員、児童・生徒及び保護者を対象としたアンケートの意見や評価を学校評価としてまとめ、次年度計画策定に当たって組織的に活用します。

### 【取組方針（後期実施計画）】

- 地域の特色を生かした農業体験活動や伝統・文化体験活動を推進していくために、地域人材をゲストティーチャー※として積極的に招聘するなどし、地域資源を生かした教育活動の充実を図ります。
- 学校は、学力向上や体力向上、特色ある教育活動の様子を示せるよう、学校公開や学校公開週間を年3回程度実施します。
- 学校だよりや各種学校行事などの案内状等を、町内会・自治会へ配布し、学校からの情報発信を積極的に行います。
- 情報の即時性や時間や場所を選ばず情報が得られるという利便性から、学校のホームページの積極的な活用を促します。
- 学校評価の結果の課題を十分に踏まえ、教育課程の編成や学校運営に活かします。

### 【主な事業】（後期事務事業）

| 事務事業（32）          | 地域の人材活用の推進                   |      |      |      |
|-------------------|------------------------------|------|------|------|
| 実施年度              | 29年度                         | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【指導室】 | ○各学校や地域の実態に即した総合的な学習の時間の経費配分 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○各学校における地域の人材活用の推進           | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業（33）          | 開かれた学校づくりの推進                     |      |      |      |
|-------------------|----------------------------------|------|------|------|
| 実施年度              | 29年度                             | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【指導室】 | ○学校公開や学校公開週間を年3回程度実施             | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○学校だよりや各種学校行事などの案内状等を、町内会・自治会へ配布 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○学校のホームページの積極的な活用の推進             | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業 (34)                | 学校評価システムの充実   |      |      |      |
|--------------------------|---|------|------|------|
| 実施年度                     | 29年度  | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br><b>【指導室】</b> | ○学校の自己評価にや学校関係者評価による教育課程の改善の実施<br>○学校訪問の実施による各学校の学校評価システムの改善・充実 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

**取組目標 3****学校経営力と教員の力量を高め、魅力ある学校づくりを推進する****基本施策 9****教員の資質・能力の向上****【7年間の目標】（長期ビジョン 平成26年度～平成32年度）**

次の世代を担う児童・生徒に確かな学力を身に付けさせるためには、教員が児童・生徒一人一人の良さや可能性を引き出し、高めていこうとする熱意と、教育のプロとしての意識を持つとともに、各学校が意図的・計画的に個々の教員の教科等の専門性や指導力を高める研修等を推進することが重要です。

そこで、本市の教育課題を踏まえ、関係機関と連携しながら、教員の経験や職層に応じた研修体制を一層整備するとともに、各学校のOJT推進体制を充実させます。

**【3年間の目標（前期実施計画）】（中期ビジョン 平成26年度～平成28年度）**

○各種研修事業や研究奨励事業などをより一層充実させるとともに、各学校における校内OJT\*の推進体制を整備・強化することで、教員個々の課題や経験、職層に応じた資質・能力の向上に努めます。

・市内で毎年5人以上の東京教師道場\*部員や都研究員等を輩出できる学校体制の確立

**【現状と課題】（【7年間の目標】に対する平成28年度末の現状と課題）**

〈現状〉

○教職員研修センター\*指導員が、若手教員に対して授業観察や指導・助言を行い、各学校の若手教員の指導力向上を図っています。

○産休・育休教員の授業力の向上を図るため、必要に応じて指導員が授業観察及び指導・助言を行なっています。

○都立あきる野学園等関係機関と連携して若手教員育成研修の充実を図っています。

○教師道場には平成26年5人、平成27年度5人、平成28年度3人が参加し、教育研究員\*には平成26年に2名、平成27年に3名、平成28年に2名が参加しています。このことから、各学校において教員が指導力の向上に向けて常に努力しなければならないことへの意識の向上が図られています。

○市の研究推進校として毎年度各中学校区を指定し、小中一貫教育\*の研究に取り組み、その成果を研究発表や研究報告書により各学校に発信して、小中一貫教育への理解を深めています。また、OJT推進モデル指定校事業として、市内市立学校を指定し、組織的なOJTの推進について研究に取り組み、その成果を校長会及び副校長会、教務主任会で報告し、各学校のOJT推進体制の充実を図っています。

○東京都の研究指定事業であるオリンピック・パラリンピック教育推進校\*、人権尊重教育推進校\*、日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業や学力ステップアップ推進地域指定事業\*及び英語教育推進地域指定事業等を有効に活用し、各事業に取り組むこと

で教員の資質の向上を促進しています。

《課題》

- 教員一人一人が資質や能力を保持することに加え、若手からベテラン教員までが、経験や職層に応じて期待する能力を十分に発揮する様に研修等様々な機会を活用し、資質・能力を向上させることです。
- 教員が、常に自己を高め、自己啓発に努めることができる環境づくりが求められています。

**【4年間の目標（後期実施計画）】（中期ビジョン 平成29年度～平成32年度）**

- 各種研修事業や研究奨励事業などをより一層充実させるとともに、各学校における校内OJTの推進体制を整備・強化することで、教員個々の課題や経験、職層に応じた資質・能力の向上に努めます。

**【取組方針（後期実施計画）】**

- 教職員研修センター指導員が若手教員や産休・育休代替教員に対して、授業観察及び指導・助言を行うとともに、授業力チェックリスト※を活用して、教育委員会と管理職とも情報共有を図ることで、組織的に若手教員の課題に応じた指導を充実させます。
- テーマを明確にするとともに、外部講師を招聘したり、参加型の研修会を設定したりすることで、各種研修会や主任会、担当者会の充実を図ります。
- 各学校管理職に東京教師道場の部員や研究員等の推薦を積極的に行うように依頼するとともに、管理職から管下教員へ教師道場の部員や研究員等の研究発表会への参加を促してもらうことで、主体的に指導力を高めようとする教員を育成します。
- 指導主事が学校を回り、管理職の学校経営方針や課題をつかみ、積極的に国や東京都の研究奨励校や市の研究推進校の指定等、研究奨励事業等を紹介するとともに、指導室訪問の機会等を活用して、研究・研修の推進に当たって指導・助言を充実させます。
- OJT推進モデル校を指定し、その成果を校長会・副校長会・教務主任会・主幹教諭研修会等で紹介するとともに、指導室による校内OJTに関する学校訪問を実施することで、各学校の教員個々の課題、経験及び職層に応じたOJTの活性化を図ります。

**【主な事業】（後期事務事業）**

| 事務事業（35）          | 教職員の研修等の実施            |      |      |      |
|-------------------|-----------------------|------|------|------|
| 実施年度              | 29年度                  | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【指導室】 | ○若手教員育成研修の充実          | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○教育課題研修や職層に応じた研修会等の充実 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○OJT推進モデル指定校の指定       | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○校内OJTに関する全校への学校訪問の実施 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業 (36)         | 研究奨励事業等の推進    |      |      |      |
|-------------------|---------------|------|------|------|
| 実施年度              | 29年度          | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【指導室】 | ○市の研究推進校等の指定  | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○国や都の研究奨励校の指定 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業 (37)         | 教職員研修センターの活用                       |      |      |      |
|-------------------|------------------------------------|------|------|------|
| 実施年度              | 29年度                               | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【指導室】 | ○若手教員に対する年3回の指導員による授業観察及び指導の実施     | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○4年次教員に対する年1回の指導員による授業観察及び指導の実施    | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○管理職からの要望に応じた産休育休代替教員への授業観察及び指導の実施 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

## 取組目標 4 児童・生徒が安心して通える、安全で快適な教育環境の整備を推進する

### 基本施策 10 学校施設・設備の整備

#### 【7年間の目標】（長期ビジョン 平成26年度～32年度）

学校施設の非構造部材を耐震化します。また、施設・設備の老朽化の著しい部分を中心に改修や改善を実施していきます。校舎、体育館、校庭やプールなど、大規模な学校施設の整備については、市の公共施設の整備計画に基づき整備を進めます。

特に、老朽化が著しい3か所の学校給食センターについては、平成25年3月に新学校給食センターの整備計画がまとまったことから、現在の給食センターを耐震診断結果を基にした耐震補強を行い、新学校給食センターが建設されるまで間運営するものとし、整備計画に基づいた新給食センターの整備を進めます。

#### 【3年間の目標（前期実施計画）】（中期ビジョン 平成26年度～平成28年度）

（教育総務課）

○危険性の高い非構造部材の耐震化※を優先して実施し、併行して老朽化の著しい部分を中心に改修（給食リフト、プール循環浄化装置、消防設備等）や改善（トイレの洋式化等）を実施します。

○学校施設の大規模な整備については、市の整備計画の進捗状況を踏まえながら推進します。

（学校給食課）

○整備計画で示された整備手法に基づき、PFI事業※の導入準備を進めます。

○PFI事業導入のためのアドバイザー業者を選定し、実施方針を策定します。

#### 【現状と課題】（【7年間の目標】に対する平成28年度末の現状と課題）

（教育総務課）

《現状》

○安全で快適な教育環境の整備を目的に、小・中学校体育館(16校)及び中学校武道場(4校)のアリーナ部分の非構造部材の耐震化工事を実施しました。また、良好な教育環境の整備や、老朽化している施設の改修を順次行い、児童・生徒の安全と良好な教育環境の確保への対応を進めています。

○教職員1人に1台のパソコンを配置するとともに、各学校に非常勤講師も活用が可能な校務用のパソコンを配置しました。

○学級編成に伴い教員数が増減することから、学校間でパソコンの移動を行いました。

○小学校の特別支援教室※導入に伴い、特別支援教室専門員※用のパソコンを配置しました。

○パソコン教室用のパソコン及び周辺機器について、学校要望に基づき整備を行いました。

○学校のICT※環境整備については多額の経費を要するため、必要とする環境と器機、補助金の活用等について調査・研究を行いました。

《課題》

- 学校施設の大規模な整備は、市の公共施設等総合管理計画に基づき、施設整備計画、長寿命化計画等を策定し、計画的な整備を行う必要があります。
  - 国の動向、学習指導要領の改正などを注視し、ICTを活用した指導計画に基づき、学校のICT整備を計画的に進める必要があります。
  - 学校図書については、パソコン管理のために、すでにバーコードを添付していることから、学校図書館に図書管理及び活動支援用のパソコンを配置する必要があります。
- (学校給食課)

《現状》

- 学校給食センターは耐震診断結果に基づいた耐震補強を実施しました。また、新給食センターの整備については、平成27年度に整備用地を取得し、PFI事業導入のためのアドバイザー事業者の選定準備を進めています。

《課題》

- 武蔵引田駅北口土地区画整理事業の進捗状況を見極め、整備事業を進めていく必要があります。

**【4年間の目標（後期実施計画）】（中期ビジョン 平成29年度～平成32年度）**

(教育総務課)

- 校舎の非構造部材の耐震化状況を点検及び調査を行い、耐震化工事を実施していきます。
  - 老朽化の著しい施設・設備を中心に、実態を踏まえて優先順位を定め改修・改善を実施していきます。
  - 大規模な改修等について、学校施設整備計画、長寿命化計画等を策定し、計画的な整備を実施していきます。
  - 教職員1人に1台のパソコン配置及び校務用パソコンの配置を基準とした、機器の維持管理及びセキュリティー対策を行います。
  - パソコン教室用のパソコン等周辺機器をはじめ学校のICT環境整備を行います。
- (学校給食課)
- 整備計画で示された整備手法に基づいたPFI事業を導入し、新給食センターの整備を進めます。
  - アドバイザー業務を委託、実施方針を策定し、PFI法に基づく特定事業者の選定を行い、建物設計に着手します。

**【取組方針（後期実施計画）】**

(教育総務課)

- 校舎の非構造部材の耐震化状況を点検及び調査を行い、耐震化工事を実施していきます。
- 老朽化の著しい施設・設備を中心に、実態を踏まえて優先順位を定め改修・改善を実施していきます。
- 計画的な整備を行うために、施設、設備の劣化状態等を調査、点検及び評価を行い小中学校

個別の施設整備計画を策定します。

○教職員 1 人に 1 台のパソコン配置及び必要に応じて、非常勤教員等が使用できる校務用パソコンを設置します。

○教職員及び非常勤教員等の情報セキュリティー対策を行います。

○教職員セキュリティーポリシーを作成します。

○学校の ICT 環境整備について、ICT を活用した指導計画や整備に活用できる補助制度などを調査・研究し、整備計画を作成します。

(学校給食課)

○現在の給食センターは、施設、設備等について修繕等を行い、新学校給食センターが建設されるまでの間、運営します。

○アドバイザー業務を委託し、PFI 法に基づく特定事業者の選定を行います。

### 【主な事業】(後期事務事業)

| 事務事業 (38)           | 学校施設の非構造部材の耐震化の推進    |      |      |      |
|---------------------|----------------------|------|------|------|
| 実施年度                | 29年度                 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【教育総務課】 | ○非構造部材の耐震化の点検、設計及び施工 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業 (39)           | 老朽化した学校施設の改修・改善の推進 |      |      |      |
|---------------------|--------------------|------|------|------|
| 実施年度                | 29年度               | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【教育総務課】 | ○老朽化している学校施設の改修・改善 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業 (40)           | 学校施設の計画的整備                 |                                     |      |      |
|---------------------|----------------------------|-------------------------------------|------|------|
| 実施年度                | 29年度                       | 30年度                                | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【教育総務課】 | ○学校施設の計画的整備の資料収集           | ○学校施設の計画的整備の資料収集、施設等の劣化状態の調査、点検及び評価 | ⇒    | ⇒    |
|                     | ○市施設全体の整備計画の進捗状況を踏まえた整備の推進 | ⇒                                   | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業 (41)           | 情報機器の整備  |  |   |   |
|---------------------|--|--|---|---|
| 実施年度                | 29年度   | 30年度   | 31年度  | 32年度  |
| 取組内容(目標)<br>【教育総務課】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員セキュリティーポリシーの作成</li> <li>○学校配置パソコンの維持管理</li> <li>○小学校の新規特別支援教室に支援員用のパソコンを配置</li> <li>○学校ICT環境整備についての調査・研究</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員セキュリティーポリシー研修の実施</li> <li>⇒</li> <li>○学校ICT整備計画の作成</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒</li> <li>⇒</li> <li>○中学校の新規特別支援教室に支援員用のパソコンを配置</li> <li>○学校ICT整備計画の検証</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒</li> <li>⇒</li> <li>⇒</li> <li>○学校ICT環境の段階的整備</li> </ul> |

| 事務事業 (42)           | 新学校給食センターの整備の推進  |  |   |   |
|---------------------|--|--|---|---|
| 実施年度                | 29年度   | 30年度   | 31年度  | 32年度  |
| 取組内容(目標)<br>【学校給食課】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○PFI事業導入のためのアドバイザー業者選定準備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○アドバイザー業者選定</li> <li>○PFI事業の実施方針策定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○PFI事業者選定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○建物設計</li> </ul> |

## 取組目標 4 児童・生徒が安心して通える、安全で快適な教育環境の整備を推進する

### 基本施策 11 教育の機会均等などの確保

#### 【7年間の目標】（長期ビジョン 平成26年度～平成32年度）

経済的な理由により就学や進学が困難な児童・生徒や、日本語を習得していないことにより学校生活等に影響がある外国人児童・生徒に対して、教育機会の均等などを保障していくことは重要なことです。次代を担う児童・生徒が、経済的理由やその他様々な事情により、就学、進学及び学校生活等に支障を生じさせることのないよう、就学援助や日本語指導講師派遣等の事業を推進することで、社会のセーフティネットを構築し、安心を与え、学習意欲の向上につながるよう支援します。

また、遠距離から路線バスを利用し、市立小・中学校へ通学する児童・生徒の保護者の負担を軽減するための、通学定期購入費の補助や小宮地区の児童が利用するスクールバスの運行を継続して行います。

さらに、区域外就学\*等実態に配慮した就学の確保に努めます。

#### 【3年間の目標（前期実施計画）】（中期ビジョン 平成26年度～平成28年度）

（指導室）

○各学校に在籍する外国人児童・生徒の状況に即して、日本語指導講師の派遣や日本語教室等を開設するNPO法人との連携を図り、外国人児童・生徒の日本の生活への適応や日本語の習得を積極的に進めます。

（教育総務課）

○就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学援助制度により学用品費等を支給し、進学が困難な学生等については、育英資金貸付制度により学費の一部を貸与します。

○遠距離から路線バスを利用して市立小中学校へ通学する児童・生徒の保護者に通学定期購入費を補助し、小宮地区の児童のためのスクールバスを継続して運行します。

○区域外就学等実態に配慮した就学を許可します。

#### 【現状と課題】（【7年間の目標】に対する平成28年度末の現状と課題）

（指導室）

《現状》

○各学校の状況に応じて日本語指導講師や通訳を配置し、日本語能力が不十分な児童・生徒の日本語学習及び通常教科の学習指導等の充実を図るため、日本語指導を行っています。また、この指導により日本語能力が不十分な児童・生徒の学校生活の不自由さや困難が改善され、日本語能力が不十分な児童・生徒の教育環境を向上しています。

《課題》

○日本語能力が不十分な児童・生徒に対し教育機会を保障するために、日本語指導事業の継続

した実施が必要です。

(教育総務課)

《現状》

- 教育の機会均等を目的に、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学援助制度による学用品費等の支援をしています。また、高等学校や大学等に在学し、成績優秀であるが経済的理由により就学困難な者に対して、育英資金の貸付をしています。
- 小・中学校に遠距離から路線バスを利用して通学する児童・生徒の保護者の負担を軽減するために、通学定期券の購入費を補助しています。また、小宮地区から通学する児童のために、添乗員を配置したスクールバスを運行しています。
- 家庭環境等により教育的な配慮を要する児童・生徒について、申請に基づき審査し、区域外就学等の措置を行っています。

《課題》

- 教育の機会均等の確保に向け、様々なニーズを精査しながら制度運用するとともに、制度の研究や実態に合わせた改善が必要となります。

#### **【4年間の目標（後期実施計画）】（中期ビジョン 平成29年度～平成32年度）**

(指導室)

- 各学校の状況に応じて日本語指導講師や通訳を配置し、日本語能力が不十分な児童・生徒に対して充実した日本語指導を実施し、日本の生活への適応や日本語の習得を進めます。

(教育総務課)

- 就学援助及び育英基金の制度について広く周知します。また、周知方法の検証と改善を行います。
- 就学援助制度について、保護者の経済的支援を鑑み、検証等により必要に応じて制度の改善を行います。
- 小・中学校に遠距離から通学する児童・生徒の保護者に通学定期代を補助金として交付し、経済的負担を軽減します。
- 小宮地区から五日市小学校に通学する児童のために、スクールバスを運行します。
- 様々な事情により、配慮が必要な児童・生徒の就学について、区域外就学等の措置により必要な教育環境を提供します。

#### **【取組方針（後期実施計画）】**

(指導室)

- 日本語能力が不十分な児童・生徒の円滑な編入学に向けて、日本語指導講師を計画的に確保し、効果的な日本語指導を実施します。

(教育総務課)

- 就学援助及び育英基金の制度について、学校等との連携や市広報等を活用し、漏れの無いように周知します。
- 就学援助制度について、保護者の経済的支援を鑑み、情報収集や研究・検証を通じ、支給時

期等必要に応じて制度の改善を行います。

○小・中学校に遠距離から通学する児童・生徒の保護者に補助金を交付し、経済的負担を軽減します。

○小宮地区から五日市小学校に通学する児童のために、添乗員を配置したスクールバスを運行します。

○様々な事情により、配慮が必要な児童・生徒の就学について、保護者の申請に基づき審査を行い、配慮が必要と認められる申請については、区域外就学等の措置により必要な教育環境を提供します。

### 【主な事業】（後期事務事業）

| 事務事業（43）          | 外国人児童・生徒への支援の実施    |      |      |      |
|-------------------|--------------------|------|------|------|
| 実施年度              | 29年度               | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【指導室】 | ○日本語指導講師の予算確保と学校派遣 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業（44）            | 教育の機会均等の確保                 |      |      |      |
|---------------------|----------------------------|------|------|------|
| 実施年度                | 29年度                       | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【教育総務課】 | ○就学援助及び育英資金制度の実施           | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                     | ○就学援助及び育英資金制度について研究・検証     | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                     | ○新入学児童生徒学用品費等の就学・進学前年度支給開始 |      |      |      |

| 事務事業（45）            | 遠距離通学に対する支援    |      |      |      |
|---------------------|----------------|------|------|------|
| 実施年度                | 29年度           | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【教育総務課】 | ○通学定期券購入費補助の実施 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                     | ○スクールバスの運行     | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業（46）            | 実態に配慮した就学の確保              |      |      |      |
|---------------------|---------------------------|------|------|------|
| 実施年度                | 29年度                      | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【教育総務課】 | ○区域外就学や居住の実態等による就学の機会の確保  | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                     | ○ニーズに基づき教育環境の差異に配慮した学校の指定 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

**取組目標 5**

家庭や地域との協働により、地域の特色を生かした、安全で活気ある学校づくりを推進する

**基本施策 12****学校安全安心対策の強化****【7年間の目標】（長期ビジョン 平成26年度～平成32年度）**

学校安全推進会議や学校安全講習会を実施し、学校を取り巻く現状等について共通理解を図り、スクールガードリーダー※、交通安全推進員※及び学校安全ボランティアとともに、地域ぐるみで児童・生徒の安全確保に努めます。

また、災害発生時における各学校の初動対応を始めとした、児童・生徒及び教職員の安全管理や教育委員会の組織的対応について、様々なケースを想定した訓練と検証を実施することで、災害対応力を高めます。

さらに、災害時に児童・生徒を学校に留め置いた時のための食料などを備蓄します。

各学校においては、児童・生徒の安全を確保し、児童・生徒の危機予知・回避能力と、他者や地域社会の安全に貢献しようとする能力を向上させるとともに、家庭、学校、地域の関係機関が連携した、安全管理や安全教育をより一層充実させます。

**【3年間の目標（前期実施計画）】（中期ビジョン 平成26年度～平成28年度）**

- スクールガードリーダー及び交通安全推進員を配置します。
- 各学期の終了時に学校安全推進会議や安全講習会を実施し、スクールガードリーダー、交通安全推進員、学校安全ボランティアとともに、地域ぐるみで児童・生徒の安全を確保します。
- 災害発生時における教育委員会の組織的な対応について、訓練と検証により対応力を高めます。
- 災害に備え、食料等を計画に基づき購入し、各学校へ備蓄します。
- 生活安全・交通安全・災害安全の3つの観点から、各学校において地域の特性等を踏まえた安全管理体制を充実させるとともに、計画的に避難訓練等を実施し、児童・生徒に自助・共助の能力と態度を育てます。

**【現状と課題】（【7年間の目標】に対する平成28年度末の現状と課題）**

（教育総務課）

《現状》

- 児童・生徒の安全確保を目的に、警察官OB3名をスクールガードリーダーとして委嘱し、市内小学校の学区域を担当区域として3区域に振り分け、毎月各担当する区域の安全点検や学校安全ボランティア活動への助言や指導を実施しています。また、小学校の通学路32箇所交通安全推進員を配置し、登下校時の声かけ等を通じて、児童の交通安全意識の向上を図っています。
- 地域ぐるみでの児童の安全確保を目指し、学校安全推進会議を年2回実施しています。また、学校安全講習会を年2回実施し、スクールガードリーダー、交通安全推進員、学校安全ボランティア及び関係団体・機関が情報共有と学校安全に係る見識を深めることで、地域ぐるみ

で児童・生徒の安全を確保する体制を意識するとともに、その活動の支援を行っています。

○安全安心対策の推進のために、学期ごとに各小・中学校が行なう通学路の安全点検について、提出された報告書に基づき市関係部署や警察等関係機関と協議し、必要な対応を行っています。また、市内小学校の通学路に5台ずつ防犯カメラを設置する計画を策定し、計画の70%となる35台の防犯カメラを設置しています。

○災害発生時での組織的な対応力の向上のため、毎年5月に教育委員会と小・中学校と連携した大規模地震対応訓練を実施しています。また、毎年市が実施する総合防災訓練や各校が計画的に実施する避難訓練を通じて、地域に関わることの大切さや自助・共助の能力と態度を育成しています。

○災害時に児童・生徒を学校に留め置く事態に備え、各校において児童・生徒及び教職員の3割が1日を過ごすに必要な食料等を計画に基づき購入し、各学校に備蓄しています。

《課題》

○地域ぐるみの活動を充実させるためには、より多くの人に関わりを持てるよう、一人一人が無理なく活動に参加できる体制づくりが必要です。

○災害発生時に学校、家庭、教育委員会が連携し、迅速な対応ができるように、様々な災害や被害想定を分析し、訓練と検証を繰り返すことで災害対応力を向上する必要があります。

(指導室)

《現状》

○各学校で地域の実態に即したセーフティ教室\*を家庭・地域・関係機関と連携して実施しています。

○各学校は、安全管理及び安全教育に関する年間計画に基づいて、危機発生時の安全管理体制を整備・強化するとともに、月1回の安全指導日と避難訓練を実施するなど、安全教育を推進しています。

《課題》

○児童・生徒の安全確保には、普段から児童・生徒及び教員が有事の際に適切な行動が取れるように正しい知識と行動力を身に付けることが不可欠です。このため、様々なケースを想定し、繰り返し安全教育を実施することが必要です。

○発見しうる様々な危険を想定し、未然に防ぐための対策の充実が求められています。

#### 【4年間の目標（後期実施計画）】（中期ビジョン 平成29年度～平成32年度）

（教育総務課）

○警察署や市関係部署との連携を密にし、学校安全体制作りに努めます。

○スクールガードリーダー及び交通安全推進員を配置し、児童・生徒の安全確保に努めます。

○学校安全推進会議及び学校安全講習会を計画的に実施し、地域、保護者、関係機関等が連携した地域ぐるみの児童・生徒の安全対策の充実を図るとともに、学校安全ボランティアの活動を支援します。

○災害発生時における各学校の初動対応を始めとした、児童・生徒及び教職員の安全管理や教育委員会の組織的対応について、繰り返し訓練と検証を実施することで、災害対応力を高め

ます。

- 災害時に児童・生徒を学校に留め置いた時のための食料（アルファ化米と飲料水）と毛布を各学校に備蓄します。
- 日常生活における安全対策をはじめ各種災害に対する安全対策について、各学校において地域の特性等を踏まえた安全管理体制を充実させるとともに、計画的に避難訓練等を実施し、児童・生徒に自助・共助の能力と態度を育てます。
- 市内各小学校の通学路に5台の防犯カメラを設置する計画に基づき、残り15箇所に防犯カメラを設置します。

（指導室）

- 児童・生徒たち自身に犯罪や事故、災害等の危険を予測し回避する能力や、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てる安全教育を充実します。
- 生活安全・交通安全・災害安全の3つの観点から、各学校において地域の特性等を踏まえた安全管理体制を充実させるとともに、児童・生徒に計画的に安全指導を行い、児童・生徒に自助・共助の能力と態度を育てます。

## 【取組方針（後期実施計画）】

（教育総務課）

- 各校が実施する安全点検結果や地域の要望等について、警察署や市関係部署との連携を密にし、学校安全体制作りに努めます。
- 警察官OBをスクールガードリーダーとして委嘱し、毎月各担当する区域の安全点検や学校安全ボランティア活動への助言や指導を実施します。
- 1学期と3学期に学校安全推進会議を実施し、防犯や交通安全対策の現状について情報共有を図るとともに、安全講習会を1学期と3学期に実施し、スクールガードリーダー、交通安全推進員、学校安全ボランティア及び関係団体・機関が学校安全に係る見識を深めることで、地域ぐるみで児童・生徒の安全を確保する体制作りを推進するとともに、その活動支援を行います。
- 小学校の通学路に地域の実情等を配慮し、交通安全推進員を配置し、登下校時の声かけ等を通じて児童の交通安全意識の向上を図ります。
- 災害発生時における教育委員会の組織的な対応を確認するため、小・中学校と連携した大規模地震対応訓練を実施し、訓練と検証により課題の抽出と改善を行い対応力の向上を図ります。
- 災害時等に児童・生徒を学校に留置く事態に備え、各校の児童・生徒及び教職員数の3割が1日を過ごすに必要な食料（アルファ化米と飲料水）と毛布を計画的購入し、各学校に備蓄します。また、平成30年度以降は、保存年限に達する食料が発生することから、必要数の補充と期限内に訓練として活用します。
- 日常生活における安全対策をはじめ各種災害に対する安全対策について、各学校に地域の人材活用や地域の特性等を踏まえて安全管理体制を充実させるとともに、計画的に避難訓練等を実施し、児童・生徒に自助・共助の能力と態度を養います。

○都の補助金を活用した、市内小学校の通学路に5台の防犯カメラを設置する計画に基づき、残り15箇所に防犯カメラを設置します。

(指導室)

○各学校は、月1回の安全指導日を中心に、日頃から児童・生徒に安全を呼びかける声かけ指導を行います。

○各学校は、避難訓練や防災訓練、交通安全教室や防犯教室、セーフティ教室等を実施します。

○各学校は、地域安全マップ\*の作成による犯罪被害防止教育や、「3.11を忘れない\*」、防災ノート「東京防災」\*などの教材を活用した防災教育を、教科等の時間に実施します。

### 【主な事業】(後期事務事業)

| 事務事業(47)                     | 児童・生徒の安全確保・安全指導の推進   |      |      |      |
|------------------------------|--|------|------|------|
| 実施年度                         | 29年度   | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【教育総務課】<br>【指導室】 | ○学校安全推進会議及び学校安全講習会の実施  | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                              | ○スクールガードリーダー及び学校安全推進員の配置   | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                              | ○学校安全ボランティア活動支援  | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                              | ○月1回の安全指導日を中心とした安全指導の実施  | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                              | ○各学校における避難訓練や防災訓練、交通安全教室や防犯教室、セーフティ教室等の実施                                | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                              | ○各学校における地域安全マップの作成等による犯罪被害防止教育や、「3.11を忘れない」、防災ノート「東京防災」などの教材を活用した防災教育の実施 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業(48)            | 児童・生徒通学安全対策の推進 |      |      |      |
|---------------------|----------------|------|------|------|
| 実施年度                | 29年度           | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【教育総務課】 | ○通学路の安全点検と対策   | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業 (49)           | 防災対策の推進                      |      |      |      |
|---------------------|------------------------------|------|------|------|
| 実施年度                | 29年度                         | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【教育総務課】 | ○小・中学校と連携し大規模地震対応訓練を実施       | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                     | ○他地区の訓練内容等を参考に防災行動力の強化に向けた検討 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                     | ○配備計画に基づいた食料等の学校への備蓄         | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

**取組目標 5**

家庭や地域との協働により、地域の特色を生かした、安全で活気ある学校づくりを推進する

**基本施策 13****学校支援体制の強化****【7年間の目標】（長期ビジョン 平成26年度～平成32年度）**

家庭や地域の教育力を生かして、地域全体で学校教育を支援していく連携体制を構築していくため、学校の状況に即して学校支援地域本部事業\*を実施し、学校と地域が連携して学校教育を支援します。

**【3年間の目標（前期実施計画）】（中期ビジョン 平成26年度～平成28年度）**

- 現在、学校支援地域本部事業を実施している3校（一の谷小、屋城小、増戸小）の学校支援地域本部による環境整備や登下校時の安全指導など、学校教育を支援する取組の充実を図ります。
- 学校支援地域本部事業について、他の学校へ周知を図るとともに、意向調査により学校のニーズを把握し、支援の充実を図ります。

**【現状と課題】（【7年間の目標】に対する平成28年度末の現状と課題）**

《現状》

- 市内小中学校で学校支援地域本部事業を実施しました。この学校支援地域本部事業では、学校の環境整備や登下校時の安全指導など地域で学校教育を支援する取組等を行っています。
- 未実施校へ事業の周知及び意向調査を行いました。実施の意向のあった学校に対して、体制整備等の支援を行い、平成28年度に実施校を3校増やすことができました。現在は、6校（一の谷小、多西小、屋城小、増戸小、前田小、南秋留小）で実施しています。

《課題》

- 実施校は、増加しているが、まだ未実施の学校もあるため、今後も継続して事業の周知を行っていく必要があります。

**【4年間の目標（後期実施計画）】（中期ビジョン 平成29年度～平成32年度）**

- 学校支援地域本部事業を実施している6校（一の谷小、多西小、屋城小、増戸小、前田小、南秋留小）の学校支援地域本部による環境整備や登下校時の安全指導など、学校教育を支援する取組を充実させます。
- 学校支援地域本部事業について、他の学校へ周知を図るとともに、意向調査により学校のニーズを把握し、支援の充実を図ります。

**【取組方針（後期実施計画）】**

- 一の谷小、多西小、屋城小、増戸小、前田小、南秋留小の6校における学校支援地域本部の運営を支援するとともに、各地域本部のスタッフ等で構成する学校支援地域本部地域教育協

議会を開催して、効率的・効果的な運営方法等について協議を行い、学校と地域との連携による学校支援を推進します。

**【主な事業】（後期事務事業）**

| 事務事業（50）                  | 学校支援地域本部事業の充実      |          |      |      |
|---------------------------|--------------------|----------|------|------|
| 実施年度                      | 29年度               | 30年度     | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○学校支援地域本部の設置及び運営支援 | ⇒        | ⇒    | ⇒    |
|                           | ○学校意向調査の実施         | ⇒        | ⇒    | ⇒    |
|                           |                    | ○新規開設の調整 | ⇒    | ⇒    |

**取組目標 5**

家庭や地域との協働により、地域の特色を生かした、安全で活気ある学校づくりを推進する

**基本施策 14****教育情報の提供****【7年間の目標】（長期ビジョン 平成26年度～平成32年度）**

市民一人一人が必要な教育活動に参加し、充実したライフステージを積み重ねていくことができるよう、教育全般に係る様々な情報を広く提供します。

また、情報提供の手段として、教育広報紙に加え市ホームページを活用し、情報を取得する機会の充実を図ります。

**【3年間の目標（前期実施計画）】（中期ビジョン 平成26年度～平成28年度）**

○提供する情報内容の充実と提供された情報の有効活用が図られるように、「目に留まりやすい」

「手に取りやすい」「読みやすい（伝わりやすい）」をテーマに、教育広報紙の規格、記事内容、レイアウト等について検証します。

○広く市民に教育情報が届くよう、教育情報の発信方法について検討します。

**【現状と課題】（【7年間の目標】に対する平成28年度末の現状と課題）**

＜現状＞

○教育全般に係る様々な情報を広く市民に提供するために、教育広報誌「一房のぶどう」を年3回発行し、市内全世帯を対象に新聞折込、郵送、市施設への配置及び市内小中学校への配布を行っています。また、市ホームページに掲載することで、市民をはじめ他地区からも閲覧ができるよう情報の提供をしています。

○見やすい紙面づくりを目指し、広報誌発行の際に巻末のスペース等を活用し、広報誌に対する感想や意見を求め、寄せられた感想に基づき文字のポイントなどの変更を行いました。また、他市の教育広報誌を参考にするなど、紙面構成・編集などの調査研究を行っています。

＜課題＞

○市民が個々の求めによる教育活動に参加できるように、教育全般に係る様々な情報を市民一人一人に応じた方法で取得できる環境が必要となっています。

**【4年間の目標（後期実施計画）】（中期ビジョン 平成29年度～平成32年度）**

○あきる野の教育に関心を持ち、様々な形で参加する機会につながるよう、紙面の充実を図ります。

○あきる野市民はもとより、広くあきる野の教育を発信できるよう、発信方法について検討と改善を行います。

**【取組方針（後期実施計画）】**

○可能な限り最新の情報を提供するため、年3回の発行回数について検討します。

- 年間を通じた定例の情報に加えて、新たな取組や制度をいち早く発信します。
- 教育の分野は広範囲に渡るため、広く浅くなりがちな情報を紙面作成の工夫や改善により、特集や連載等を組み込むなど、深みや継続性を持った紙面構成について研究します。
- 読み手の立場に立って、「目に留まりやすい」「手に取りやすい」「読みやすい（伝わりやすい）」を基本に、紙面の工夫、改善を行います。
- 読者からの感想や意見収集を今後も継続して実施します。

**【主な事業】（後期事務事業）**

| 事務事業（51）            | 教育広報による教育情報提供の充実                 |        |                          |                |
|---------------------|----------------------------------|--------|--------------------------|----------------|
| 実施年度                | 29年度                             | 30年度   | 31年度                     | 32年度           |
| 取組内容（目標）<br>【教育総務課】 | ○教育広報誌の発行<br>○発行回数・レイアウト・発信方法の検討 | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>○発行回数・レイアウト・発信方法の検証 | ⇒<br>○新様式による発行 |

**取組目標 6**

市民一人一人が充実した人生を送ることができるよう生涯学習を推進する

**基本施策 15****生涯学習活動の推進****【7年間の目標】（長期ビジョン 平成26年度～平成32年度）**

自主的に学び、主体的に活動できる市民の学習を支援し、その成果を社会に還元できる「知の循環型社会」を目指した学習の仕組みを作り、学習成果の活用を推進する必要があります。

このため、生涯学習推進計画に基づき、豊かな生涯学習社会の実現に向けた確かな推進体制づくりと実行力のある事業展開を図ります。

また、学習成果を生かす機会や場の提供を図るために、市民の企画運営による事業の充実や生涯学習事業への市民の参画を推進する必要があります。

このため、市民との協働による学習機会の場づくりとして、図書館ボランティアの育成や生涯学習コーディネーター\*と団体や個人が連携した事業などの推進を図ります。

**【3年間の目標（前期実施計画）】（中期ビジョン 平成26年度～平成28年度）**

（生涯学習スポーツ課）

- 生涯学習推進体制の整備を進めるとともに、生涯学習推進計画の改訂を行い、新たな推進計画に基づいて生涯学習を推進します。
- 学習教育機関等との連携協力による事業を推進します。
- 寿大学や各種講座を開催し、その充実を図ります。
- 公民館施設・設備の適正な維持管理を進めます。
- 生涯学習コーディネーターや市民解説員の養成講座、生涯学習人材バンク\*の登録などを進め、人材の育成を図り、団体や個人が連携した事業を推進します。
- 生涯学習活動を実施する団体との事業協力と、団体の活動への支援を推進します。
- 学習成果を生かす機会や事業の充実を図るため、市民の企画運営による事業の充実や生涯学習事業への市民の参画を推進します。
- 市民との協働による学習機会の場づくりや、市民の企画・運営による講座等の充実を図ります。

（図書館）

- 市民との協働のまちづくりにおける地域の課題解決や循環型生涯学習の実現に向け、地域・行政資料を網羅的に収集し、提供できる環境の整備を図るとともに、インターネットを活用した情報の発信・提供に努めます。
- 図書資料のICタグ\*化を推進し、資料の適正管理と効率的な運用を図ります。
- 中央図書館には自動貸出機を配置するなど、利便性の向上に努めます。
- 図書館連携・協力貸出等の体制強化を推進し、市民の利用可能蔵書数の拡大に努めます。
- 電子化した資料の活用を拡大し、市民が求める資料の確実な提供に努めます。
- 通常の方法では、既存の出版物や印刷物をそのまま読むことが困難な方に、図書館の資料・

情報が提供できるように、ボランティアの協力を得ながら、ハンディキャップサービス※の充実を図ります。

## 【現状と課題】（【7年間の目標】に対する平成28年度末の現状と課題）

（生涯学習スポーツ課）

《現状》

- 生涯学習推進市民会議を開催し、生涯学習推進計画の進捗状況等の検討を行いました。
- あきる野市生涯学習推進計画の第3次改訂を行い平成27年度から平成32年度までを期間とする「学びプランⅢ」を策定しました。
- 学習機会提供の拡充を図る目的から、NHK学園との連携を図り、各種生涯学習事業を実施しています。
- 寿大学では、講座内容を工夫し、文学、歴史、科学、芸術、健康生活、一般教養などの講座や行事講座を通して、高齢者の知識の向上、社会参加、相互交流を推進しています。
- 指定管理者※との連携を図り、必要に応じて施設・設備の改修・修繕を進め、市民により安全で快適な利用を促進しています。
- 生涯学習事業を充実し市民の参画を推進するために、生涯学習コーディネーターの人材育成を目的に生涯学習コーディネーター養成講座を開催しています。
- 生涯学習活動に意欲的な市民との協働で市民企画講座を実施しています。

《課題》

- 知の循環型社会※を目指した市民との協働による学習機会の場づくりには、生涯学習コーディネーターの育成、生涯学習人材バンク登録者数の増加などのマンパワーの確保が必要となります。
- 学習成果を生かす機会や場の提供を図るために、市民の企画運営による事業の充実や生涯学習事業への市民参画を推進する必要があります。

（図書館）

《現状》

- 地域・行政資料の積極的な収集と迅速な提供、さらにデジタルアーカイブ※の活用により、市民との協働のまちづくりにおける地域の課題解決や循環型生涯学習社会の実現に向けた情報の発信・提供をしています。
- 資料のICタグ化と中央図書館に導入した自動貸出機などの活用により、利便性の向上と資料の適正管理に努めています。
- 自主的に学び、主体的に活動できる市民の学習を図書資料・情報で支援するため、図書館の広域連携や協力貸出・相互貸借等の制度を活用するとともに、国立国会図書館の電子化資料送信サービスを導入するなど、電子化された資料を含め、市民の利用可能な資料・情報の拡大に努め、市民の求めに応じた資料の確実な提供に努めています。
- 既存の資料等を、通常の方法で読むことが困難な方にも情報が提供できるよう、ボランティアの協力を得ながら資料のDAISY※化を進めるなど、「いつでも、どこでも、だれもが学び、情報が活用できる図書館」として豊かな生涯学習社会の実現に向けて取り組んでいます。

- 図書館においてボランティアとして活動するに当たって必要となる知識・技術を養成する講座を開催するとともに、交流の場などを設けて活動の支援を行い、障害者サービス、児童サービスなど、図書館サービスの各分野で市民との協働で事業を推進しています。

《課題》

- 豊かな生涯学習社会の実現に向けた確かな推進体制を整備するにあたり、「公共図書館の望ましい基準」が改訂され、目標に沿った計画的な図書館運営と評価の実施が求められています。
- 図書館の広域連携や大学図書館連携は、利用可能資料の増大により、市民の学習を支援していますが、更なる連携先の確保が難しくなっています。連携する自治体や大学図書館等の周知に努め、あきる野市民の利用率向上の取組を推進する必要があります。
- 資料の適正管理と効率的な運用のために行ってきた図書資料へのＩＣタグ遡及貼付が終了したことに伴い、ＩＣタグを活用した更なる利便性の向上、効率的な提供が求められています。
- 「障害者差別解消法」の施行に伴い、図書館利用への配慮など、更なるサービスの向上が求められています。
- ハンディキャップサービスは、ボランティアの協力が不可欠ですが、スタッフの高齢化もあり、新たな技術の獲得が課題となっています。

**【４年間の目標（後期実施計画）】（中期ビジョン 平成２９年度～平成３２年度）**

（生涯学習推進課）

- 生涯学習推進体制の整備を進めるとともに、平成２７年度に改定した生涯学習推進計画に基づいて生涯学習を推進します。
- 学習教育機関等との連携・協力による事業を推進します。
- 寿大学や各種講座を開催し、その充実を図ります。
- 公民館施設・設備を適正に維持管理を進めます。
- 生涯学習コーディネーターや市民解説員の養成講座、生涯学習人材バンクの登録などを進め、人材の育成を図り、団体や個人が連携した事業を推進します。
- 生涯学習活動を実施する団体との事業協力と団体の活動への支援を推進します。
- 学習成果を生かす機会や事業の充実を図るため、市民の企画運営による事業の充実や生涯学習事業への市民の参画を推進します。
- 市民と協働による学習機会の場づくりや、市民の企画・運営による講座等の充実を図ります。

（図書館）

- 図書館の目指すべき方向性、サービスの理念、目標等を定めた「図書館基本計画」を策定し、計画に沿った図書館運営と評価を実施します。
- 市民との協働のまちづくりにおける地域の課題解決や循環型生涯学習の実現に向け、地域・行政資料を網羅的に収集し、提供できる環境の整備を図るとともに、インターネットを活用した情報の発信・提供に努めます。
- 資料のＩＣタグ化と自動貸出機など関連機器の活用により、利便性の向上と適正な資料管理、

効率的な資料提供を推進します。

- 広域・大学等の図書館との連携事業については、市民への周知に努め、利用の促進を図ります。
- 協力貸出等の体制強化を推進し、市民の利用可能蔵書数の拡大に努めます。
- 電子化した資料の活用を拡大し、市民が求める資料の確実な提供に努めます。
- 通常の方法では、図書館及び図書館の資料を活用することが困難な方にも、資料・情報が提供できるように、ボランティアの協力を得ながら、ハンディキャップサービスの充実を図ります。

## 【取組方針（後期実施計画）】

（生涯学習推進課）

- 生涯学習推進計画の推進のため、生涯学習推進市民会議において進捗状況を検討し、その結果を踏まえて、事業内容の改善に取り組みます。
- 改訂した生涯学習推進計画に基づき、体系的な推進体制づくりと系統的な事業の展開を図るとともに、関係団体等と連携・協力を図りながら学習成果を生かした市民の活動の支援を進めます。
- 学習教育機関等の連携を図り、各種事業の内容の拡充を図るとともに、幅広い年齢層の受講者の獲得に努めます。

（図書館）

- 市民アンケートや利用状況統計をもとに、目指すべき方向性や目標を定めた「図書館基本計画」を策定し、計画に沿った図書館運営と評価を実施します。
- 市民要望に配慮しながら、選書会議により計画的に各館の蔵書構成の調整を行い、市立図書館として求められる蔵書構築を進めます。
- 地域資料や絶版の資料、利用者から要望のある資料などは、寄贈・リユースの資料を活用した補充を行い、蔵書の充実を図ります。
- 発見から50年を迎える五日市憲法草案及び関連資料について、資料の整理・調査を進めると共に、特別展の開催や資料集の作成を行い、情報提供の充実を図ります。
- 図書館ホームページにパスファインダー<sup>※</sup>などのレファレンスツール<sup>※</sup>を掲載し、資料情報の提供と調べものの支援を充実させ、利便性の向上に努めます。
- 未所蔵資料の調査や協力貸出等の支援体制を強化し、市民が求める資料の提供に努めます。また、23区の図書館との調整を行い、迅速・確実な資料提供に努めます。
- 地域・行政資料の収集及びインターネットを活用した情報の発信・提供に努めます。
- 資料に貼付したICタグを活かした設備・機器の活用を促進し、利便性・効率性の向上に努めます。
- 市民の利用可能蔵書数を増大させるとともに、サービス拠点から離れた市民の利便性向上を図るため、継続して広域的図書館連携事業を推進します。また、図書館ホームページや館内掲示、更に市ホームページも活用して市民への周知に努め、利用の促進に取り組めます。
- インターネット情報検索端末を継続的に配置してインターネット情報の提供を行うとともに

に、Wi-Fiスポットを設置して利便性の向上を図ります。

○障がい者サービス、児童サービスなど、図書館サービスの様々な分野において、ボランティアと協働し、市民の生涯学習活動の支援に取り組みます。

○図書館への来館が困難な方への資料郵送・宅配等サービスや、高齢者施設等への団体貸出などにより、だれもが学び、情報が活用できるよう取組を進めます。

### 【主な事業】（後期事務事業）

| 事務事業（52）                  | 生涯学習推進計画の推進      |      |      |            |
|---------------------------|------------------|------|------|------------|
| 実施年度                      | 29年度             | 30年度 | 31年度 | 32年度       |
| 取組内容（目標）<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○生涯学習推進計画の<br>推進 | ⇒    | ⇒    | ⇒          |
|                           | ○進捗状況調査          | ⇒    | ⇒    | ⇒          |
|                           |                  |      |      | ○改訂に向けての検討 |

| 事務事業（53）                  | 学習教育機関等との連携・協力による事業の推進   |      |      |      |
|---------------------------|--------------------------|------|------|------|
| 実施年度                      | 29年度                     | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○NHK学園と連携した生涯<br>学習事業の推進 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                           | ○高校や大学との連携をした<br>事業の推進   | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業（54）                  | 民間教育事業者との連携・協力体制の充実  |      |      |      |
|---------------------------|----------------------|------|------|------|
| 実施年度                      | 29年度                 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○各種団体等との連携・協力の<br>充実 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業（55）          | 図書館の広域的連携の推進           |      |      |      |
|-------------------|------------------------|------|------|------|
| 実施年度              | 29年度                   | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【図書館】 | ○西多摩広域行政圏8市町村<br>図書館連携 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○近隣自治体連携               | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○大学図書館連携               | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業（56）                  | 寿大学の開催              |      |      |      |
|---------------------------|---------------------|------|------|------|
| 実施年度                      | 29年度                | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○寿大学秋川校、五日市校の実<br>施 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

|                           |                             |      |      |      |
|---------------------------|-----------------------------|------|------|------|
| 事務事業 (57)                 | 公民館における各種講座の充実              |      |      |      |
| 実施年度                      | 29年度                        | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○多くの市民が生涯学習に親しめるように各種講座等の実施 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                           | ○各種講座等の内容の充実                | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

|                   |                   |      |      |      |
|-------------------|-------------------|------|------|------|
| 事務事業 (58)         | 障がい者等への図書館サービスの向上 |      |      |      |
| 実施年度              | 29年度              | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【図書館】 | ○対面朗読の実施          | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○録音資料の製作、郵送       | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○機材貸出サービスの実施      | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○郵送等による貸出サービスの実施  | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○図書館製作資料のDAISY化   | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

|                           |                             |      |      |      |
|---------------------------|-----------------------------|------|------|------|
| 事務事業 (59)                 | 生涯学習推進体制の整備                 |      |      |      |
| 実施年度                      | 29年度                        | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○生涯学習推進本部、生涯学習推進市民の会議の開催・運営 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                           | ○生涯学習コーディネーターの会の運営支援        | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

|                   |                      |      |      |      |
|-------------------|----------------------|------|------|------|
| 事務事業 (60)         | 図書館資料の整備             |      |      |      |
| 実施年度              | 29年度                 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【図書館】 | ○資料へのICタグ貼付の推進       | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○資料管理部会による蔵書構成の調整と選書 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○寄贈資料・リユース資料の活用      | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

|                   |                  |      |      |      |
|-------------------|------------------|------|------|------|
| 事務事業 (61)         | 図書館資料提供事業の推進     |      |      |      |
| 実施年度              | 29年度             | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【図書館】 | ○資料・情報提供の充実      | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○協力貸出事業の実施       | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○相互貸借事業の実施       | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○国会図書館等資料調査事業の実施 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業 (62)         | 地域・行政資料の収集と情報提供の充実  |                                      |                        |             |
|-------------------|---|--------------------------------------|------------------------|-------------|
| 実施年度              | 29年度  | 30年度                                 | 31年度                   | 32年度        |
| 取組内容(目標)<br>【図書館】 | ○地域・行政資料の収集<br>○新聞記事の収集・見出しの公開<br>○デジタルアーカイブコンテンツの追加公開<br>○五日市憲法草案発見50年記念特別展の企画 | ⇒<br>⇒<br>⇒<br>○五日市憲法草案発見50年記念特別展の開催 | ⇒<br>⇒<br>⇒<br>○資料集の作成 | ⇒<br>⇒<br>⇒ |

| 事務事業 (63)         | 図書館レファレンス事業の充実  |   |  |   |
|-------------------|---|---|--|---|
| 実施年度              | 29年度  | 30年度  | 31年度   | 32年度  |
| 取組内容(目標)<br>【図書館】 | ○レファレンス研修の充実<br>○使い方講座内容のHP掲載<br>○パスファインダーの作成<br>○あきる野ふるさとのはかせの作成・配付<br>○レファレンス事例集の作成 | ⇒<br>○図書館使い方講座の開催<br>○パスファインダーのHP掲載<br>⇒<br>○レファレンス事例集のHP掲載 | ⇒<br>○使い方講座内容のHP掲載<br>○パスファインダーの作成<br>⇒<br>○レファレンス事例集の作成 | ⇒<br>○図書館使い方講座の開催<br>○パスファインダーのHP掲載<br>⇒<br>○レファレンス事例集のHP掲載 |

| 事務事業 (64)         | 図書館の電子情報提供の推進   |                                      |   |                       |
|-------------------|---|--------------------------------------|---|-----------------------|
| 実施年度              | 29年度  | 30年度                                 | 31年度                                      | 32年度                  |
| 取組内容(目標)<br>【図書館】 | ○インターネット情報検索端末の提供<br>○国立国会図書館電子化資料送信サービスの活用<br>○Wi-Fi 拠点の提供(中央)<br>○電子書籍の検討<br>○商用データベースの提供 | ⇒<br>⇒<br>○Wi-Fi 拠点の追加提供検討<br>⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒<br>○Wi-Fi 拠点の追加提供検討結果の反映<br>⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒<br>⇒<br>⇒<br>⇒ |

|                           |                |      |      |      |
|---------------------------|----------------|------|------|------|
| 事務事業 (65)                 | 公民館施設・設備の整備・充実 |      |      |      |
| 実施年度                      | 29年度           | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○施設・設備の適正な維持管理 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

|                   |                |                       |               |      |
|-------------------|----------------|-----------------------|---------------|------|
| 事務事業 (66)         | 図書館施設・設備の整備・充実 |                       |               |      |
| 実施年度              | 29年度           | 30年度                  | 31年度          | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【図書館】 | ○施設・設備の適正な維持管理 | ⇒<br>○I C タグ活用機器の導入検討 | ⇒<br>○検討結果の反映 | ⇒    |

|                           |                 |      |      |      |
|---------------------------|-----------------|------|------|------|
| 事務事業 (67)                 | 生涯学習コーディネーターの育成 |      |      |      |
| 実施年度                      | 29年度            | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○養成講座の開催        | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

|                           |              |      |      |      |
|---------------------------|--------------|------|------|------|
| 事務事業 (68)                 | 生涯学習人材バンクの充実 |      |      |      |
| 実施年度                      | 29年度         | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○登録者の募集      | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                           | ○登録者の活用方法検討  | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

|                           |                   |      |      |      |
|---------------------------|-------------------|------|------|------|
| 事務事業 (69)                 | 市民解説員養成事業の推進      |      |      |      |
| 実施年度                      | 29年度              | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○市民カレッジ講座(2年間)の実施 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                           | ○市民カレッジ公開講座の実施    | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                           | ○市民カレッジ講座受講生の増員   | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業 (70)         | 図書館ボランティアの育成   |  |                            |                            |
|-------------------|--|--|----------------------------|----------------------------|
| 実施年度              | 29年度   | 30年度                                       | 31年度                       | 32年度                       |
| 取組内容(目標)<br>【図書館】 | ○障がい者サービスボランティア養成<br>○児童サービスボランティア養成<br>○整架ボランティア養成<br>○本の修理ボランティア養成<br>○新規ボランティアの検討<br>○フォローアップ支援 | ⇒<br>⇒<br>⇒<br>⇒<br>○新規ボランティアの養成・活動開始<br>⇒ | ⇒<br>⇒<br>⇒<br>⇒<br>⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒<br>⇒<br>⇒<br>⇒<br>⇒ |

| 事務事業 (71)             | 生涯学習活動の支援                  |      |      |      |
|-----------------------|----------------------------|------|------|------|
| 実施年度                  | 29年度                       | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【生涯学習推進課】 | ○社会教育関係団体等との事業協力体制の充実と活動支援 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業 (72)             | 市民企画講座の開催の支援                            |             |             |             |
|-----------------------|---|-------------|-------------|-------------|
| 実施年度                  | 29年度                                    | 30年度        | 31年度        | 32年度        |
| 取組内容(目標)<br>【生涯学習推進課】 | ○市民企画講座の実施<br>○講座数・講座内容の充実<br>○共催団体数の拡大 | ⇒<br>⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒<br>⇒ |

| 事務事業 (73)         | 図書館基本計画の策定  |             |             |                       |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------|
| 実施年度              | 29年度        | 30年度        | 31年度        | 32年度                  |
| 取組内容(目標)<br>【図書館】 | ○図書館基本計画の検討 | ○図書館基本計画の策定 | ○図書館基本計画の実施 | ○図書館基本計画に基づく年次点検評価の実施 |

**取組目標 6**

市民一人一人が充実した人生を送ることができるよう生涯学習を推進する

**基本施策 16****スポーツの推進****【7年間の目標】（長期ビジョン 平成26年度～平成32年度）**

「あきる野市スポーツ推進計画」では、基本理念として、『みんなでつくろう「スポーツ都市あきる野」～誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちを目指して～』を掲げており、市民が生涯にわたり興味や目的に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、世代ごとのレベルやニーズに合った様々なスポーツ活動の機会や場を提供します。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、トップアスリートによる国際交流やスポーツ団体・企業との連携によるスポーツイベントの実施など、スポーツに親しみ、楽しみ、支える活動に参画できる環境づくりを推進します。

**【3年間の目標（前期実施計画）】（中期ビジョン 平成26年度～平成28年度）**

○スポーツ推進のための組織、仕組み及び取組を更に発展させ、市民の誰もが気軽にスポーツに親しみ、また、その活動を支援できる環境づくりを充実するため、スポーツ推進計画の進捗状況を検証し、必要に応じて、見直しの検討をします。

**【現状と課題】（【7年間の目標】に対する平成28年度末の現状と課題）**

《現状》

- 市民が気軽にスポーツに親しめる環境を充実するために、スポーツ推進審議会を開催し、スポーツ推進計画を推進するための検証を行いました。また、スポーツ推進計画に基づいて、世代ごとのレベルやニーズに合った様々なスポーツ活動の機会や場を提供しています。
- 2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、トップアスリートによる各種教室や団体・企業との連携によるスポーツイベントの実施など、スポーツに親しみ、楽しみ、支える活動に参画できる環境づくりを推進しています。

《課題》

- 市民が生涯にわたり興味や目的に応じて身近にスポーツを親しむ環境づくりには、様々なスポーツに触れる機会を設けること、活動の場づくり、情報提供などが必要となります。

**【4年間の目標（後期実施計画）】（中期ビジョン 平成29年度～平成32年度）**

- スポーツ推進のための組織、仕組み及び取組を更に発展させ、市民の誰もが気軽にスポーツに親しみ、また、その活動を支援できる環境づくりを充実するため、スポーツ推進計画の進捗状況を検証し、必要に応じて、見直しを図ります。
- 2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、各種スポーツイベントの実施など、市民がスポーツに親しみ、支える活動に参画できる環境づくりを進めます。

### 【取組方針（後期実施計画）】

- スポーツの果たす役割を常に念頭に置き、身近で、かつ、気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりに努めます。
- 市民と行政、さらには関係する組織や団体が連携・協働し、更なるスポーツの推進を図ります。
- 推進計画の進捗状況の中期評価を行うため、平成29年度に「市民アンケート調査」を実施します。
- 推進計画の計画期間の最終年となる平成32年度の改定に向けて、推進体制や計画の見直しを図ります。

### 【主な事業】（後期事務事業）

|                       |   |                     |                     |               |
|-----------------------|---|---------------------|---------------------|---------------|
| 事務事業（74）              | スポーツ推進計画の推進   |                     |                     |               |
| 実施年度                  | 29年度  | 30年度                | 31年度                | 32年度          |
| 取組内容（目標）<br>【スポーツ推進課】 | ○計画の推進と計画の進捗状況の検証<br>○市民アンケート調査の実施                                  | ⇒<br>○推進計画の改定に向けた検討 | ⇒<br>○推進計画の改定に向けた検討 | ⇒<br>○推進計画の改定 |
| 事務事業（75）              | スポーツ活動の機会の充実  |                     |                     |               |
| 実施年度                  | 29年度  | 30年度                | 31年度                | 32年度          |
| 取組内容（目標）<br>【スポーツ推進課】 | ○各世代のレベルやニーズに合ったスポーツ活動の機会や場の充実                                      | ⇒                   | ⇒                   | ⇒             |
| 事務事業（76）              | スポーツ施設の整備・充実  |                     |                     |               |
| 実施年度                  | 29年度  | 30年度                | 31年度                | 32年度          |
| 取組内容（目標）<br>【スポーツ推進課】 | ○施設の整備や附帯設備の整備・充実   | ⇒                   | ⇒                   | ⇒             |
| 事務事業（77）              | スポーツ活動を支援する環境の整備  |                     |                     |               |
| 実施年度                  | 29年度  | 30年度                | 31年度                | 32年度          |
| 取組内容（目標）<br>【スポーツ推進課】 | ○指導者の育成や総合型地域スポーツクラブ※の支援<br>○2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた各種スポーツイベントの開催 | ⇒                   | ⇒                   | ⇒             |
| 事務事業（78）              | 市の特性を生かしたスポーツ推進   |                     |                     |               |
| 実施年度                  | 29年度  | 30年度                | 31年度                | 32年度          |
| 取組内容（目標）<br>【スポーツ推進課】 | ○豊かな自然環境を生かしたスポーツの推進  | ⇒                   | ⇒                   | ⇒             |

**取組目標 6**

市民一人一人が充実した人生を送ることができるよう生涯学習を推進する

**基本施策 17****文化の振興****【7年間の目標】（長期ビジョン 平成26年度～平成32年度）**

豊かな自然環境と歴史や文化を引き継いでいる本市の特性を生かし、市民が生涯にわたりあきる野らしい芸術文化活動に取り組めるよう、社会教育関係団体の支援、芸術家の育成、文化施設の利用及び市民同士の交流の機会を促進します。

また、マールボロウ市との国際交流や外国人アーティストの招へいなどにより、異文化交流を推進します。

**【3年間の目標（前期実施計画）】（中期ビジョン 平成26年度～平成28年度）**

○アートスタジオ五日市の活用を推進し、芸術家の育成と市民が芸術文化に触れる機会の充実を図ります。

○国際化推進体制の充実と関係団体への支援を行い、国際的な文化交流を推進します。

○秋川キララホールの利用の促進を図り、市民が芸術文化に触れる機会を充実させます。

○市民の生涯学習活動を推進するために、社会教育関係団体等への支援を充実させます。

○市民の芸術文化に対する関心を高めるため、市民団体による芸術文化活動に対する支援の推進及び、活動成果を発表する機会を充実させます。

**【現状と課題】（【7年間の目標】に対する平成28年度末の現状と課題）**

《現状》

○芸術家の育成と市民が芸術に触れる機会を提供するために、日本人及び外国人アーティストを招へいし、アートスタジオ五日市を活用した創作や展示などの芸術活動を行っています。

○国際的な文化交流の推進のために、マールボロウ市との国際交流をあきる野ホストファミリークラブやあきる野市国際化推進青年の会などの国際交流団体と連携して進めるとともに、アーティスト・イン・レジデンス事業<sup>\*</sup>で招へいした外国人アーティストと地域住民との異文化交流を行っています。また、あきる野市国際化推進青年の会に補助金を交付し、活動を支援しています。

○指定管理者<sup>\*</sup>との連携により秋川キララホールで行われる催事の充実を図り、秋川キララホールの活用を促進することで市民がより多くの芸術文化に触れる機会を提供しています。

○社会教育関係団体等が日頃の学習活動の成果を発表する機会の充実を図るため、あきる野市民まつりの一環として市民文化祭を実施しています。また市民文化祭の開催にあたっては、文化団体連盟を中心に設立した運営委員会が主体となって、諸準備等が進められるよう支援をしています。

○文化的で魅力あるまちづくりの一環として、市民と協働による「絵画展」及び「フォトコンテスト」を隔年で実施し、市民団体による芸術文化活動に対する支援を推進しています。

《課題》

- アーティスト・イン・レジデンス事業において、アーティストとの交流の地域が限定的であるため、地域の拡大に向けた事業の拡充を図る必要があります。
- 秋川キララホールについては、設備が老朽化しており、利用促進や施設の適正管理のため、計画的に改修等を行っていく必要があります。
- 市民が生涯にわたり芸術文化活動に取り組める環境づくりには、継続した社会教育団体への支援、芸術家の育成、文化施設の活用の促進などが必要となります。

**【4年間の目標（後期実施計画）】（中期ビジョン 平成29年度～平成32年度）**

- アートスタジオ五日市の活用を推進し、芸術家の育成と市民が芸術文化に触れる機会の充実を図ります。
- 国際化推進体制の充実と関係団体への支援を行い、国際的な文化交流を推進します。
- 秋川キララホールの利用の促進を図り、市民が芸術文化に触れる機会を充実します。
- 市民の生涯学習活動を推進するため、社会教育関係団体等への支援を充実させます。
- 市民の芸術文化に対する関心を高めるため、市民団体による芸術文化活動に対する支援の推進及び、活動成果を発表する機会を充実させます。

**【取組方針（後期実施計画）】**

- 版画の専門家等で組織するアートスタジオ五日市運営委員会と連携協力し、アーティスト・イン・レジデンス事業の充実を図ります。
- 国際交流団体であるあきる野ホストファミリークラブやあきる野市国際化推進青年の会等との連携・協力により、マールボロ市との文化交流を推進します。
- 秋川キララホールの指定管理者との連携協力を推進して利用の促進を図り、市民が芸術文化に触れる機会の充実を図ります。
- 社会教育関係団体等の活動を支援するとともに、市民団体の学習成果の発表の場を充実させます。
- 市民が芸術文化活動に親しむ機会の拡充に努めます。

**【主な事業】（後期事務事業）**

| 事務事業（79）      | アートスタジオ五日市の活用の推進      |      |      |      |
|---------------|-----------------------|------|------|------|
| 実施年度          | 29年度                  | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）      | ○アーティスト・イン・レジデンス事業の実施 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
| 【生涯学習<br>推進課】 | ○版画教室の実施              | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

|                           |                     |      |      |      |
|---------------------------|---------------------|------|------|------|
| 事務事業 (80)                 | 国際化推進体制の充実と関係団体への支援 |      |      |      |
| 実施年度                      | 29年度                | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○国際交流団体への運営支援       | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

|                           |                                    |      |      |      |
|---------------------------|------------------------------------|------|------|------|
| 事務事業 (81)                 | 公民館における芸術文化の推進                     |      |      |      |
| 実施年度                      | 29年度                               | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○芸術文化振興のため市民との協働による事業の実施(絵画展、写真展等) | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                           | ○市民団体の芸術文化活動に対する支援の充実              | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

|                           |                          |           |      |      |
|---------------------------|--------------------------|-----------|------|------|
| 事務事業 (82)                 | 秋川キララホールの利用促進            |           |      |      |
| 実施年度                      | 29年度                     | 30年度      | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○指定管理者制度による施設の適正管理と利用の促進 | ⇒         | ⇒    | ⇒    |
|                           |                          | ○指定管理者の更新 |      |      |

|                           |                        |      |      |      |
|---------------------------|------------------------|------|------|------|
| 事務事業 (83)                 | 市民文化祭の開催・運営支援          |      |      |      |
| 実施年度                      | 29年度                   | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○市民文化祭の実施              | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                           | ○市民の交流と団体活動の成果発表の機会の充実 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                           | ○運営委員会の設置及び支援          | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

**取組目標 6**

市民一人一人が充実した人生を送ることができるよう生涯学習を推進する

**基本施策 18****文化財の保護と活用の推進****【7年間の目標】（長期ビジョン 平成26年度～平成32年度）**

市内に伝わる有形・無形の文化財の適正な保存を図るとともに、これら貴重な文化財を広く市民に公開し、活用することによって、先人たちが築いた歴史や文化に対する理解を深め、郷土愛を育むことができるよう、事業の展開を図ります。

**【3年間の目標（前期実施計画）】（中期ビジョン 平成26年度～平成28年度）**

- 市指定文化財「旧市倉家住宅」の修理を行い、文化財の適正な保存管理を推進します。
- 五日市郷土館や二宮考古館のほか五日市地域交流センター等を有効活用し、文化財の公開・活用の充実を図ります。
- 平成27年度に「全国地芝居サミット※」を開催し、農村歌舞伎や囃子などの民俗芸能の継承を支援し、その振興を図ります。
- 文化財講座の開催など、文化財関係の情報を提供して市民の郷土学習の支援を推進します。

**【現状と課題】（【7年間の目標】に対する平成28年度末の現状と課題）**

《現状》

- 市指定文化財「旧市倉家住宅」の修理を行いました。また、他の文化財についても、後世に継承していくための保存・修復事業の指導・助言を行っています。
- 五日市郷土館や二宮考古館のほか五日市地域交流センター、戸倉しろやまテラス（秋川流域ジオ情報室）などで文化財の公開を行っています。
- 民俗芸能の継承と振興を図ることを目的に「全国地芝居サミット」を開催するとともに、「郷土芸能まつり」等での農村歌舞伎やお囃子等の公開・活用を支援しました。
- 市内の遺跡や文化財に関する文化財講座を開催し、市民の郷土学習の支援を推進しました。

《課題》

- 民俗芸能の保存団体の伝承活動や演技披露を活性化させるため、指導・助言やPRを更に推進していく必要があります。

**【4年間の目標（後期実施計画）】（中期ビジョン 平成29年度～平成32年度）**

- 市指定文化財等の適正な保存管理を推進します。
- 五日市郷土館や二宮考古館のほか五日市地域交流センター等を有効活用するとともに戸倉しろやまテラス（秋川流域ジオ情報室）と連携して文化財の公開・活用の充実を図ります。
- 各地域に保存継承される農村歌舞伎や囃子などの民俗芸能の公開支援等を行い、その振興を図ります。
- 文化財講座の開催など、文化財関係の情報を提供して市民の郷土学習の支援を推進します。

○五日市憲法草案の発見50周年に当たる平成30年度において関連事業を実施します。また、市民と連携・協力して準備を進めます。

### 【取組方針（後期実施計画）】

○五日市郷土館や二宮考古館、五日市地域交流センター等の既存施設を有効活用し、文化財の適正な保存・活用を推進します。また、戸倉しろやまテラス（秋川流域ジオ情報室）と連携して文化財の公開・活用を推進します。

○文化財関係図書等を発行し、市の文化財や歴史の特質などの啓発を推進します。

○市内に保存継承される農村歌舞伎や囃子などの民俗芸能の継承を支援し、その振興を図ります。

○図書館デジタルアーカイブ\*などを活用し、郷土の偉人等の情報を公開し、市民の郷土学習を支援します。

○五日市憲法草案の発見50周年に当たる平成30年度において関連事業を実施します。また、市民と連携・協力して準備を進めます。

### 【主な事業】（後期事務事業）

| 事務事業（84）                  | 文化財保護の推進           |      |      |      |
|---------------------------|--------------------|------|------|------|
| 実施年度                      | 29年度               | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○文化財の収集と適正な保存管理の実施 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                           | ○収蔵資料等の調査研究の実施     | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                           | ○無形文化財の伝承支援        | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                           | ○埋蔵文化財の調査・保護実施     | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業（85）                  | 文化財の活用の推進       |      |      |      |
|---------------------------|-----------------|------|------|------|
| 実施年度                      | 29年度            | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○企画展等の開催        | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                           | ○指定文化財の公開の推進    | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                           | ○資料のデジタル化と活用の推進 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業 (86)                 | 文化財の啓発  |   |             |             |
|---------------------------|---|---|-------------|-------------|
| 実施年度                      | 29年度  | 30年度  | 31年度        | 32年度        |
| 取組内容(目標)<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○文化財調査の実施<br>○文化財図書の発行<br>○指定文化財公開の<br>支援<br>○五日市憲法草案発<br>見50年記念特別<br>展等の企画 | ⇒<br>⇒<br>⇒<br>○五日市憲法草案発見<br>50年記念特別展等<br>の開催 | ⇒<br>⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒<br>⇒ |

| 事務事業 (87)                 | 伝統芸能保存活動の支援                  |        |        |        |
|---------------------------|------------------------------|--------|--------|--------|
| 実施年度                      | 29年度                         | 30年度   | 31年度   | 32年度   |
| 取組内容(目標)<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○芸能保存団体指導・助言<br>○歌舞伎用具の保管・提供 | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ |

| 事務事業 (88)                 | 郷土学習の支援                                   |        |        |        |
|---------------------------|---|--------|--------|--------|
| 実施年度                      | 29年度                                      | 30年度   | 31年度   | 32年度   |
| 取組内容(目標)<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○文化財講座、教室の開催<br>○市民解説員研修及び社会科<br>授業解説等の実施 | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ | ⇒<br>⇒ |

**取組目標 6**

市民一人一人が充実した人生を送ることができるよう生涯学習を推進する

**基本施策 19****施設の効率的な管理運営****【7年間の目標】（長期ビジョン 平成26年度～平成32年度）**

市民が、生涯を通じて文化・スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるように、社会教育施設等が安全で継続的に利用できるように、適正な管理運営を図ります。

民間企業の効率性、専門性、ノウハウなどを生かし、施設のより効率的・効果的な管理・運営を図るため、指定管理者\*制度の導入を進めるとともに、施設の計画的な改修・修繕を行い、市民のより快適で安全な利用を図ります。

**【3年間の目標（前期実施計画）】（中期ビジョン 平成26年度～平成28年度）**

- より多くの市民が既存のスポーツ施設を利用し、スポーツを楽しむことができるように、スポーツ施設の整備や附帯設備の整備を進めます。
- 指定管理者制度により、施設の適正な管理と効率的・効果的な利用促進を図ります。
- 必要に応じて施設・設備の改修・修繕を進め、市民のより安全で快適な利用を促進します。

**【現状と課題】（【7年間の目標】に対する平成28年度末の現状と課題）**

（生涯学習スポーツ課）

《現状》

- 多くの市民が既存の施設を利用し、スポーツを楽しむことができるよう、指定管理者等との連携を図り、計画的に施設及び附帯設備の整備を行っているほか、必要に応じて施設・設備の修繕を進め、市民のより安全で快適な利用を促進しています。
- 指定管理者制度により、あきる野ルピア、秋川体育館、五日市ファインプラザ及び市民プールを適切に管理し、効率的・効果的に活用しています。
- モニタリング調査により指定管理者の施設運営の評価を行っています。また、更なる利用者の獲得に向けた意見交換を指定管理者と定例報告会で行い、効率的・効果的な施設利用の検討と促進をしています。

《課題》

- 市民が安全かつ快適に社会教育施設等を利用し、充実した生涯学習活動を行うには、施設の効率的・効果的な管理・運営と計画的な改修が必要となります。

**【4年間の目標（後期実施計画）】（中期ビジョン 平成29年度～平成32年度）**

（スポーツ推進課・生涯学習推進課）

- 多くの市民が既存のスポーツ施設を利用し、スポーツを楽しむことができるように、スポーツ施設の整備や附帯設備の整備を進めます。
- 指定管理者との連携を図り、施設の適正な管理と効率的・効果的な利用促進を図ります。

○必要に応じて施設・設備の改修・修繕を進め、市民のより安全で快適な利用を促進します。

### 【取組方針（後期実施計画）】

（スポーツ推進課・生涯学習推進課）

○計画的にスポーツ施設の整備を行い、市民がより利用しやすい環境の充実に図ります。

○モニタリングの実施等により、指定管理者の適正な運営の検証・評価を進めます。

○市民が快適に施設を利用できるように、指定管理者との連携・協力を図ります。

○利用者アンケート等により、情報収集を行い、市民の生涯学習活動を支援します。

### 【主な事業】（後期事務事業）

| 事務事業（89）                  | あきる野ルピアの指定管理者との連携・協力     |      |                |      |
|---------------------------|--------------------------|------|----------------|------|
| 実施年度                      | 29年度                     | 30年度 | 31年度           | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○指定管理者制度による施設の適正管理と利用の促進 | ⇒    | ⇒<br>○指定管理者の更新 | ⇒    |

| 事務事業（90）                  | 秋川体育館等体育施設の指定管理者との連携・協力 |      |      |      |
|---------------------------|-------------------------|------|------|------|
| 実施年度                      | 29年度                    | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【スポーツ<br>推進課】 | ○指定管理者との連携と協力           | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業（91）                  | 学校開放・施設整備事業の推進 |      |      |      |
|---------------------------|----------------|------|------|------|
| 実施年度                      | 29年度           | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【スポーツ<br>推進課】 | ○整備点検の実施       | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

**取組目標 7**

家庭における子育ての支援を行うとともに、地域社会における青少年の健全育成活動を支援し、推進する

**基本施策 20****青少年の健全育成の推進****【7年間の目標】（長期ビジョン 平成26年度～平成32年度）**

青少年の健全育成は、社会全体の責任であることを踏まえ、家庭、学校、地域はもとより、民間団体等の社会を構成する組織や個人が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、相互に連携・協力しながら取り組む必要があります。

野外体験活動など各種事業を通じて、子どもたちに郷土への愛着、自然を敬愛する心、挨拶や人の話を聴く態度など規範意識を醸成します。また、これらの事業を担う団体等に対して支援を行い、青少年健全育成の活動を促進します。

このように、子どもたちが豊かな人間形成を図り、社会の一員として自立するための施策を進めます。

**【3年間の目標（前期実施計画）】（中期ビジョン 平成26年度～平成28年度）**

- 青少年が市の自然や文化に触れる機会を提供し、郷土を愛する心を育成します。
- 各種事業を開催して規範意識の醸成を図るとともに、健全な家庭づくりや地域ぐるみによる安全・安心で健全な社会環境づくりを進めます。
- 家庭の教育力、地域の教育力を更に高めます。

**【現状と課題】（【7年間の目標】に対する平成28年度末の現状と課題）**

《現状》

- 各小学校区の青少年健全育成地区委員会及び各中学校区の健全育成推進会議が、地区の子どもたちを対象にした各種事業を行うと共に、パトロール等も実施し、地域ぐるみによる安全・安心で健全な環境づくりを推進しています。
- 各青少年健全育成地区委員会及び中学校区健全育成推進会議等の青少年健全育成団体に補助金を交付し、青少年育成活動を促進しています。
- 草花小学校、多西小学校、東秋留小学校、五日市小学校において放課後子ども教室<sup>※</sup>を開催しています。

《課題》

- 各青少年健全育成地区委員会及び中学校区健全育成推進会議について、相互に連携・協力しながら、健全育成のための様々な事業を継続して行う必要があります。
- 放課後子ども教室の活動の充実に向けて計画的に実施校及び実施日数を増やすため、スタッフや場所の確保を行う必要があります。

**【4年間の目標（後期実施計画）】（中期ビジョン 平成29年度～平成32年度）**

- 青少年が市の自然や文化に触れる機会を提供し、郷土を愛する心を育成します。

- 各種事業を開催して規範意識の醸成を図るとともに、健全な家庭づくりや地域ぐるみによる安全・安心で健全な社会環境づくりを進めます。
- 家庭の教育力、地域の教育力を更に高めます。

### 【取組方針（後期実施計画）】

- 青少年健全育成地区委員会や中学校区健全育成推進会議等の青少年健全育成団体に対して補助金交付等を行い、その活動を支援します。
- 関係団体との連携・協力により青少年健全育成のための各種事業を実施します。
- 地域のボランティアとの連携協力により、放課後子ども教室を開催し、各種の事業を実施します。
- 成人式を挙行し、成人としての規範意識の醸成を図ります。

### 【主な事業】（後期事務事業）

| 事務事業（92）                  | 青少年健全育成団体の支援     |      |      |      |
|---------------------------|------------------|------|------|------|
| 実施年度                      | 29年度             | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○青少年健全育成団体の活動の支援 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業（93）                  | 青少年健全育成事業の推進  |      |      |      |
|---------------------------|---------------|------|------|------|
| 実施年度                      | 29年度          | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○青少年健全育成事業の実施 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業（94）                  | 地域リーダーの育成         |      |      |      |
|---------------------------|-------------------|------|------|------|
| 実施年度                      | 29年度              | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○地域リーダー育成のための事業実施 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

| 事務事業（95）                  | 放課後子どもプラン※の推進            |                 |               |                 |
|---------------------------|--------------------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 実施年度                      | 29年度                     | 30年度            | 31年度          | 32年度            |
| 取組内容（目標）<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○放課後子ども教室の実施<br>○新規開設の調整 | ⇒<br>○学校意向調査の実施 | ⇒<br>○新規開設の調整 | ⇒<br>○学校意向調査の実施 |

|                           |                          |      |      |      |
|---------------------------|--------------------------|------|------|------|
| 事務事業 (96)                 | 地域の青少年野外体験活動への支援         |      |      |      |
| 実施年度                      | 29年度                     | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○指導者の紹介、キャンプ用品の貸出等の支援の実施 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

|                           |         |      |      |      |
|---------------------------|---------|------|------|------|
| 事務事業 (97)                 | 成人式の実施  |      |      |      |
| 実施年度                      | 29年度    | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○成人式の実施 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

**取組目標 7**

家庭における子育ての支援を行うとともに、地域社会における青少年の健全育成活動を支援し、推進する

**基本施策 21****家庭教育の支援****【7年間の目標】（長期ビジョン 平成26年度～平成32年度）**

家庭教育を取り巻く社会環境が変化する中、教育基本法では行政における家庭教育への支援の役割が示され、多様化するニーズに対応した支援の充実が求められています。

市では、地域全体で子どもの学びや家庭の教育力の向上を支えるネットワークを形成し、家庭における子育ての課題を把握し、情報の共有化を図り、生涯学習事業、公民館事業、図書館事業及びPTA活動などを通して、家庭教育の支援を推進します。

**【3年間の目標（前期実施計画）】（中期ビジョン 平成26年度～平成28年度）**

（生涯学習スポーツ課）

- 子どもたちの豊かな成長を支援するために、「家庭の日」推進事業の充実を図ります。
- 子どもの健やかな成長と親自身の成長を目指すため、家庭教育学級を始めとする子育てに関連する各種事業を実施します。また、子育てサークルと関係機関とが情報の共有化を図り、子育て環境の充実を進めます。

（指導室）

- 家庭の教育力を向上させるために、関係機関と連携して、「教育フォーラム」の内容を充実させます。

（図書館）

- 乳幼児から絵本に親しめるよう、「あきる野市子ども読書活動推進計画」に基づくブックスタート事業、子育て講座を始め各種事業を実施することによって、家庭での読書の楽しさを親子で共有し、読書環境づくりを通して家庭における子育て支援を行います。

**【現状と課題】（【7年間の目標】に対する平成28年度末の現状と課題）**

（生涯学習スポーツ課）

《現状》

- 「家庭の日」推進事業として親子鑑賞会を実施しています。また、幼児からは絵画作品、小学生からは作文、中学生からはポスターを募集・審査し、優秀な作品を表彰しています。
- 子どもの健やかな成長と親自身の成長を目指すため、親子を対象とした体験学習として、自然とのふれあいを目的とした「あんま釣り」教室を実施するなど、家庭教育力の向上に繋がる事業を実施しています。
- 子育て環境の充実を図るため、公民館をご利用いただいている子育てサークルや関係機関との情報共有を図っています。

《課題》

- 「家庭の日」の認知度が低いため、市民への周知が課題となっています。

○家庭教育力の向上を推進するには、家庭教育学級を始めとする子育てに関連する各種事業の充実と継続が必要となっています。

(指導室)

《現状》

○家庭教育の向上を目指し、教育フォーラムを年間1回開催しています。平成26年度は「自己の可能性」、平成27年度は「SNS<sup>\*</sup>」、平成28年度は「食生活」をテーマに精通する講師を招いて講演を実施しました。講演内容については、参加者から好評を得ています。

《課題》

○教育フォーラムでの内容が、広く市民に伝わるように参加者数を増加させることが望まれています。

○保護者を中心に、「どのような情報が求められているか。」「どのような情報の提供が必要なのか。」といったニーズ等の把握が必要となります。

○家庭教育の向上を図るために年一回の講演会の実施のほか、関係機関や団体との連携による支援の実施が必要となります。

(図書館)

《現状》

○第二次あきる野市子ども読書活動推進計画に基づき、関係部署と連携したブックスタート事業<sup>\*</sup>やハッピーベビークラブ<sup>\*</sup>等の各種事業を実施するとともに、図書館における乳幼児から親子で参加できる事業等の実施により、読書環境づくりを通して家庭における子育ての支援を進めています。

○図書館の乳幼児対象事業終了後に会場を開放し、参加者同士のコミュニケーションにより、子育ての課題や情報の共有が図れるよう配慮しています。

○図書館の児童開架室に子育て応援コーナーを設けるなど、親子で利用しやすい図書館の環境づくりを行って子育て支援に取り組んでいます。

《課題》

○本施策の各事業は、いずれも継続的な取組が重要であることから、継続して事業を実施するとともに、子どもの読書に関する情報の発信を充実させ、家庭教育の支援を進める必要があります。

#### **【4年間の目標（後期実施計画）】（中期ビジョン 平成29年度～平成32年度）**

(生涯学習推進課)

○子どもたちの豊かな成長を支援するために、「家庭の日」推進事業の充実を図ります。

○子どもの健やかな成長と親自身の成長を目指すため、家庭教育学級を始めとする子育てに関連する各種事業を実施する。また、子育てサークルや関係機関との情報の共有化を図り、子育て環境の充実を図ります。

(指導室)

○家庭の教育力の向上を目的に、関係機関と連携して、「教育フォーラム」の内容を充実させます。

○家庭教育に関わる支援を関係機関や関連団体等を連携し、家庭教育を支援する体制を作ります。

(図書館)

○家庭での読書の楽しさを親子で共有し、乳幼児の時期から絵本に親しめるよう、読書環境づくりを通して家庭における子育て支援を行います。

○子どもを連れて安心して利用できる図書館の環境整備と、周知・活用を図ります。

○「第二次あきる野市子ども読書活動推進計画」に基づき、関係部署と連携したブックスタートなど各種事業を継続実施し、読書環境づくりを通して家庭における子育て支援を行います。

○策定する「第三次あきる野市子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭教育の支援を行います。

### 【取組方針（後期実施計画）】

(生涯学習推進課)

○家庭、学校、地域及び関係機関と連携を図るとともに、周知方法を改善して、「家庭の日」推進事業の内容の充実を図るとともに、効果的な周知の方法を研究します。

○子育て中の親を支援するため、子どもの発達段階に応じた家庭教育学級の充実を図ります。

○子育てサークルや関係機関と連携・協力を図り、子育てに関連する事業の充実を図ります。

(指導室)

○小中学校PTA連合会と連携して、「おとなが手本のあきる野市」というスローガンや家庭の教育力の向上という目的を踏まえた上で、「今の保護者が興味・関心を持つようなテーマ」を設定し、「教育フォーラム」を実施します。

○講演概要を教育フォーラムに参加できなかった保護者が、教育委員会だより等を通して、後日内容確認できるようにします。

(図書館)

○ブックスタート事業、子育て講座等の事業を通じて、家庭での読書の楽しさ、大切さを伝え、家庭における読書環境づくりを支援します。

○子どもを連れて安心して利用できる配架の工夫や雰囲気作りを行うとともに、子育て世代への周知と利用の促進に努めます。

○各種事業の参加者同士の情報交換や、図書館資料、ホームページ等からの情報提供により、安心して子育てできるよう支援します。

○策定する「第三次あきる野市子ども読書活動推進計画」に基づいた、家庭教育支援事業を実施します。

### 【主な事業】（後期事務事業）

| 事務事業 (98)                 | 「家庭の日」推進事業の充実  |      |      |      |
|---------------------------|----------------|------|------|------|
| 実施年度                      | 29年度           | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容(目標)<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○「家庭の日」推進事業の実施 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

|                           |                          |      |      |      |
|---------------------------|--------------------------|------|------|------|
| 事務事業（99）                  | 公民館における家庭教育学級等の講座の開催     |      |      |      |
| 実施年度                      | 29年度                     | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【生涯学習<br>推進課】 | ○家庭教育学級等の実施及び<br>内容の充実   | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                           | ○子育てサークルと関係機関<br>との連携・協力 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

|                   |                                |      |      |      |
|-------------------|--------------------------------|------|------|------|
| 事務事業（100）         | あきる野市教育フォーラムの開催                |      |      |      |
| 実施年度              | 29年度                           | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【指導室】 | ○小中学校PTA連合会と共催し<br>た教育フォーラムの実施 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

|                   |                            |                                    |      |      |
|-------------------|----------------------------|------------------------------------|------|------|
| 事務事業（101）         | 子育て支援事業（図書館）の推進            |                                    |      |      |
| 実施年度              | 29年度                       | 30年度                               | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【図書館】 | ○ブックスタート事業等<br>の実施         | ⇒                                  | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○乳幼児対象事業の実施                | ⇒                                  | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○親子で利用しやすい図<br>書館の環境づくり    | ⇒                                  | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○子育て世代への周知と<br>図書館利用の促進    | ⇒                                  | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○子ども読書活動の情報<br>発信の充実       | ⇒                                  | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○図書館HPの子ども読<br>書のページの更新・充実 | ⇒                                  | ⇒    | ⇒    |
|                   |                            | ○第三次子ども読書活<br>動推進計画に基づく<br>新規事業の実施 |      | ⇒    |

**取組目標 7**

家庭における子育ての支援を行うとともに、地域社会における青少年の健全育成活動を支援し、推進する

**基本施策 22****幼児教育の推進****【7年間の目標】（長期ビジョン 平成26年度～32年度）**

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、幼稚園等における幼児教育の充実を図ります。

**【3年間の目標（前期実施計画）】（中期ビジョン 平成26年度～平成28年度）**

- 子ども・子育て支援新制度\*施行に伴い、計画を策定し、必要な事業を行います。
- 保護者の経済的負担を軽減するため、私立幼稚園児の保護者に適切な補助を行います。
- 私立幼稚園の運営に必要な助成を行います。
- 私立認可保育所等の運営に対する助成を行います。

**【現状と課題】（【7年間の目標】に対する平成28年度末の現状と課題）**

《現状》

- 生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である幼児期の教育の充実を「あきる野市子ども・子育て支援事業計画」に基づき推進しています。
- 充実した幼児教育の環境づくりを推進するために、私立幼稚園や私立保育所等の安定した経営の支援を目的に運営費等の補助を行っています。また、幼稚園児の保護者に対する経済的負担軽減のために、私立幼稚園就園奨励費補助金などの補助金を交付しています。

《課題》

- 幼児教育の充実は、「あきる野市子ども・子育て支援事業計画」のに基づく事務事業の進捗状況を確認し、課題の抽出と改善を繰り返し実施する必要があります。

**【4年間の目標（後期実施計画）】（中期ビジョン 平成29年度～平成32年度）**

- 「あきる野市子ども・子育て支援事業計画」を着実に推進していきます。
- 保護者や事業者に対し、補助事業等適切な支援を行います。
- 幼稚園運営事業者の希望を踏まえ、私立幼稚園から認定こども園への移行を支援します。

**【取組方針（後期実施計画）】**

- 「あきる野市子ども・子育て支援事業計画」を基に、幼稚園運営事業者等と連携し、質の高い幼児期の教育・保育を確保するとともに、保護者からの相談に応じ、適切な子育て支援が利用できるよう事業を推進します。

**【主な事業】（後期事務事業）**

|                   |                          |       |      |      |
|-------------------|--------------------------|-------|------|------|
| 事務事業（102）         | 子ども・子育て支援新制度施行に伴う事業展開    |       |      |      |
| 実施年度              | 29年度                     | 30年度  | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【保育課】 | ○事業展開<br>（必要に応じて計画を見直す。） | ○事業展開 | ⇒    | ⇒    |

|                   |   |      |      |      |
|-------------------|---|------|------|------|
| 事務事業（103）         | 私立幼稚園・保育所等への助成  |      |      |      |
| 実施年度              | 29年度  | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【保育課】 | ○幼稚園預かり保育委託事業の継続                                      | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○幼稚園教育振興費補助金、幼稚園等特別支援教育事業補助金及び幼稚園協会研修費補助金の交付          | ⇒    | ⇒    | ⇒    |
|                   | ○民間保育所整備助成、民間保育所に対する補助金交付及び運営費支給、認証保育所及び認定こども園への補助金交付 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

|                   |                                    |      |      |      |
|-------------------|------------------------------------|------|------|------|
| 事務事業（104）         | 私立幼稚園児の保護者への助成                     |      |      |      |
| 実施年度              | 29年度                               | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 取組内容（目標）<br>【保育課】 | ○幼稚園就園奨励費補助金及び幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金の交付 | ⇒    | ⇒    | ⇒    |

## 《 資料 》

- 1 あきる野市教育大綱「基本理念」と「基本方針」
- 2 用語の説明
- 3 主な基礎データ
  - (1) 人口推計
  - (2) 児童・生徒数の推移及び今後の推計
  - (3) 学校施設
  - (4) 生涯学習関連施設
- 4 関係法令
  - (1) 教育基本法
  - (2) 生涯学習の進行のための施策の推進体制等の整備に関する法律



## 基本理念

ふるさとを誇りに思う人づくりと、  
あきる野の香りがする「あきる野っ子」が育つ教育

### 基本方針1 地域で“ひと”を育てるまちづくりを進めます

家庭や学校、地域などがそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携・協力しながら、子どもの育成支援や青少年の健全育成を図るとともに、自ら学習や経験で得た成果を生かし地域に還元するような人材の育成と活用を図るなど、地域社会全体で“ひと”を育てるまちづくりを進めます。

### 基本方針2 子どもが安全に安心して育つ環境づくりを進めます

多様化・複雑化する子どもを取り巻く危機に対し、家庭や学校だけでなく地域や関係機関との連携と情報共有を図ることで、地域社会全体で子どもが安全に安心して育つ環境づくりを進めます。

### 基本方針3 郷土の自然や伝統・文化を学び地域を誇りに思う教育を進めます

グローバル化が進む中で国際的な広い視野を持つためにも、郷土の豊かな自然の中での体験活動などを通して、自然に親しみ自然を大切にすることを育むとともに、地域に息づく伝統・文化の保存・継承を支援し、先人たちが築いた歴史や文化に触れる機会を提供することにより、郷土愛を育みながら地域を誇りに思う教育を進めます。

### 基本方針4 学力の向上を図るとともに、個々に応じた教育を進めます

教育の機会均等を確保しながら、小中一貫教育などの充実による基礎的・基本的な知識・技能の定着・向上を図るとともに、障がいのある児童・生徒に限らず、全児童・生徒を対象として、一人一人が必要な指導や支援を受けられる特別支援教育を推進することで、確かな学力の向上と個々の子どもに応じた教育を進めます。

【あ行】

**アーティスト イン レジデンス事業**

国内外の若手芸術家に、一定期間滞在して作品を制作する場を提供することで、その活動を支援し、芸術家の育成を図るとともに、地域住民との交流等により、芸術や異文化についての相互理解を深める取組。

**あきる野市授業スタンダード**

あきる野市の全教員が、あるべき授業の基本スタイルとして認識し、意識して実践すべき内容をまとめたもの。

**秋川流域ジオパーク**

秋川流域には、古生代の3億6千万年前からのさまざまな地層が分布しており、各地質時代の複雑な地層が特有な地形を造り出している。これら流域の地域資源を活用して日本ジオパークネットワークへの登録をめざすもの。

**いじめ**

当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

**「いじめをなくそう」子ども会議**

いじめ防止に向けて児童・生徒が主体的に考え行動する能力や態度を育成することを目的に開催される会議。各小中学校の児童・生徒の代表が、いじめ防止に関する取組について意見交換するとともに、今後、中学校区ごとで進めたいことや市として共通に取り組むことなどについて協議を実施。

**インクルーシブ教育**

一人一人に応じた指導や支援（特別支援教育）に加え、障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶ教育。

**英語科（仮称）**

期学習指導要領において、小学校高学年において英語科（仮称）が導入される予定。（小学校中学年は外国語活動の導入予定、中学校は、外国語科（英語）という）

**英語教育アドバイザー**

各校の英語教育の進め方について指導・助言をする外部人材。

**英語教育コーディネーター**

小学校外国語活動、英語科（仮称）に関する授業において教員の支援をする外部人材。

**栄養教諭**

「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身につけさせることを目的として、食に関する指導の推進に中核的な役割を担うために制度化され、平成17年度より施行された職。

## オリンピック・パラリンピック教育

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（東京 2020 大会）を、子供たちの人生にとってまたとない重要な機会と捉え、国際社会に貢献し、東京、そして日本の更なる発展の担い手となる人材を育成していくとともに、東京 2020 大会の経験を通じ、その後の人生の糧となるような掛け替えのないレガシーを子供たち一人一人の心と体に残していく教育。

## オリンピック・パラリンピック教育推進校

オリンピック・パラリンピック教育を一層推進させるため、平成 28 年度より東京都が委託事業として都内全小・中学校を指定。

## 【か行】

### 外国語活動

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うことを目的とする小学校の領域。

### 環境教育

環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育。

### カンファレンス

会議のこと。

### 学力向上パートナーシップ事業

学力向上に関して特に支援すべき学校を調査研究校として指定し、その研究校を所管する地区と連携しながら、学力の定着に課題が見られる児童・生徒への効果的な指導方法の開発に資する調査研究を実施することを目的とした東京都の事業。

### 学力ステップアップ推進地域指定事業

学力ステップアップ推進地域として指定した区市町村に、外部人材の派遣を行い、小・中学校の算数・数学、理科における教員の指導力向上、児童・生徒の基礎学力の定着を図るとともに、推進地域の研究成果を全都に普及させ、都内公立小・中学校の児童・生徒の算数・数学、理科の基礎学力の定着を図ることを目的とした都の事業。

### 学力ジャンプアップ事業

学力向上モデル校事業での成果を生かし、本市にある 16 校全校が学力に関する具体的な目標値を設定し、その達成に向けて外部人材を活用した一人一人への手厚い支援、補習の充実等の取組を推進するとともに、効果検証を行うことを通して、学力向上を図ることを目的としたあきる野市の事業。

### 学力・学習状況改善計画

年度当初に、各学校が自校の実態に応じた学力向上についての具体的な目標（国・都・市の学力調査の目標値等）を提示し、それに向けての方策、見直し、評価を実施。

### 学級集団アセスメント

質問紙による調査を実施し、個々の児童生徒の実態や学級集団の状況をアセスメント（客観的に評価）すること。

### 学校給食指導計画

年間を通した給食時間における食に関する指導内容等を一覧表にしたもの。

### 学校支援地域本部（事業）

地域ぐるみで学校運営を支援するために、学校長や教職員、PTAなどの関係者を中心として組織されるもので、「学校支援地域本部」の下で地域住民が学校支援ボランティアとして学習支援活動や部活動の指導など地域の実情に応じた学校教育活動の支援を行う事業。

### 学校図書館補助員

学校図書館の整備・充実を図り、児童・生徒の読書活動を活性化するために配置する外部人材。

### 学校評価システム

学校が課題把握に加え、計画－実行－評価－改善のステップからなるマネジメントサイクルに従って、学校評価を計画的に実施し、評価結果の説明を通して学校関係者の理解を得るとともに、自校の教育の一層の充実、改善を行うための学校の組織体制。

### 学校評議員

学校評議員制度は、学校が、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していくために、地域住民の学校運営への参画の仕組みとして制度化。学校評議員は、校長の求めに応じ、校長が行う学校運営に関し、意見を述べる事が可能。

### キャリア教育

児童・生徒に望ましい勤労観や職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性や適性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育。（望ましい勤労観・職業観の育成 東京都教育委員会）

### 教育研究員

1年間グループで各教科等の内容、指導方法等を研究し、様々な課題の解決と指導力の向上を図ることで、各地区等における教育研究活動の中核となる教員を養成する東京都の事業。

### 教育相談所

専任の相談員や臨床心理士等の心理の専門家が、子供の発達や成長、集団不適応、学習の遅れ等の悩みごとの解消に向けて相談に応じる、市役所別館と五日市出張所内の2ヶ所にある機関。

### 教員補助員

児童・生徒の状況に即した指導を充実させ、学力向上を図るために配置する外部人材。

### 教職員研修センター

長期的な人材育成の視点に立って教員を養成するための機関。特に指導員は、若手教員育成研修、小学校1年生の学校適応状況等の指導を実施。

### 区域外就学

住所のある区市町村以外の区市町村が設置する小・中学校、国公立大学附属の小・中学校、私立の小・中学校へ就学させること。

### グローバル化

政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

## ゲストティーチャー

指導者として特別に学校に招いた一般の人々。

## 校内支援委員会

学校に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒の実態把握、指導内容、指導体制などについて、校内の状況を考えながら検討する、学校内に設置する委員会。

## 交通安全推進員

登下校の際、児童に交通ルールなどの指導啓発を通して、安全確保を支援する者。

## 子ども・子育て支援新制度

全ての子どもに良質な育成環境を保障し、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的に、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する制度。

## 個別指導計画

児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。

## 個別の教育支援計画（学校生活支援シート）

一人一人の障害のある子どもに対して、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援について記載した計画。

## 【さ行】

### 指定管理者

地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために期間を定めて指定する団体。

### 就学支援シート・進学支援シート

就学支援シートは、児童が小学校へ入学するに当たり、保護者の希望により、幼稚園や保育園での生活の様子や配慮の内容及び、保護者が心配することなどを小学校へ引き継ぐために作成するもの。

進学支援シートは、小学校での支援情報等を中学校に引き継ぐために作成するもの。

### 就学相談委員会

障害があると思われる児童・生徒に対し、特別支援学校又は特別支援学級、特別支援教室等への適正と考えられる就学先を検討・協議するために設置する、医師等 30 名以内で組織される委員会。

### 生涯学習コーディネーター

生涯学習の振興を図るために、さまざまな学習資源を調査・収集し、有効に活用できるよう連絡協力等の調整を担う人材。

### 生涯学習人材バンク

生涯学習支援者として登録された方を、地域・学校・団体・サークル等の希望に応じ、教育委員会が講師や協力者として紹介する制度。

### 習熟度別少人数指導

各教科等の授業において、1つの学級を習熟度別に複数のグループに分けて、少人数で授業を行う授業形態・方法。

## 授業改善推進プラン

7月の都の学力調査等の結果を分析し、その課題をもとに各学校が全学年・全教科において授業改善の計画を立て2学期以降に実践させる都の事業。

## 授業力チェックリスト

授業力チェックリストは、教職員研修センター指導員が若手教員や産休・育休代替教員に対して、授業観察及び指導・助言を行ったことをまとめ、管理職や教育委員会に報告するための統一した用紙。

## 巡回相談

臨床心理士の資格を持つ巡回相談員が、小中学校を始め、幼稚園や保育園等を要請に基づき巡回し、行動観察や聞き取りを行い、教員や保育士等に、支援が必要な幼児、児童及び生徒に対する指導方法や関わり方などについて指導・助言を行う。

## 職場体験

キャリア教育の一貫として、生徒が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動。

## 食育推進チーム

食育を推進するための校内指導体制の整備として、各学校に設置されるチーム。

## 食育リーダー

食育推進の中核を担う者として各学校に置かれる者で、食に関する指導において家庭や地域との連携の調整等を行う。

## 小中一貫教育

中学校区内の小中学校が共通した目標を設定し、その具現化に向けて、小中学校の義務教育9年間を見通した指導計画を作成し、実施していく教育。

## 人権教育

人権尊重の精神の涵養を目的とする教育。

## 人権尊重教育推進校

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、東京都の委託事業として、指定校において人権尊重に関する研究実践を実施する学校。

## スクールカウンセラー

学校で児童・生徒などの生活上の問題や悩みの相談に応じ、指導・助言をする臨床心理士などの専門家。

## スクールガードリーダー

学校、通学路の巡回パトロール及び危険か所の確認等を行う警察官OB等で防犯に関する知識を有する者。

## スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が置かれた様々な環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークを活用し、問題を抱える児童・生徒に支援を行う社会福祉士や精神保健福祉士等の専門家。

## セーフティ教室

学校の授業や行事の中で、子ども自身に危険を避ける能力を身に付けさせることや非行を防止するため、警察署などの協力を得て実施する教室。

### 総合型地域スポーツクラブ

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

### 総合的な学習の時間

従来の教科の枠を越えて、児童・生徒が自ら課題を見つけて取り組み、学び、調べ、考えることで、主体的な思考力、より良い問題解決能力を身に付けることを目指し、各学校が創意工夫して教える内容を決めて行う授業。

### 3. 1 1 を忘れない

東京都教育委員会が、首都直下地震等に備え、防災教育の充実を図るために作成し、都内全児童・生徒に配布した防災教育教材。

### 全国学力・学習状況調査

国が、小学校6年生と中学校3年生を対象として、国語、算数・数学の2教科（およそ3年ごとに理科）に関して、4月下旬に実施する学力調査。外国語科を平成30年度からは抽出校による予備調査、平成31年度からは中学校全校で実施予定。

### 全国地芝居サミット

加盟団体の自治体が持ち回りで毎年開催し、地芝居に関するシンポジウムと主催地域の芝居観劇、会員相互の現状報告や親睦を図る会。

### 【た行】

#### 地域安全マップ

児童・生徒自身に犯罪が起りやすい場所を再点検させ、地図にまとめさせる活動を通してどのような場所で犯罪が起きやすいのか、児童・生徒自身が考えることにより、自ら危険な場所に近づかなくなる等の危険回避能力の向上を目指す活動。

#### 中学生「東京駅伝」大会

2月に行われる東京都内の区市町対抗の中学生の駅伝大会。

#### 知の循環型社会

各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献する形態。

#### 適応指導教室

様々な理由で学校生活に不安を感じ、登校することができない状態の児童・生徒に対して、学習指導などを行いながら、学校に戻るための手助けをするために設置された機関。本市では「せせらぎ教室」と称している。

#### ティームティーチング

数名の教師がチームを作り、複数学級の生徒を弾力的にグループ分けしながら行う授業の形態。

#### デジタルアーカイブ

従来、紙やフィルム等で保存されてきた情報や資料等を電子データ化して保存すること。

## 伝統・文化理解教育

日本の伝統・文化に関する取組により、子供たちの理解を深めるとともに、日本人としての誇りをもち、日本の良さを発信する能力や態度を育成する教育。

## 東京教師道場

教員を対象に2年間継続的に指導・助言を行い、教科等の専門性を一層高めるとともに、指導的役割を担うことができる資質・能力を磨くための機関。

## 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査

東京都が実施する体力・運動能力、生活・運動習慣等の調査。

## 東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査

東京都が独自に、小学校5年生と中学校2年生を対象として、小学校は国語・算数・理科・社会、中学校はそれに外国語科を加えた5教科に関して、7月上旬に実施する学力調査。

## 道徳授業地区公開講座

学校の道徳授業を公開し、家庭、学校、地域における道徳教育の在り方や今後の連携について相互の理解を深めるために、意見交換をする場として開催するもの。

## 特別支援教育検討委員会

あきる野市における特別支援教育の在り方について検討を行う、医師等22名以内で組織される委員会

## 特別支援教室専門員

特別支援教室の円滑な運営に必要な業務（連絡調整、児童の行動観察及び指導記録の作成・報告、個別の課題に応じた教材作製）及び関係事務処理を行う1年間の有期雇用の非常勤職員。

## 特別支援学級（固定）

教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のために設置された学級。本市は、小中学校に知的障害学級と中学校に情緒障害学級が存在。

## 特別支援学級（通級）

普通学級に所属しながら、自校ないし他校の通級指導学級に決められた時間に通って、児童の必要な指導を受けるシステム。（本市では、小学校の言語障害学級と中学校の情緒障害学級）

## 特別支援教育

障がいのある児童、生徒等の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。

## 特別支援教育コーディネーター

特別支援教育を推進するために、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う者。

## 特別支援教室

情緒障害等の児童に対し、平成28年度までは通級による指導で対応していたが、平成29年度から教員が巡回し、在籍校で指導を行うようにしたシステム。

## 特別な教科 道徳

道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成する特別な教科。(平成27年3月の学習指導要領の一部改正により実施)

## 図書館インターンシップ事業

中学生の職場体験、高校生・大学生の夏休みボランティア、司書課程受講者の図書館実習を実施する事業。

## 【は行】

### ハッピーベビークラブ

本市で実施している母親学級及び両親学級の名称。

### ハンディキャップサービス

通常の印刷文字による読書が困難な方、図書館へ来館するのが困難な方など、図書館利用に障がいのある方へのサービス。

### パスファインダー

図書館利用者が特定のテーマについて調べるときに役立つ、キーワードや文献、情報源などを紹介した探し方の手引き。

## 非構造部材の耐震化

震災時には、構造設計・構造計算の主な対象となる構造体（コンクリート造、鉄骨造等の躯体）に限らず、天井材等の落下による被害の恐れがある。そのため、この構造体ではない天井材、外装材、内装材、照明器具、書棚、窓ガラスやテレビ、ピアノ等についても落下防止や転倒防止を図る必要があり、これらの部材を構造体と区分して、「非構造部材」といい、この非構造部材の落下防止や転倒防止を図ることを非構造部材の耐震化という。

## 副籍交流

特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住する地域にある小中学校に副次的に籍を持ち、直接的・間接的な交流を通して、地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

## 不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあり（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。）、年間に30日以上欠席した者。

## ブックスタート事業

3～4か月健康診査時に絵本の配布と絵本の活用 of 大切さを説明する事業。

## 放課後子ども教室

地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、子どもたちの活動拠点を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する事業。

## 放課後子どもプラン

地域社会の中で、放課後等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するもの。

具体的には、放課後等の子どもたちの適切な遊びや生活の場の確保や体育館、校庭など学校の施設を活用して、地域の方々に協力をいただきながら、学習、スポーツ・文化活動及び地域住民との交流活動などを実施する事業。

## 防災ノート「東京防災」

東京都が作成・全世帯に配布した防災ブック「東京防災」を有効に活用し、学校と家庭が一体となった防災教育を一層充実できるよう、都内全児童・生徒に配布した防災教育教材。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力のいかんを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計。

### ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業

あきる野市の全教員が、全ての子供たちに分かりやすくするために工夫すべき視点（焦点化・視覚化・共有化）を取り入れた授業。

## 【ら行】

### レファレンスツール

図書館利用者が求める資料や情報を探す支援（レファレンス）をする際に活用する資料。辞典・事典類や情報源のこと。

## 【A】

### AET

Assistant English Teacher の略で、日本人の英語教師とチームで授業を行う外国人講師のこと。

## 【D】

### DAISY

Digital Accessible Information SYstem の略で、視覚障がい者や通常の印刷物を読むことが困難な人々のために製作される、カセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格。

## 【I】

### ICタグ

データの読み取りや書換えが可能なIC（情報集積回路）を埋め込み、電波を使って情報の読み書きを行うことができるタグ。（荷札）

### ICT

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。

## 【J】

### J E T 青年

J E T プログラムに参加する青年のこと。( J E T プログラム《Japan Exchange and Teaching Programme》とは、外務省、文部科学省、総務省の協力のもと、地方公共団体が、諸外国の若者を特別職の地方公務員として任用し、日本全国の小学校、中学校や高校で外国語やスポーツなどを教えたり、地方公共団体で国際交流のために働いたりする機会を提供する事業)

## 【O】

### O J T

On the Job Training の略で、日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意識的、計画的、継続的に高めていく取組のことをいう。ここでは、学校内における人材育成の取組を指す。(「OJT ガイドライン」東京都教育委員会)

## 【P】

### P D C A サイクル

Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) の4段階を繰り返すことによって、行政運営の効率化と行政サービスの維持向上を図っていくこと。

### P F I 事業

Private Finance Initiative の略で、民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業のこと。

## 【S】

### S N S

ソーシャル・ネット・サービスのことで、Web 上で社会的ネットワークを構築、多様な人々とコミュニケーションなどを可能にするサービスのこと。

## 【Y】

### Y A コーナー (ヤングアダルトコーナー)

主に10代の中学生・高校生の利用者を対象とした図書等、コーナーの呼称。

### 資料3 主な基礎データ

#### (1) 人口推計

|          | 実数値          |      |              |      |              |      | 想定値          |      |
|----------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|
|          | 平成22年(2010年) |      | 平成25年(2013年) |      | 平成28年(2016年) |      | 平成32年(2020年) |      |
|          | 人口           | 構成比  | 人口           | 構成比  | 人口           | 構成比  | 人口           | 構成比  |
| 15歳未満    | 11,606       | 14.2 | 11,241       | 13.7 | 10,638       | 13.1 | 10,044       | 12.4 |
| 15歳から64歳 | 51,201       | 62.5 | 49,470       | 60.4 | 47,697       | 58.6 | 46,818       | 57.8 |
| 65歳以上    | 19,045       | 23.3 | 21,163       | 25.9 | 23,038       | 28.3 | 24,138       | 29.8 |
| 計        | 81,852       | 100  | 81,874       | 100  | 81,373       | 100  | 81,000       | 100  |

この人口推計について

実数値は、あきる野市教育基本計画（平成23年度から平成25年度まで）の策定作業に入った平成22年、あきる野市教育基本計画本計画（第2次計画）（平成26年度から平成32年度まで）の策定作業に入った平成25年及び本計画の策定作業に入った平成28年について、10月1日を基準日として示しています。

想定値については、市の後期基本計画に示される想定値を準用しています。

なお、構成比については小数点第1位で、合計が100%になるよう調整しています。

## (2) 児童・生徒数の推移及び今後の推計

### ① 小学校

単位：人

|      | 平成<br>22年 | 平成<br>23年 | 平成<br>24年            | 平成<br>25年            | 平成<br>26年 | 平成<br>27年 | 平成<br>28年 | 平成<br>29年 | 平成<br>30年 | 平成<br>31年 | 平成<br>32年 |  |
|------|-----------|-----------|----------------------|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
| 東秋留小 | 528       | 510       | 501                  | 487                  | 489       | 500       | 509       | 480       | 484       | 460       | 424       |  |
| 多西小  | 571       | 574       | 574                  | 572                  | 558       | 571       | 546       | 542       | 526       | 515       | 503       |  |
| 西秋留小 | 383       | 388       | 385                  | 421                  | 420       | 424       | 443       | 433       | 417       | 389       | 391       |  |
| 屋城小  | 273       | 280       | 277                  | 275                  | 273       | 268       | 260       | 280       | 279       | 274       | 279       |  |
| 南秋留小 | 663       | 624       | 591                  | 565                  | 521       | 514       | 472       | 457       | 452       | 438       | 457       |  |
| 草花小  | 637       | 643       | 674                  | 668                  | 702       | 736       | 747       | 745       | 721       | 708       | 674       |  |
| 一の谷小 | 186       | 184       | 180                  | 181                  | 183       | 170       | 165       | 170       | 185       | 185       | 181       |  |
| 前田小  | 334       | 310       | 316                  | 321                  | 336       | 323       | 333       | 326       | 307       | 298       | 270       |  |
| 増戸小  | 556       | 535       | 527                  | 527                  | 529       | 525       | 505       | 521       | 531       | 529       | 536       |  |
| 五日市小 | 550       | 561       | 544                  | 551                  | 530       | 499       | 499       | 453       | 460       | 441       | 423       |  |
| 戸倉小  | 34        | 27        | 20                   | 平成25年4月1日から五日市小学校に統合 |           |           |           |           |           |           |           |  |
| 小宮小  | 17        | 17        | 平成24年4月1日から五日市小学校に統合 |                      |           |           |           |           |           |           |           |  |
| 合計   | 4,732     | 4,653     | 4,589                | 4,568                | 4,541     | 4,530     | 4,479     | 4,407     | 4,362     | 4,237     | 4,138     |  |

### ② 中学校

単位：人

|      | 平成<br>22年 | 平成<br>23年 | 平成<br>24年 | 平成<br>25年 | 平成<br>26年 | 平成<br>27年 | 平成<br>28年 | 平成<br>29年 | 平成<br>30年 | 平成<br>31年 | 平成<br>32年 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 秋多中  | 616       | 604       | 605       | 582       | 548       | 502       | 457       | 477       | 510       | 534       | 485       |
| 東中   | 524       | 523       | 530       | 538       | 562       | 609       | 590       | 573       | 530       | 564       | 579       |
| 西中   | 343       | 341       | 331       | 298       | 292       | 287       | 293       | 295       | 285       | 316       | 310       |
| 御堂中  | 263       | 289       | 311       | 327       | 329       | 324       | 341       | 356       | 400       | 411       | 426       |
| 増戸中  | 227       | 232       | 237       | 233       | 236       | 233       | 242       | 255       | 255       | 253       | 252       |
| 五日市中 | 332       | 308       | 303       | 306       | 304       | 290       | 283       | 288       | 266       | 267       | 242       |
| 中学校  | 2,305     | 2,297     | 2,317     | 2,284     | 2,271     | 2,245     | 2,206     | 2,244     | 2,246     | 2,345     | 2,294     |

### ③ 小中学校

単位：人

|      | 平成<br>22年 | 平成<br>23年 | 平成<br>24年 | 平成<br>25年 | 平成<br>26年 | 平成<br>27年 | 平成<br>28年 | 平成<br>29年 | 平成<br>30年 | 平成<br>31年 | 平成<br>32年 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 小中総計 | 7,037     | 6,950     | 6,906     | 6,852     | 6,812     | 6,775     | 6,685     | 6,651     | 6,608     | 6,582     | 6,432     |

平成28年までの数値は、5月1日の在籍児童・生徒数。

平成29年以降の数値は、平成28年5月1日の児童・生徒数を学年進行させ、新入生については、住民基本台帳を基に、全員が住所地の指定学校に就学することと算出しています。

### (3) 学校施設

#### ① 小学校

平成28年5月1日現在

| 番号   | 学校名  | 建物敷地面積<br>(㎡) | 屋外運動場<br>(㎡) | 校舎面積<br>(㎡) | 体育館<br>(㎡) | プール(㎡) |      | 教室数  |      |
|------|------|---------------|--------------|-------------|------------|--------|------|------|------|
|      |      |               |              |             |            | 高学年    | 低学年  | 普通教室 | 特別教室 |
| 1    | 東秋留小 | 9,754         | 6,391        | 4,119       | 591        | 10×25  |      | 18   | 11   |
| 2    | 多西小  | 6,267         | 10,910       | 3,724       | 591        | 10×25  |      | 17   | 9    |
| 3    | 西秋留小 | 8,746         | 10,481       | 3,365       | 591        | 10×25  |      | 14   | 10   |
| 4    | 屋城小  | 8,038         | 10,226       | 3,260       | 601        | 11×25  | 6×10 | 11   | 13   |
| 5    | 南秋留小 | 7,363         | 9,000        | 3,925       | 601        | 10×25  | 6×8  | 15   | 14   |
| 6    | 草花小  | 8,136         | 9,409        | 4,960       | 601        | 10×25  |      | 26   | 10   |
| 7    | 一の谷小 | 9,300         | 7,401        | 3,180       | 601        | 10×25  |      | 8    | 10   |
| 8    | 前田小  | 7,557         | 7,207        | 3,662       | 601        | 10×25  |      | 12   | 13   |
| 9    | 増戸小  | 5,155         | 9,286        | 4,223       | 615        | 10×25  |      | 17   | 13   |
| 10   | 五日市小 | 5,768         | 9,646        | 4,680       | 765        | 11×25  |      | 19   | 11   |
| 計10校 |      | 76,084        | 89,957       | 39,103      | 6,158      |        |      | 157  | 114  |

#### ② 中学校

|     |      |        |        |        |       |       |  |    |     |
|-----|------|--------|--------|--------|-------|-------|--|----|-----|
| 1   | 秋多中  | 7,943  | 15,130 | 5,425  | 1,045 | 11×25 |  | 13 | 29  |
| 2   | 東中   | 8,855  | 12,269 | 6,411  | 900   | 11×25 |  | 19 | 18  |
| 3   | 西中   | 8,273  | 16,160 | 5,017  | 1,037 | 11×25 |  | 12 | 17  |
| 4   | 御堂中  | 7,928  | 15,877 | 4,445  | 1,065 | 11×25 |  | 10 | 16  |
| 5   | 増戸中  | 5,447  | 8,131  | 3,875  | 848   | 13×25 |  | 7  | 18  |
| 6   | 五日市中 | 7,888  | 11,593 | 4,827  | 970   | 13×25 |  | 12 | 20  |
| 計6校 |      | 46,334 | 79,160 | 30,000 | 5,865 |       |  | 73 | 118 |

(4) 生涯学習関連施設

平成28年5月1日現在

| 名 称                | 所 在 地                                | 開設年月                                 | 面積規模(m <sup>2</sup> )        | 内 容  |
|--------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--|
| 中 央 公 民 館          | 二宮683                                | (本館)<br>昭和50年8月<br>(別館)<br>平成16年10月  | (本館)<br>2,096<br>(別館)<br>923 | 本 館－団体活動室、ロビー、市民ギャラリー<br>研修室(4室)、和室(2室)、実習室<br>集会室、準備室、小会議室<br>別 館－研修室(5室)、第2工作室、音楽室<br>保育室<br>別 棟－第1工作室 |
| 秋川キララホール           | 秋川1-16-1                             | 平成元年4月                               | 3,580                        | 客席数 702席(うち車椅子用2席)<br>楽屋(3室)、リハーサル室(1室)  |
| あきる野ルピア            | 秋川1-8                                | 平成7年10月                              | 2,793                        | ルピアホール、展示室、ルピア会議室、<br>ルピア集会室、ルピア産業情報研修室、<br>レセプションルーム、4階会議室、学習室1～5                                       |
| 五日市郷土館             | 五日市920-1                             | 昭和56年11月                             | 907                          | 展示室、収蔵室、研修室 他  |
| 二宮考古館              | 二宮1151                               | 平成2年8月                               | 337                          | 展示室、収蔵室 他  |
| アートスタジオ五日市         | 戸倉300                                | 平成5年4月                               | 247                          | 版画制作工房 他   |
| 中央図書館              | 秋川1-16-2                             | 平成19年8月                              | 3,478                        | 蔵書数 265,886冊   |
| 東部図書館エル            | 野辺39-27                              | 平成17年8月                              | 1,375                        | 蔵書数 93,361冊  |
| 五日市図書館             | 五日市368                               | 昭和53年10月                             | 823                          | 蔵書数 118,873冊   |
| 中央図書館<br>増戸分館      | 伊奈1157-5                             | 昭和59年4月                              | 256                          | 蔵書数 81,951冊  |
| 秋川体育館              | 二宮683                                | 昭和54年5月                              | 5,953                        | 大体育室、小体育室、第1トレーニング室、<br>第2トレーニング室、剣道場、柔道場、弓道場、<br>幼児コーナー   |
| 五日市ファインプラザ         | 伊奈859-3                              | 平成3年6月                               | 5,477                        | 室内プール、体育室、武道場、トレーニング室<br>第1研修室、第2研修室、第3研修室、幼児体育室   |
| あきる野市民プール          | 原小宮353                               | 昭和56年7月                              | 2,978                        | 屋内 25m温水プール<br>屋外 流水プール、スライダープール、<br>25mプール、幼児プール  |
| いきいきセンター           | 雨間1946                               | 平成4年10月                              | 1,153                        | 水着リフレッシュゾーン、トレーニング室<br>サウナ室、男女小浴場、集会室  |
| 油平クラブハウス           | 油平92-7                               | 平成18年4月                              | 353                          | 和室(大)、和室(小) 第1会議室、第2会議室  |
| 総合グラウンド            | 二宮東<br>1-11-2先                       | 昭和45年4月                              | 61,029                       | 野球場 2面、ソフトボール場 3面、<br>少年野球場 1面、テニスコート(クレー) 6面、<br>クラブハウス 1棟  |
| 玉見ヶ崎<br>レクリエーション広場 | 小川東1-5先                              | 平成5年5月                               | 8,004                        | テニスコート(クレー) 4面、運動広場  |
| 市民運動広場             | (野球場)<br>二宮702-1<br>(相撲場)<br>二宮670-5 | (野球場)<br>昭和52年4月<br>(相撲場)<br>昭和57年4月 | 16,845                       | 野球場 2面、相撲場 2面  |
| あきる野市民球場           | 原小宮353                               | 昭和59年4月                              | 16,500                       | 野球場 1面(夜間照明 6基)  |
| 山田グラウンド            | 山田1-1                                | 昭和62年4月                              | 9,891                        | 野球場 1面、テニスコート(砂入り人工芝) 2面<br>管理棟  |
| 小和田グラウンド           | 小和田8                                 | 昭和62年4月                              | 24,254                       | ソフトボール場 4面、休憩場(管理棟)  |
| グリーンスポーツ公園         | 雨間1946                               | 昭和54年4月                              | 1,449                        | テニスコート(砂入り人工芝) 2面<br>ランニングバーン アスレチック遊具   |
| グリーン運動広場           | 切欠1857先                              | 昭和54年4月                              | 16,310                       | 少年野球場 3面(A面のみ少年サッカー可)  |

## 資料4 関係法令

### 教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第二十号）

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないが、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

（義務教育）

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

（学校教育）

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

（大学）

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

（私立学校）

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

# 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

(平成二年六月二十九日法律第七十一号)

最終改正：平成一四年三月三十一日法律第一五号

(目的)

第一条 この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、都道府県生涯学習審議会の事務について定める等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(施策における配慮等)

第二条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(生涯学習の振興に資するための都道府県の事業)

第三条 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

- 一 学校教育及び社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。）並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 二 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。
- 三 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。
- 四 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。
- 五 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

(都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準)

第四条 文部科学大臣は、生涯学習の振興に資するため、都道府県の教育委員会が行う前条第一項に規定する体制の整備に関し望ましい基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(地域生涯学習振興基本構想)

第五条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。）及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 前項に規定する多様な機会（以下「生涯学習に係る機会」という。）の総合的な提供の方針に関する事項
- 二 前項に規定する地区の区域に関する事項
- 三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類及び内容に関する基本的な事項
- 四 前号に規定する民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他の前項に規定する地区において行われる生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な業務であって政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関する事項
- 五 その他生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する重要事項

3 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

4 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、前項の規定による協議を経た後、文部科学大臣及び経済産業大

臣に協議することができる。

5 文部科学大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、都道府県が作成しようとする基本構想が次の各号に該当するものであるかどうかについて判断するものとする。

一 当該基本構想に係る地区が、生涯学習に係る機会の提供の程度が著しく高い地域であつて政令で定めるもの以外の地域のうち、交通条件及び社会的自然的条件からみて生涯学習に係る機会の総合的な提供を行うことが相当と認められる地区であること。

二 当該基本構想に係る生涯学習に係る機会の総合的な提供が当該基本構想に係る地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習に係る機会に対する要請に適切にこたえるものであること。

三 その他文部科学大臣及び経済産業大臣が判断に当たっての基準として次条の規定により定める事項（以下「判断基準」という。）に適合するものであること。

6 文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想につき前項の判断をするに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあつては前条第二項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大臣にあつては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴くものとし、前項各号に該当するものであると判断するに至ったときは、速やかにその旨を当該都道府県に通知するものとする。

7 都道府県は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 第三項から前項までの規定は、基本構想の変更（文部科学省令、経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（判断基準）

第六条 判断基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する基本的な事項

二 前条第一項に規定する地区の設定に関する基本的な事項

三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類及び内容に関する基本的な事項

四 生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な事業に関する基本的な事項

五 生涯学習に係る機会の総合的な提供に際し配慮すべき重要事項

2 文部科学大臣及び経済産業大臣は、判断基準を定めるに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあつては第四条第二項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大臣にあつては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。

3 文部科学大臣及び経済産業大臣は、判断基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、判断基準の変更について準用する。

第七条 削除

（基本構想の実施等）

第八条 都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、生涯学習に係る機会の総合的な提供を基本構想に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。

2 文部科学大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、社会教育関係団体及び文化に関する団体に対し必要な協力を求めるものとし、かつ、関係地方公共団体及び関係事業者等の要請に応じ、その所管に属する博物館資料の貸出しを行うよう努めるものとする。

3 経済産業大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、商工会議所及び商工会に対し、これらの団体及びその会員による生涯学習に係る機会の提供その他の必要な協力を求めるものとする。

4 前二項に定めるもののほか、文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想の作成及び円滑な実施の促進のため、関係地方公共団体に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

5 前三項に定めるもののほか、文部科学大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第九条 削除

（都道府県生涯学習審議会）

第十条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。

2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。

4 前三項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(市町村の連携協力体制)

第十一条 市町村（特別区を含む。）は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二年七月一日から施行する。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十二条 施行日前に第四百四十五条の規定による改正前の生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（次項において「旧生涯学習振興法」という。）第五条第四項の規定による承認を受けた同条第一項の基本構想は、第四百四十五条の規定による改正後の生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（次項において「新生涯学習振興法」という。）第五条第六項の規定による通知があつた同条第一項の基本構想とみなす。

2 施行日前に旧生涯学習振興法第七条第一項の規定による承認を受けた旧生涯学習振興法第五条第一項の基本構想は、新生涯学習振興法第五条第八項において準用する同条第六項の規定による通知があつた同条第一項の基本構想とみなす。

(国等の事務)

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなさ

れる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成十四年三月三十一日法律第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。



**あきる野市教育基本計画（第2次計画）  
後期実施計画**

平成29年3月発行

編集・発行 あきる野市教育委員会  
〒197-0814  
東京都あきる野市二宮350番地  
電話（042）558-1111（代）